

大和郡山市 こども計画

どんなまちになるか
のぞいてみよう！



令和7年3月
大和郡山市

はじめに

大和郡山市では、これまでの5年間、「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（第二期）」において「安心して子どもを産み育て 子ども・大人・社会がともに育つまち 大和郡山」を基本理念として掲げ、こども・子育て支援に向けた取り組みを推進してきました。



しかしながら、全国の自治体では、少子化、子育てに対する不安感、こどもや若者の貧困、児童虐待など様々な問題が生じており、一人ひとりの状況に応じた適切な支援が必要になってきています。また、このような状況の中、国においては、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども政策を総合的に推進するため「こども大綱」が閣議決定されました。

そこで、本市においては、国の「こども大綱」等を踏まえ、こどもや子育て家庭、若者を取り巻く現状や課題を把握し、適切に対応していくため、令和7年度から5年間のめざすべき方向性を明らかにする「大和郡山市こども計画」を策定しました。本計画の大きな特徴は、こどもを支援の対象としてのみ捉えるのではなく、一緒に社会を創るパートナーとして、まちづくりにその意見を反映することを目的としていることです。そのため、こども達にも直接アンケートを実施したほか、「まちのみらい」と題したワークショップを開催しました。また、こどもや子育て家庭だけではなく、支援が必要な若者も対象としています。

新しい計画では、「世代を超えてつながり 心を合わせてともに育つまち 大和郡山」を基本理念とし、こどもや子育て家庭、また若者に関する支援を総合的に推進してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査や市民意見交換会、パブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様、貴重なご意見やご提案をいただきました大和郡山市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ご支援、ご協力をいただいたすべての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。

令和7年3月

大和郡山市長 上田 清

目 次

第1章 計画の基本方向	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	3
5. 基本理念（めざすまちの姿）	4
6. 基本方向	7
7. 施策体系	8
第2章 施策の具体的な展開	9
基本方向1 あんしんできる	10
(1) こども・若者の人権の尊重	10
(2) 虐待・暴力等防止への取り組みの推進	12
(3) こども・若者の安全の確保	14
基本方向2 よりそい、ささえあう	17
(1) 妊娠・出産、子育てにかかる切れ目のない支援	17
(2) 困難を抱えたこども・子育て家庭・若者への支援	22
(3) 家族で支え合うワーク・ライフ・バランスの推進	27
基本方向3 みんなではぐくむ	29
(1) 多様な教育・保育の充実	29
(2) 地域での子育て支援の推進	32
基本方向4 まなび、かつやくする	35
(1) 特色ある学びの創造	35
(2) こども・若者の居場所・活動の場づくりの推進	38
(3) こども・若者の地域・社会参画の推進	40
第3章 事業の実施目標	42
1. 基本的な考え方	42
2. 事業の体系	45
3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	46
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	50
第4章 計画の推進に向けて	66
1. 家庭、地域、企業、関係機関・団体、行政の役割	66
2. 推進体制	67
3. 進捗管理・評価	67
4. 広報・周知	67

資料編	68
こども・子育てを取り巻く現状と課題	68
教育・保育の状況	76
アンケート結果からみる大和郡山市の状況	78
関係者意見聴取の結果	108
第二期計画の実施状況	111
大和郡山市子ども・子育て会議条例	122
大和郡山市子ども・子育て会議委員名簿	124
策定経過	125

第1章 計画の基本方向

1. 計画策定の趣旨

わが国では、未婚化・非婚化、晩婚化・晩産化等を背景に、少子化の進行に歯止めがかからない状況が続いています。令和5年の人口動態統計（確定数）をみると、出生数は72万7,288人と、人口動態調査の開始以来、最も少なく、合計特殊出生率も1.20と過去最低となっています。

子育て家庭においては、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等によって、子育てに不安や孤独感を感じている保護者も少なくありません。また、母親、父親ともに働きながら子育てをする家庭が著しく増加する中、待機児童の解消やワーク・ライフ・バランスの実現が喫緊の課題となっています。

こども・若者が抱える課題については、貧困やいじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待など、様々な問題で深刻な状況となっており、一人ひとりの状況に応じた適切な支援の充実が求められています。

このような状況の中、国においては令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同法に基づき、令和5年12月にはこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、「こどもまんなか社会*」の実現に向けて、こども施策に関する基本的な方針等が示されました。

本市では、令和2年3月に「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（第二期）」（以下、「第二期計画」という。）を策定し、「安心して子どもを産み育て 子ども・大人・社会がともに育つまち 大和郡山」を基本理念に掲げ、幼児期における教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進してきました。

このたび、第二期計画が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの取り組みに対する点検・評価を行いつつ、市民等のニーズや国等の動向を踏まえた新たな計画を策定します。策定にあたっては、こども・子育て・若者に関する支援を総合的に推進するため、これまでのこども・子育て施策にこどもの貧困対策、若者支援を含めた「大和郡山市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

*こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」とは…

すべてのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

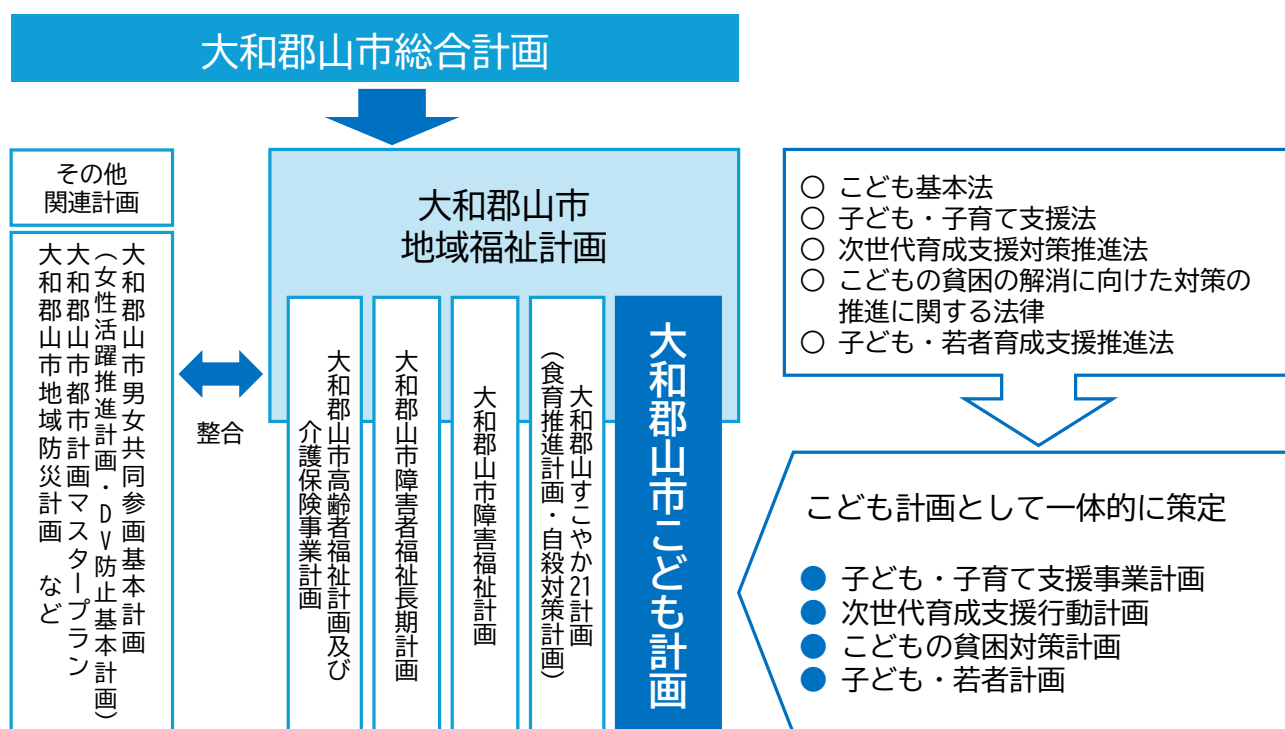
2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、本計画は、以下の法律に基づく計画を包含するものとして策定します。

- 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」

さらに、本計画の策定にあたっては、「大和郡山市総合計画」や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。



3. 計画の対象

本計画の対象は、18 歳未満のすべての子どもとその家庭、および 18～39 歳までの若者とします。

【参考】国の関係法令・大綱等において対象となる「子ども」「若者」「保護者」等の定義

- 子ども基本法
…この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
- 子ども・子育て支援法
…この法律において「子ども」とは、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
…この法律において「子ども」とは、子ども基本法に規定する子どもをいう。
- 子ども大綱
…乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）、思春期（中学生からおおむね 18 歳まで）、青年期（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「子ども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 か年とします。

5. 基本理念（めざすまちの姿）

世代を超えてつながり 心を合わせてともに育つまち 大和郡山

少子高齢化や家族構成の変化、地域のつながりの希薄化など、こども・子育て家庭・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てへの不安感や負担感の増大、仕事と家庭の両立など、多くの課題がみられます。

そのような中、本市では、子育て家庭のみならず、地域社会、行政といった多様な主体が丸となり、こども・若者を育て、支えられる環境づくりに取り組みます。そして、育ったこども・若者が、未来の子育てを担うことで、「世代を超えてつながるまち」をめざします。

また、こども・若者のみならず、多様な主体がこども・若者への支援を通して、信頼や思いやり、つながりの意識を持ちながら、「ともに育つことができるまち」をめざします。

第二期計画では「安心して子どもを産み育て 子ども・大人・社会がともに育つまち 大和郡山」を基本理念として取り組んできましたが、本計画では新たに「世代を超えてつながり 心を合わせてともに育つまち 大和郡山」を基本理念（めざすまちの姿）とし、こども・子育て・若者に関する支援を総合的に推進します。

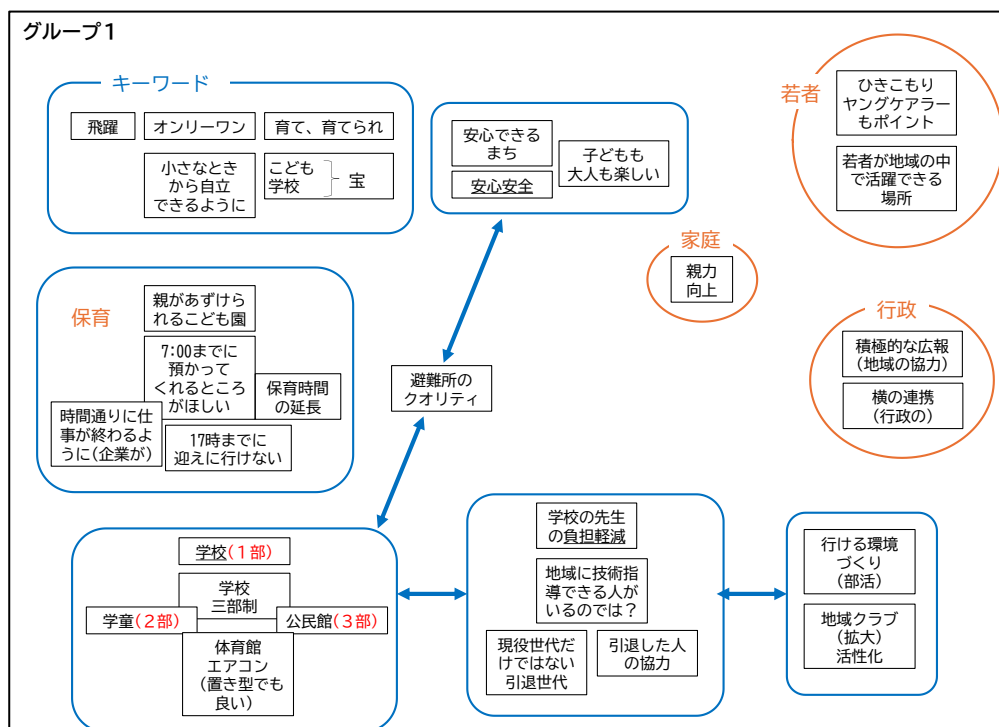
コラム こども計画のめざすところを議論しました

第2回の子ども・子育て会議において「大和郡山市に住むこども・若者がどうなってほしいか（基本理念は?）」をテーマに、2グループに分かれてグループワークを行いました。

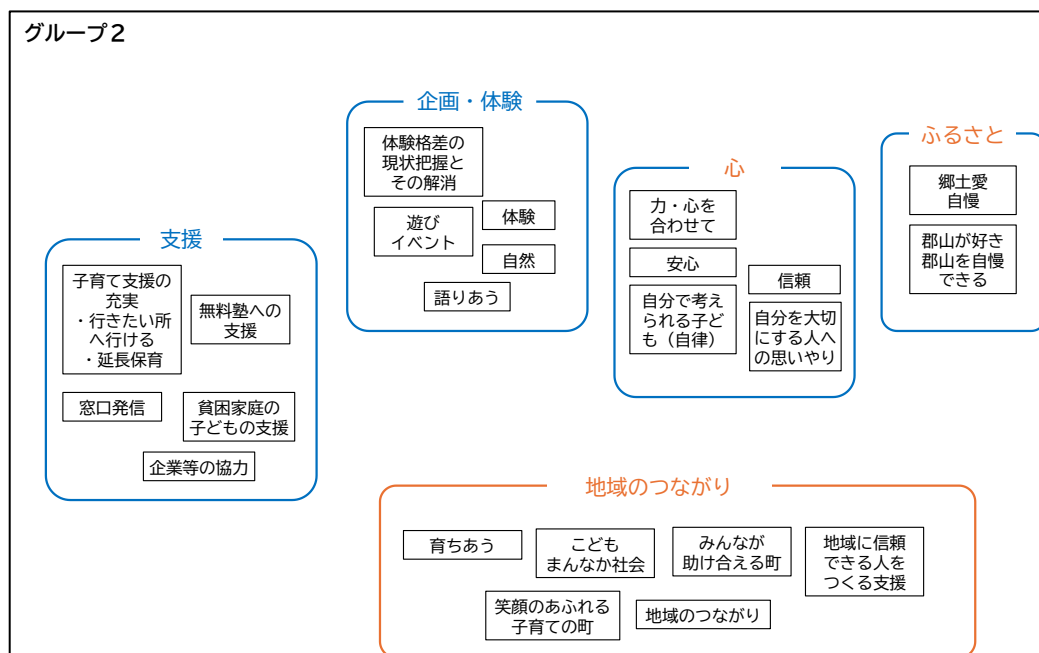
両グループともに出されたキーワードは「安心」であり、貧困対策や先生の負担軽減、部活動の地域移行、学校三部制など、様々な問題や課題に対して「地域」による連携や助け合い等の仕組みを強化していく点に様々な意見が出されました。

また、保育の在り方、体験等を通じての心の育成、大和郡山市を好きになってほしいなど、様々な意見・キーワードが出されました。

グループ1



グループ2



コラム2 「まちのみらい」についてこどもたちから意見を集めました

令和5年4月施行の「こども基本法」により、こども・若者を支援の対象としてのみ捉えるのではなく、一緒に社会をつくるパートナーとして、さまざまな施策・まちづくりにその声を反映させることとなりました。

本市では、「こども計画」にこどもたちの意見を反映させるための「こどもの意見聴取ワークショップ」を開催し、「まちのみらい」について、こどもたちからたくさんのご意見をお寄せいただきました。

日時：令和6年11月3日（日）9:00～15:00

会場：郡山城跡（第49回親子まつり会場にて実施）

参加者数：134名



いただいたご意見

1. 社会全体に関わること（59件・44%）
穏やかに楽しく過ごすことができる社会・地域に関するもの
2. 公園・遊び場に関すること（25件・19%）
公園や遊び場自体の環境に関するもの
3. 自然環境・動物に関すること（20件・15%）
清潔な地域や自然環境保護、身近な生き物に関するもの
4. 学校の施設・運営に関すること（14件・10%）
施設の充実・更新を望むものや学校運営、校則、給食の充実に関するもの
5. 地域インフラに関すること（5件・4%）
地域インフラの充実に関するもの
6. その他（個人的な望みなど）（11件・8%）



6. 基本方向

基本方向1 あんしんできる

こども・子育て家庭・若者の 安全・安心の環境づくり

こども・若者の権利が尊重され、健やかに成長し、最善の利益が実現されるよう、こども・若者の視点に立った取り組みを進めます。虐待や家族間の暴力については、関係機関の専門的な視点から早期発見、早期対応、未然防止に努め、連携して支援する体制を整え、きめ細かな支援の推進と再発防止に努めます。

また、こども・若者を巻き込んだ犯罪の防止や事故の防止、自殺対策に取り組み、こども・子育て家庭・若者が安心して暮らすことができる環境の整備を図ります。

基本方向2 よりそい、ささえあう

すべてのこども・子育て家庭・ 若者が成長できる環境づくり

一人ひとりのこどもが親とともに健やかに成長できるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行い、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育てに対する不安や負担を軽減するための相談体制の充実等に取り組みます。

また、障害、疾病、貧困、家族の状況等により支援の必要性が高いこども、子育て家庭、若者への相談支援や経済的支援、就労支援等に取り組み、すべてのこども・若者が、生まれた環境によって自分の将来が決まってしまうことなく、安心して健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

基本方向3 みんなではぐくむ

子育て家庭を支える地域づくり

子育て中の親の働き方が多様化する中、高まるニーズに対応した保育等の充実を図るとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育の安定的な提供を推進します。

こども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本認識のもとに、家庭、学校、地域、企業、その他の地域社会のあらゆる分野の人々が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を促すよう支援することが重要です。地域がその役割を果たし、ともにこどもの成長を喜び、育ち合うことができるよう、子育て家庭を支える地域の「子育て支援力」の強化を図るための取り組みを推進します。

基本方向4 まなび、かつやくする

こども・若者が地域・社会に 参画できる環境・機会づくり

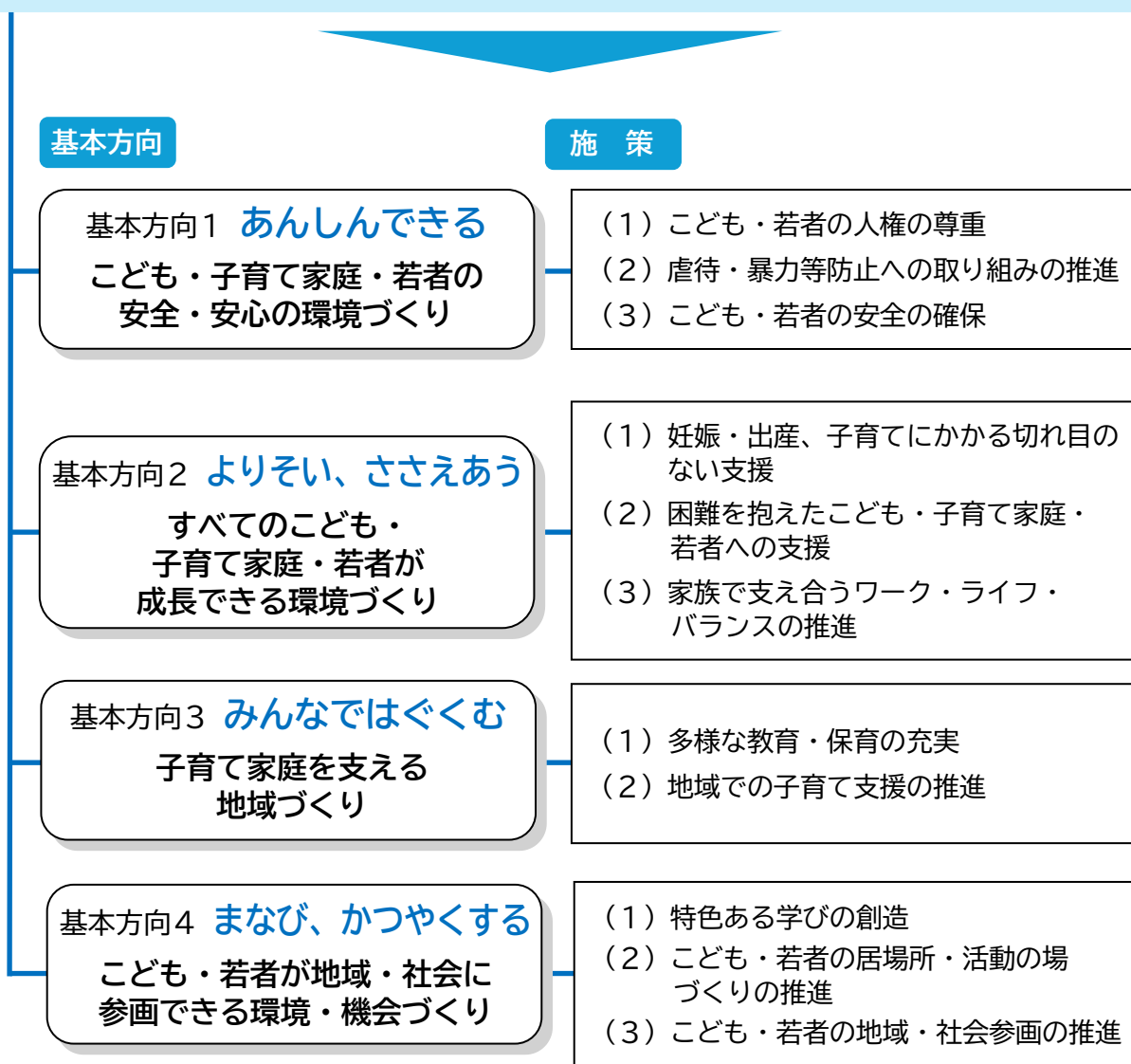
知・徳・体のバランスのとれたこども・若者の「生きる力」を育成し、社会的自立の基礎を培うため、学校、家庭、地域が連携し、多様な学びの環境の整備を推進します。

また、こども・若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりや、こども・若者が地域、社会に興味を持ち、参画することができる機会づくりを推進します。

7. 施策体系

基本理念

世代を超えてつながり 心を合わせてともに育つまち 大和郡山



第2章 施策の具体的な展開

● 「対象者アイコン」の見方について ●

見本：

取り組みの内容	対象者	担当課
1. 保育者・教職員への人権研修の実施	育学	保育支援課 学校教育課
2. 道徳教育や体験活動を通じた人権意識の向上	小中	学校教育課

- 
- 幼** 0歳から就学前の乳幼児
 - 小** 小学生
 - 中** 中学生
 - 高** 高校生・おおむね15歳から17歳までの子ども
 - 若** 青年期（おおむね18歳から30歳未満まで）の人をいい、施策によっては、ポスト青年期の人（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている人や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の人）も対象とする
 - 保** 上記の保護者
 - 妊** 妊婦、産婦
 - 育** 幼稚園、保育園、認定こども園等、就学前の子育て支援に関わる支援者・支援機関
 - 学** 小・中学校等、就学期の教育・保育に関わる支援者・支援機関
 - 他** 上記以外の支援者・支援機関
 - 全** 対象者を限定しないもの

※上記は「主な対象者」をあらわしたものであり、事業や取り組み、状況によっては、アイコン以外の対象者が含まれる、またはアイコンの対象者からさらに限定される可能性があります。

基本方向1 あんしんできる

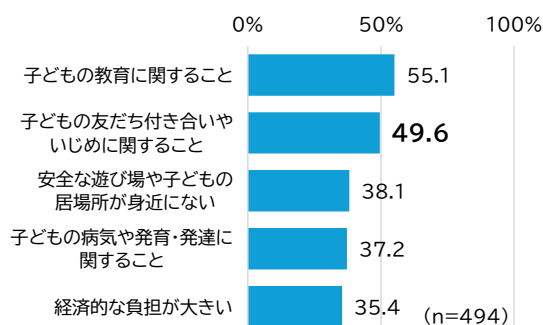
こども・子育て家庭・若者の安全・安心の環境づくり

(1) こども・若者の人権の尊重

【現状と課題】

- 「児童の権利条約」では、こどもは保護の対象であると同時に、「権利の主体」として尊重することが謳われています。こども・若者を権利の主体として認識するとともに、一人ひとりの人格や個性を尊重し、権利を保障していくことが大切です。
- こどもの意見聴取ワークショップでは、「世界平和」「みんなが幸せに暮らせるまち」「笑顔があふれるまち」「みんなが困らず楽しく住めるまち」「安全なまち」など、穏やかに楽しく過ごすことができる社会・地域に関するものが多くを占めました。
- 子育てに関して日頃悩んでいることについて、就学児童調査では「子どもの友だち付き合いやいじめに関すること」が約5割で2番目に多くなっています※1。いじめや差別のない社会をめざして、こども・若者一人ひとりが、お互いに尊重し合える教育・保育の推進が重要です。
- 「セクシュアルマイノリティ」「こどもの貧困」「こどもの虐待」などの新たな人権課題についての普及・啓発が必要です。

【子育てに関して悩んでいること 上位5つ(就学児)】



※1 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学児童調査)

具体的な取り組み① 人権教育・保育への取り組みの推進

こども一人ひとりが尊重される社会づくりのためには、幼少期からの人権教育・保育とともに、人権教育・保育を担う保育者や教職員への人権教育が重要となります。

保育者や教職員に向けた定期的な人権研修を行うとともに、保育者が参加しやすい環境づくりを進めます。また、小・中学校での道徳教育における「心の教育」や様々な体験活動を通して、自己を見つめ、将来に展望をもたせる取り組みを推進します。

取り組みの内容	対象者	担当課
1. 保育者・教職員への人権研修の実施	育学	保育支援課 学校教育課
2. 道徳教育や体験活動を通じた人権意識の向上	小中	学校教育課

具体的な取り組み② こどもの人権啓発の推進

こどもの人権が尊重され、ひとりの人間として扱われるよう、こどもから大人まで、すべての世代がこどもの人権に対する理解を深めていくことが重要です。

地域における「児童の権利条約」等の人権教育や、近年の人権課題に関する研修会の開催、市内すべての中学校区での「子ども人権フォーラム」の開催・充実を通じて、人権意識の普及・啓発に取り組めます。

取り組みの内容	対象者	担当課
3. 「児童の権利条約」等、こどもの人権の普及・啓発	全	人権施策推進課
4. 子ども人権フォーラムを通じた人権意識の高揚	小 中	人権施策推進課

＼ピックアップ／

子ども人権フォーラム

子ども人権フォーラムは、こどもの人権意識の育成と社会性を培うため、こどもと地域の大人や保護者が協力しながら、様々な体験活動や学習を行うことを通して、地域の教育力向上を図っていくものです。

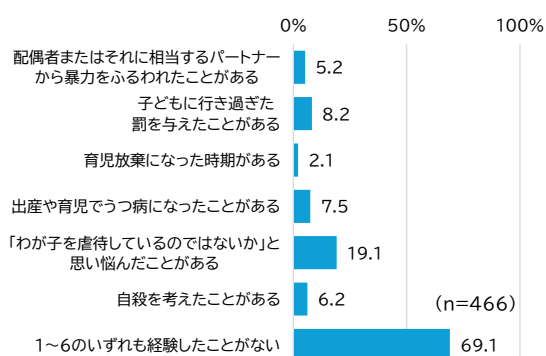
市内を郡山中学校区、郡山南中学校区、郡山西中学校区、郡山東中学校区、片桐中学校区の5つの中学校区ごとの単位に分け、それぞれの地域の小・中学生が参加し、多文化交流や人権史跡探訪、防災体験等を行っています。

(2) 虐待・暴力等防止への取り組みの推進

【現状と課題】

- 令和4年度中に全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、214,843件で過去最多となっています※¹。
- 本市における児童虐待の状況について、児童虐待相談件数は令和2年度から令和5年度にかけて横ばいで推移しており、令和5年度は308件となっています※²。
- 子育てに関わってから経験したことについて、『わが子を虐待しているのではないか』と思い悩んだことがある」保護者は約2割となっています※³。子育てに悩む保護者への相談支援や、虐待・暴力の早期発見・早期対応の仕組みづくりを進め、こどもが安心して、安全に生活できる環境づくりに取り組む必要があります。
- また、「配偶者またはそれに相当するパートナーから暴力をふるわれたことがある」保護者は5.2%、「子どもに行き過ぎた罰を与えたことがある」保護者は8.2%となっています※³。DVと児童虐待には密接な関連があるとされていることから、DV防止に向けた啓発や相談支援の充実等に取り組む、こども・若者の安全の確保を図る必要があります。

【子育てに関わってから経験したこと】



※¹ こども家庭庁「令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数」（令和6年9月24日現在）

※² 子育て支援課

※³ 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(子どもの生活調査(保護者調査))

具体的な取り組み① 虐待・暴力等の予防・早期発見の推進

こどもは、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をもち、あらゆる種類の差別や虐待から守らなければなりません。特に、児童虐待は、こどもの生命や心身の発達に深刻な影響を与える重大な人権侵害です。

児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、庁内関係課間の連携体制を構築し、様々な事業の連携を図るとともに、保護から自立支援に至るまでの切れ目ない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会（大和郡山市児童虐待防止ネットワーク）の機能の強化を図ります。また、様々な機会を用いて児童虐待防止の普及・啓発を図るとともに、受けた相談を適切な支援につなげる体制づくりに取り組みます。

こども・若者を性暴力・性犯罪から守るため、性暴力・性犯罪に関する法律の周知や児童ポルノ・性の商品化等に関する知識の普及を図るとともに、奈良県や警察と連携し、被害者を適切な支援につなぐ体制整備に取り組みます。

取り組みの内容	対象者	担当課
5. 児童虐待の早期発見・対応のための体制整備	幼小中高妊保	子育て支援課
6. 健診時等を活用した児童虐待防止の普及・啓発	妊保	保健センター
7. 相談・支援につなげる体制づくり	妊保	子育て支援課 保健センター
8. 社会的養護施設等との連携による支援	全	子育て支援課
9. 性暴力・性犯罪やストーカー被害に対する支援	全	交通防犯対策課 人権施策推進課
10. 児童ポルノや性の商品化に関する知識の普及	全	人権施策推進課 学校教育課

具体的な取り組み② 家族間の暴力防止の推進

DV（ドメスティック・バイオレンス）は外部から発見しにくい家庭内や恋人などの間において行われるため、潜在化・深刻化しやすい可能性があります。また、DVが起きている家庭では、同居している子どもへの直接的な暴力や、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るう面前DVが起きているケースもあります。

DVの防止・早期発見に向けては、相談窓口の充実とその周知に取り組むとともに、警察や医療機関、学校、福祉関係団体等との連携を強化し、DV被害の未然防止、早期発見、被害者支援に努めます。また、DVに関する講習会、講演会を積極的に開催し、市民のDVに対する認識を深めます。

DV被害者に対しては、緊急時の一時保護や自立支援の充実を図り、被害者の状況に応じた支援を行います。

取り組みの内容	対象者	担当課
11. 女性に対する相談体制の充実	全(主に女性)	人権施策推進課
12. DV等に関する講座の実施	全	人権施策推進課
13. DVの被害者支援	DV被害者の方	人権施策推進課 子育て支援課

＼ピックアップ／

DVの被害者支援

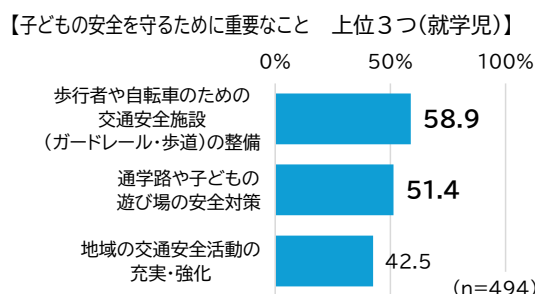
DV被害者が地域で自立した生活が送れるよう、被害者が必要とする情報提供を行い、住宅の確保や就労支援、経済的支援を行っています。

また、被害者の心身の回復のため、関係課や福祉施設、医療機関と連携した相談・支援体制を整えています。

(3) こども・若者の安全の確保

【現状と課題】

- 地域のつながりの希薄化が進む中、こども・若者を犯罪等から守るためには、地域住民一人ひとりが、防犯に対する意識を持ち、協力し合うことが重要です。
- インターネットを使うこども・若者の増加、低年齢化※¹など、こども・若者の安全を取り巻く環境は大きく変化しています。本市のアンケート調査においても、インターネット空間が居場所になっていると回答した若者は50.1%と多く※²、こども・若者が安全にインターネットを利用し、トラブルに巻き込まれない環境整備に取り組む必要があります。
- 子どもの安全を守るために重要と思われることについて、就学児童調査では「歩行者や自動車のための交通安全施設の整備」「通学路や子どもの遊び場の安全対策」が多くなっています※³。こどもが安全に、安心して生活できる生活環境の整備が必要です。
- わが国では、近年、小中高生の自殺者数が増加しており、令和4年には過去最高※⁴となるなど、深刻な状況にあります。



※¹ こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

※² 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(若者調査) (「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の合計)

※³ 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学児童調査)

※⁴ 厚生労働省「令和6年版自殺対策白書」

具体的な取り組み① こども・若者を犯罪等から守るための活動の推進

こども・若者を犯罪から守るためには、地域が一体となった防犯対策に加え、防犯意識の向上に向けた啓発が必要となります。

関係機関と連携した防犯パトロール、街頭での防犯指導等に取り組み、こども・若者が安心して過ごすことのできる地域づくりを推進します。

メールやSNSを活用した情報発信を行い、日頃から一人ひとりの防犯意識の向上に取り組みます。また、こども・若者が近年増加しているインターネットやSNSを悪用した犯罪に巻き込まれないよう、消費者被害防止に向けた啓発やインターネットの適切な利用に関する啓発を行います。

取り組みの内容	対象者	担当課
14. 防犯パトロール・防犯指導の推進	幼小中高若	学校教育課 交通防犯対策課
15. メール・SNSを活用した不審者情報の発信	全	学校教育課
16. 消費者被害防止に向けた啓発・広報	全	人権施策推進課

取り組みの内容	対象者	担当課
17. インターネットの適切な利用に関する啓発	小中高	交通防犯対策課 人権施策推進課 学校教育課

ピックアップ

防犯パトロール・防犯指導の推進、メール・SNSを活用した不審者情報の発信

大和郡山市では、学校教育課（青少年センター）において、こどもの下校時を中心に、センター号（青色パトロールカー）で、防犯パトロールを実施しています。

また、市内の青少年指導委員とともに、夜間街頭指導を実施し、犯罪の防止と地域の防犯意識の向上に取り組んでいます。

「不審者情報」や「防災情報」については、ご登録いただいた方の携帯電話やパソコンに、市民安全メールを配信しています。こどもたちの安全確保のため、ご登録をお願いします。



市民安全メールの登録はこちらから

具体的な取り組み② 安全を守る地域環境の整備

こども・若者をはじめとする市民の安全を守り、交通事故等を防ぐためには、交通安全に対する啓発とともに、通学路や公園などの生活環境の整備が重要となります。

こどもの事故を防ぐため、こどもの事故防止に向けた啓発パンフレットの配布や応急手当等の学習機会の提供、交通安全教室の実施を通して、交通安全に対する意識を高めます。

通学路における注意喚起看板の設置・維持管理や道路のバリアフリー化、公園や道路のユニバーサルデザイン化等を行い、人にやさしい地域環境の整備に取り組めます。

また、こどもたちが安心して地域で遊ぶことができるよう、公園緑地内の施設や遊具の安全確認を行い、維持管理・更新に努めます。

取り組みの内容	対象者	担当課
18. こどもの事故防止の啓発	幼保	保健センター
19. 交通安全に関する普及・啓発	幼小中保	交通防犯対策課
20. 通学路等の安全確保	幼小中	教育総務課 保育支援課
21. 人にやさしい道路の整備推進	全	管理課・建設課・まちづくり 戦略課・まちづくり事業課
22. 安全な遊び場の整備	全	まちづくり事業課

具体的な取り組み③ こども・若者の自殺対策

わが国におけるこども・若者の自殺の状況は深刻なものとなっています。こども・若者が自ら命を絶つようなことのない社会の実現に向けては、自殺リスクの早期発見から相談体制の整備、専門家等の連携など、総合的な取り組みの推進が必要となります。

自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）と連動した啓発活動や、こころの健康づくりに関する講座の実施、こころの体温計の配布等を通じて、普及啓発を図ります。

くらし安心ワンストップ相談や市民総合相談、スクールカウンセラーによる相談など、こども、若者、妊婦等、誰もがどこかに相談できる支援体制づくりに取り組みます。

取り組みの内容	対象者	担当課
23. 自殺やこころの健康づくりに関する普及啓発	全	障害福祉課 図書館 保健センター
24. 自殺予防の相談・支援体制の充実	全	保健センター

基本方向2 よりそい、ささえあう

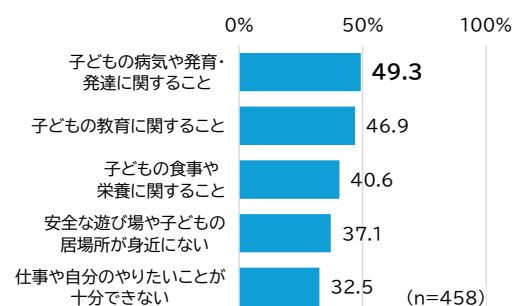
すべての子ども・子育て家庭・若者が成長できる環境づくり

(1) 妊娠・出産、子育てにかかる切れ目のない支援

【現状と課題】

- 母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」の整備が市町村に求められています。
- 子育てをする上で気軽に相談できる先がない人のうち、子育てに対する負担感や不安感を感じる保護者は、就学前で86.7%、就学児で78.9%となっています※¹。
- 子育てに関して日頃悩んでいることについて、就学前調査では「子どもの病気や発育・発達に関すること」が最も多くなっています※¹。母子保健と児童福祉の両面から、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を行い、誰もが安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりが必要です。
- 充実を図ってほしい子育て支援策について、就学児童調査では、「安心して医療機関を利用できる医療体制を整備する」が41.5%と3番目に多くなっています※³。こどもの健康を支える医療体制の充実に取り組む必要があります。

【子育てに関して悩んでいること 上位5つ(就学前)】



※¹ 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学前・就学児童調査)

※² 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学前調査)

※³ 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学児童調査)

具体的な取り組み① 妊産婦への支援

妊娠期から産前、産後にわたり、安心して健やかに過ごすためには、定期的な健康診査や相談支援、経済的支援等を通じて、妊産婦が悩みや不安を抱え込まないよう支援していく必要があります。

本市では子ども家庭総合支援拠点（従来、子育て支援課内に設置）と子育て世代包括支援センター（従来、保健センター「さんて郡山」内に設置）の機能を統合し、新たにこども家庭センターを設置し、妊産婦及び児童・保護者の総合的な相談窓口としての機能の充実を図っています。

誰もが安心して、子どもを生み、育てることができるよう、定期的な健康診査を行うとともに、妊婦のための支援給付と組み合わせた、情報提供や伴走型相談支援に取り組みます。

低所得世帯の妊産婦や乳児への栄養食品の給付、出産後、安定的な養育が困難な母親を対象とした医療機関等での心と体のケアに取り組み、困難な状況にある妊産婦への支援を行います。

また、不妊・不育治療を受けた夫婦に対して、治療に要した費用の一部を助成し、将来的に子どもを望む夫婦への支援を行います。

取り組みの内容	対象者	担当課
---------	-----	-----

25. 妊娠期から出産、育児まで一貫した伴走型相談

支援の充実

- 母子健康手帳の交付
- 妊産婦健康診査
- 歯科衛生士による妊産婦歯の相談
- 妊娠判定受診料補助事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業
- 母子栄養食品給付事業
- 不妊治療・不育治療費助成事業

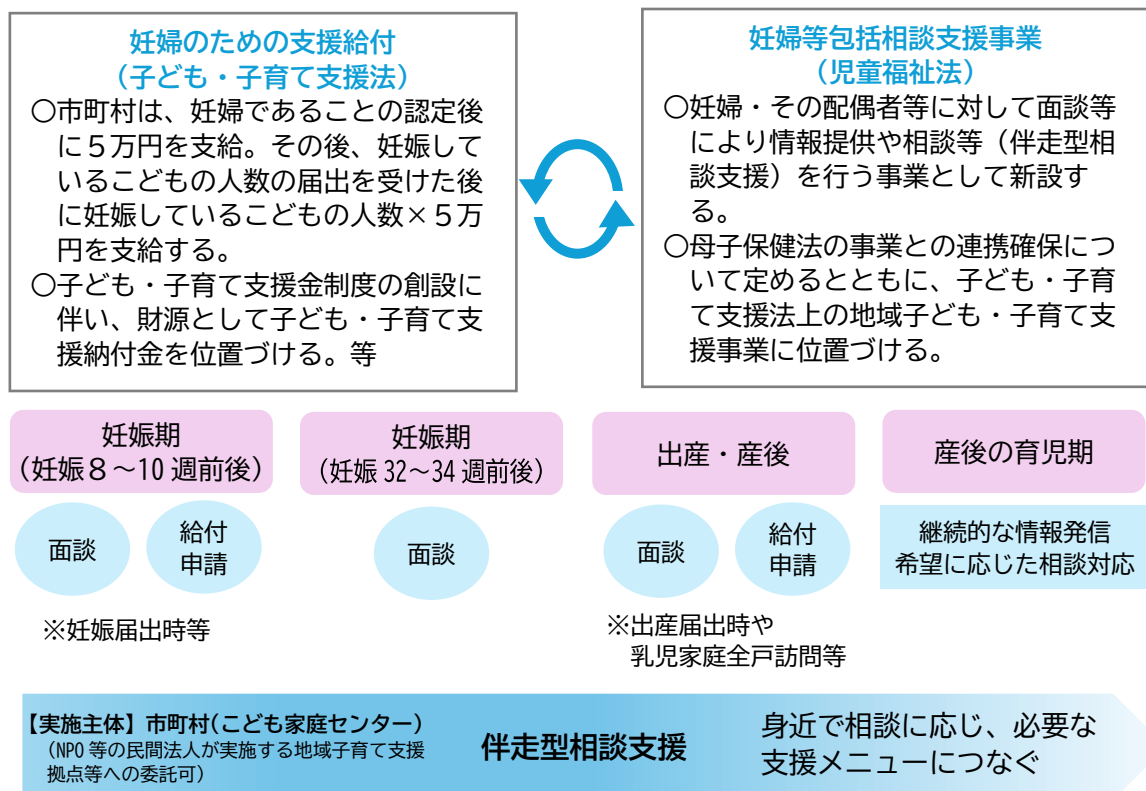
妊

保健センター
子育て支援課

ピックアップ

妊婦等包括相談支援事業

妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付を創設するとともに、児童福祉法に「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、市町村は、妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせることが、子ども・子育て支援法に規定されました。

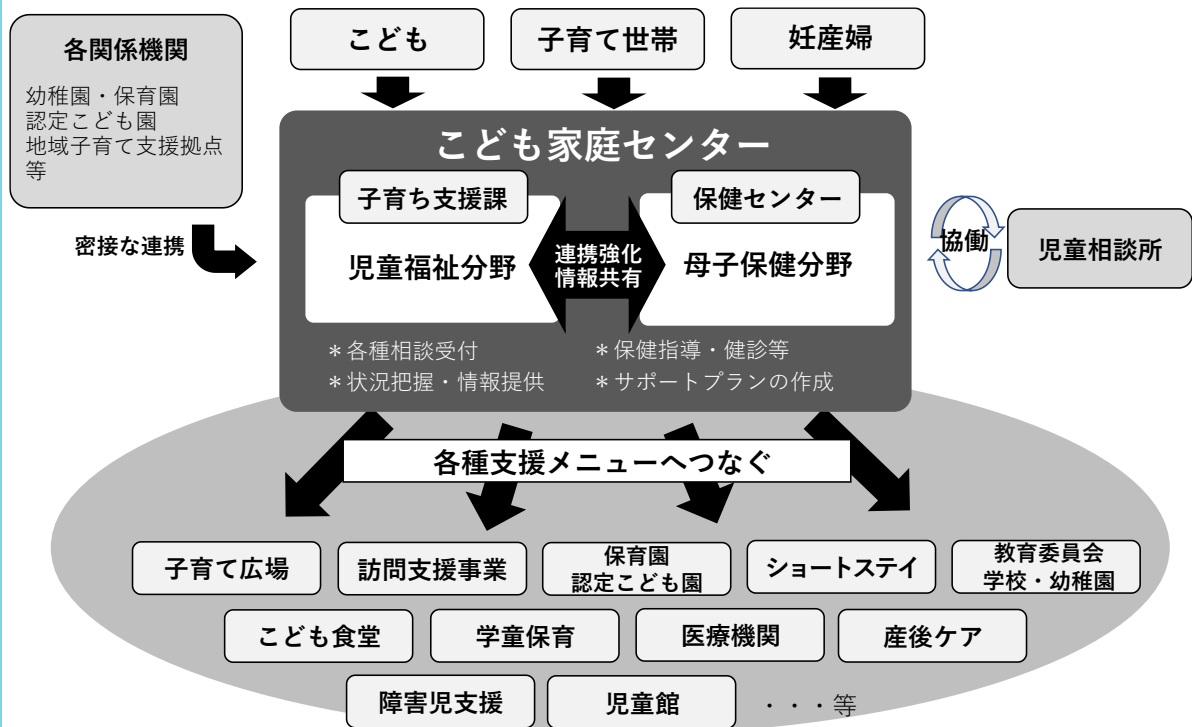


※参考：こども家庭庁「出産・子育て応援交付金の制度化についての自治体説明会」資料

／ピックアップ／

こども家庭センター

子育て支援課が担う児童福祉分野と、保健センターが担当する母子保健分野の連携を強化し、一体的にすべての妊産婦、こども、子育て家庭を対象とした相談・支援機関として令和6年4月に設置。様々な地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中心的な役割を担います。



具体的な取り組み② 出産・育児相談の充実

アンケート調査結果をみると、子育てに悩みや不安を抱える保護者が一定数みられ、特に、子育てをする上で気軽に相談できる先がない保護者は、負担感や不安感を抱える人が多くなっています。

出産後も、保護者が安心して、こどもを育てることができるよう、専門職による発達相談、育児相談や訪問による見守り、相談支援、情報提供等に取り組みます。

保護者の養育に支援が必要と認められる乳幼児家庭へは個別に訪問し、相談助言等を行うとともに、必要に応じて適切な機関につなげます。健康診査未受診者には現況の確認を行い、すべての子育て家庭の状況把握に努めます。

また、保護者の育児不安や負担感の軽減と仲間づくりを目的に、子育て教室を開催し、こどもの発達や育児について知識の普及を図ります。

取り組みの内容	対象者	担当課
26. 出産・育児に関する相談支援の充実 ○心理判定員による発達相談 ○保健師、管理栄養士等による育児相談、訪問指導 ○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） ○養育支援訪問事業 ○子育て教室の実施	妊 幼	保健センター
27. 健康診査未受診者の把握と受診勧奨の推進	妊 幼	保健センター

＼ピックアップ／

こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月ごろまでの赤ちゃんがいるすべてのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報を、保健師・助産師等がお届けします。

子育て教室の実施

生後4～6か月までの第1子とその保護者を対象に、保健センター（さんて郡山）にて、ふれあい遊びや離乳食のお話をします。

※詳しい日程などはこちらからご確認ください⇒



具体的な取り組み③ 小児救急医療の充実

こどもを安心して育てるためには、こどもの健康を支える医療体制の充実が必要不可欠です。

休日の急な病気に対応できるよう、日曜日・祝日に休日診療所を開院し、救急患者の診療を行います。また、2次医療圏における救急輪番体制を整え、小児を含む救急医療の充実を図ります。

こどもが適切に医療機関を受診できるよう、「やまとおりのやま子育てガイドブック」や、こんにちは赤ちゃん訪問や健診時のちらし配布を通じて、医療機関や相談窓口等の情報提供を行います。

取り組みの内容	対象者	担当課
28. 休日・夜間の救急医療体制の充実	全	保健センター
29. 医療機関・相談窓口の周知・啓発	妊保	保健センター

具体的な取り組み④ 食育の推進

こどもの健やかな成長には、食育の推進が重要です。本市においては、大和郡山市の「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」を含む「大和郡山市すこやか21計画」を策定しています。

「大和郡山市すこやか21計画」に基づき、食生活や食習慣の周知・啓発に取り組みます。

また、毎年6月の食育推進月間には、市全体で効果的に取り組むため、市内の「食育推進担当者会議」にて企画・運営を行い、ポスターの展示や配布、図書館での展示などを通じて市民に広く啓発活動を実施します。

小中学校及び公立保育園・認定こども園の給食においては、地元の野菜を活用した献立を提供する日を月3～4回設け、地産地消における食育の推進に取り組みます。

取り組みの内容	対象者	担当課
30. 食生活や食習慣に関する啓発	全	保健センター
31. 食育推進月間での企画・運営	全	保健センター
32. 給食での地産野菜の活用推進	幼小中	学校給食事務所 保育支援課
33. 保育園等でのクッキング保育・菜園活動	幼	保育支援課

ピックアップ

食生活や食習慣に関する啓発

大和郡山市では平成29年度より、8月31日の「野菜(やさい)の日」の前後10日間である8月20日～9月10日を「野菜週間」と制定し、重点的に「ベジたベプラス運動」を展開しています。

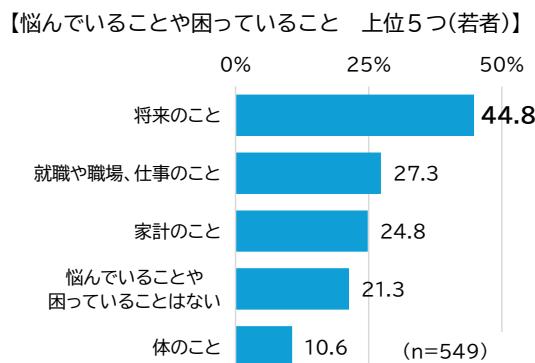
「ベジたベプラス運動」は、毎食両手に1杯の野菜を食べて、からだの調子がいい人を増やす運動です。ベジたベティッシュやベジたベレシピの配布など、様々な啓発活動を行っています。



(2) 困難を抱えたこども・子育て家庭・若者への支援

【現状と課題】

- こども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす障害児保育に取り組む中で、障害の状況や発達段階に応じた専門的支援体制の整備が求められています※¹。
- 本市の障害者手帳所持者数（18歳未満）をみると、令和元年度から令和5年度にかけて療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は年々増加傾向にあります※²。
- 本市の相対的貧困率は、令和2年度に内閣府が実施した「子供の生活状況調査」における相対的貧困率と同程度となっています※³。しかしながら、1年間にお金が足りなくて食料や衣服が買えなかった経験のある保護者が2割程度存在しています※⁴。こども・若者が生まれた環境によって生活を大きく左右されることがないよう、相談支援、就労支援、経済的支援、制度の周知等に取り組んでいく必要があります。
- アンケート調査結果をみると、ひとり親世帯では、ふたり親世帯に比べて貧困層が多く、主観的暮らし向きについて「大変苦しい」と回答した人が多くなっています※³。
- 本市においては、令和5年に「大和郡山市ケアラー支援条例」を制定し、相談窓口を開設しました。引き続き、本市のヤングケアラーの実態を把握し、適切な支援につなぐことのできる仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 若者アンケート調査結果をみると、結婚や出産、子育てしやすいと思える環境をつくるためにあれば良いサポートについて、「結婚や出産、育児に対する資金貸与や援助支援」が約4割で最も高くなっています※⁵。
- 若者が、今、悩んでいることや困っていることについては、「将来のこと」が約4割で最も多く、「就職や職場、仕事のこと」が約3割で続いています※⁵。若者が将来への不安なく、期待をもって過ごすことができるよう支援していく必要があります。



※1 第3次大和郡山市障害者福祉長期計画（ふれあいこおりやまいきいきプラン）

※2 障害福祉課

※3 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(子どもの生活調査(保護者調査))

※4 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(子どもの生活調査(保護者調査))（「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の合計）

※5 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(若者調査)

具体的な取り組み① 障害のあるこども・若者への支援

本市では、「大和郡山市障害者福祉長期計画」、「大和郡山市障害福祉計画・大和郡山市障害児福祉計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、ともに生きる社会の一員として、誰もが尊重され、互いに助けあい支えあえるまちづくりを進めています。

障害のあるこどもに対しては、幼稚園・保育園・認定こども園、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるよう、バックアップを行います。また、居宅での生活をサポートする障害福祉サービスを実施し、在宅生活を支援します。

障害のある若者への支援については、関係機関と連携し、自身のスキルや適性、希望にあう就労先につながるよう就労支援や相談支援に取り組めます。

取り組みの内容	対象者	担当課
34. 教育支援・進路指導の充実	幼 小 中	学校教育課
35. 発達障害のあるこどもへの支援	幼 小 中 高	障害福祉課
36. 障害のあるこどもに対する各種福祉サービスの充実 主なサービス ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○居宅訪問型児童発達支援 ○保育所等訪問支援 等	幼 小 中 高	障害福祉課
37. 医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	幼 小 中 高	障害福祉課
38. 障害のあるこどもたちの経済的負担の軽減	幼 小 中 高	障害福祉課
39. 障害福祉サービスによる就労支援 主なサービス ○就労選択支援 ○就労移行支援 ○就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 等	若	障害福祉課
40. 障害福祉サービスによる相談支援	若	障害福祉課

具体的な取り組み② ひとり親家庭への支援

本市のひとり親世帯数（国勢調査）は減少傾向にあり、令和2年度時点で母子世帯が495世帯、父子世帯が40世帯となっています。

アンケート調査結果をみると、ひとり親世帯では、ふたり親世帯に比べ、暮らし向きが苦しいと回答している人が多くみられます。

ひとり親世帯が安定した生活を送り、安心して子育てができるよう、技能習得や資格取得の支援、医療費の助成を行うとともに、ひとり親家庭の経済的自立を図るための貸付事業や児童扶養手当等の支援の周知を図ります。

また、家庭環境によってこどもの学力が左右されることがないように、ひとり親世帯のこどもへの学習支援を実施します。

取り組みの内容	対象者	担当課
41. 就職・キャリアアップへの支援 ○自立支援教育訓練給付制度 ○高等職業訓練促進給付制度	ひとり親の方	子育て支援課
42. 経済的支援 ○母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業 ○ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親の方	子育て支援課
43. 母子・父子自立支援員による相談事業	ひとり親の方	子育て支援課
44. 児童扶養手当の広報・周知	ひとり親の方	子育て支援課
45. ひとり親世帯のこどもの学習支援	ひとり親世帯の子ども	子育て支援課

具体的な取り組み③ 生活上の困難を抱えるこども・子育て家庭・若者への支援

貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、こども・子育て家庭・若者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。

また、複合的な課題を抱える家庭もあり、一人ひとりや各家庭の状況に応じた適切な支援ができるよう、分野を超えた包括的な支援が重要となっています。

外国人家庭や生活困窮世帯、不登校児童、ひきこもり、ヤングケアラーなど、多様な課題に対応できる支援を充実させるとともに、単独分野での対応や既存の連携などでは対応が困難なケースについて、重層的支援体制整備事業を活用した包括的な支援体制の構築・強化に取り組めます。

取り組みの内容	対象者	担当課
46. 外国人家庭に対する支援	外国人児童・生徒	学校教育課
47. 不登校児童への支援	小 中	学校教育課
48. スクールカウンセラーによる心のケアの充実	小 中	学校教育課

取り組みの内容	対象者	担当課
49. 若者自立のための無料相談会	若	地域振興課
50. ヤングケアラーの支援	小中高若	子育て支援課
51. 思春期にあるこどもの心身の健康の保持増進	小中高	学校教育課 保健センター
52. 青少年悩み相談	小中高	学校教育課
53. 生活困窮者自立支援制度 ○自立支援相談事業 ○住宅確保給付金 等	全	生活支援課
54. 包括的・重層的な支援体制の構築・強化	全	地域包括ケア推進課・子育て支援課・保健センター

＼ピックアップ／

不登校児童への支援

大和郡山市では、市内小・中学校に在籍する不登校児童生徒の主体的な活動を大切にしながら、社会性や相互の人間関係を築いていく力を育み、社会的自立を促す教育を推進するため、郡山北小学校・郡山中学校分教室「A S U」を設置しています。

ここでは、不登校児童生徒を対象とする学校設置に係る教育課程を弾力化できる措置を受け、学習指導要領を根本から見直し、独自の教育課程と評価を作成して、授業を進めています。

また、児童生徒一人ひとりの実態に応じて、常勤の教員の指導のもと奈良教育大学、天理大学の大学生(学習チューター)が、学習指導の補助を行うこともあります。

＼ピックアップ／

ヤングケアラーへの支援

大和郡山市では、令和5年6月より「子育て世帯訪問支援事業」を実施しています。

支援が必要であるにもかかわらず、今までの制度では対象とならない、制度の狭間にある方を支援するための事業です。

訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施します。

具体的な取り組み④ 子育て家庭・若者に対する経済的支援

近年の物価上昇等の影響は、子育て家庭や若者の生活に大きな経済的負担を与えています。アンケート調査をみると、本市においても1年間にお金が入らず食料や衣服が買えなかった経験のある保護者が一定数みられます。また、若者が結婚や出産、子育てをしやすと思える環境づくりに向けては、経済的な支援が重要視されている状況があります。

子育て家庭の経済的な負担の軽減に向けて、児童手当の支給と申請漏れ防止の広報を行うとともに、18歳までの子どもの入院・通院にかかる医療費の助成を行います。

また、奨学金返還支援制度により、奨学金返還額の一部を助成し、働く若者を応援します。

取り組みの内容	対象者	担当課
55. 児童手当の広報・周知	保	子育て支援課
56. 子ども医療費の助成	保	子育て支援課
57. 奨学金返還に対する助成	若	企画政策課

ピックアップ

奨学金返還に対する助成

働く若者の大和郡山市への移住・定住の促進を目的として、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、奨学金の返還を行っている方に対して、奨学金返還額の一部を助成します。

対象は、市内に定住し、市内に本社を有する中小企業に正規雇用されている人や一定の専門資格を有しその資格に基づき市内の社会福祉事業所等で正規雇用されている人です。

※対象者の詳細や対象となる奨学金、期間等は市ホームページでご確認ください。

具体的な取り組み⑤ 就業的自立・就労等支援

将来のことや就職、仕事のことについて悩む若者は多くなっています。若者が経済的な不安なく、将来への展望を持ち、いきいきと生活できるよう、就労支援に取り組んでいく必要があります。

ハローワーク大和郡山や奈良若者サポートステーションと連携し、就労相談や各種事業、募集案内等の周知を行います。

また、令和4年4月よりハローワーク大和郡山に「働く女性応援コーナー」が設置されています。ハローワーク大和郡山と連携し、子育てをしながら働きたい女性を応援していきます。

取り組みの内容	対象者	担当課
58. 就労相談の実施	若	地域振興課
59. 子育て女性の就労支援	保(主に女性)	地域振興課

(3) 家族で支え合うワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

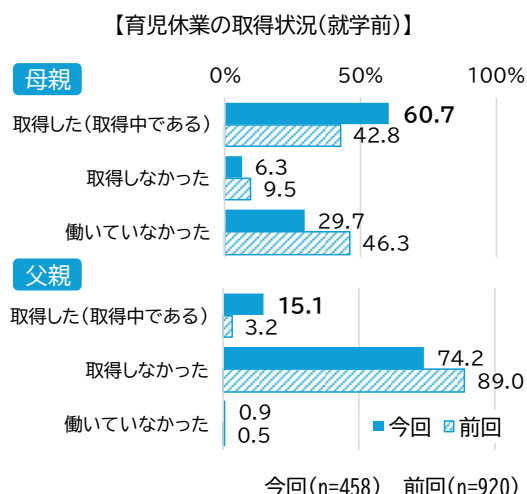
- 令和5年度雇用均等基本調査（厚生労働省）の結果をみると、育児休業取得者の割合は女性で84.1%、男性は30.1%となっています。男性は令和4年度調査の17.1%から大きく増加しています※¹。
- アンケート調査結果をみると、母親、父親ともに、育児休業を取得した（取得中である）人の割合は前回調査と比べて増加していますが、母親が約6割である一方、父親については2割には至っていない状況です※²。
- 就学前、就学児ともに、子育てを主に行っているのは「父母」という回答が最も多くなっていますが、「主に母親」と回答した人が、就学前、就学児ともに約4割いる状況です※³。性別に関わらず、仕事や家事、育児を両立できる環境づくりを推進していく必要があります。
- 若者アンケート調査結果をみると、結婚や出産、子育てしやすいと思える環境をつくるためにあれば良いサポートについて、「夫婦ともに働き続けられるような職場環境の充実」が約4割で高くなっています※⁴。
- こども・若者が、乳幼児とふれあう機会をもつことは、若い世代がこどもを生み、育てるイメージをもつ貴重な機会となります。少子化の進行を背景に、大人になるまでに乳幼児と接する機会のない人が増えている中、積極的に、若い世代が乳幼児とふれあえる機会づくりを進めることが重要です。

※1 厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」（令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性（男性の場合は配偶者が出産した男性）のうち、令和5年10月1日までに育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合）

※2 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査（就学前調査）

※3 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査（就学前・就学児童調査）

※4 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査（若者調査）



具体的な取り組み① 父親の子育てへの参画促進

共働き世帯が増加する中、育児休業を取得する人は増加傾向にありますが、育児休業を取得した父親の割合は母親に比べると低くなっています。また、母親が主に子育てを行っているという家庭も一定数みられます。

性別に関わらず、母親、父親が協力し、子育てに取り組むことができるよう、男性の子育てを促すための取り組みを推進します。

取り組みの内容	対象者	担当課
60. ママパパクラスへの父親参加の促進	保	保健センター
61. 地域子育て支援拠点事業での父親支援	保	子育て支援課

ピックアップ

ママパパクラス

保健センター（さんて郡山）にて、妊婦と父親になる人（単身での参加、祖父母、経産婦の参加も可能）を対象に、妊娠・出産について学ぶ教室を開催しています。

①助産師・栄養士編（妊娠中の食事の話、妊婦の気がかりQ & Aなど）、②沐浴編（赤ちゃんのお風呂実習など）の2コースがあります。

具体的な取り組み② 子育てと両立できる就労環境づくりの啓発促進

若者が結婚や出産、子育てをしやすいと思える環境づくりに向けては、夫婦ともに働き続けられるような職場環境の充実が重要視されています。共働き世帯が増える中、性別にかかわらず、家事や子育てと仕事を両立して働き続けられる環境づくりの推進が重要となります。

子育てをしながら働きたい人が、その人の状況に応じて働くことができる職場環境の整備を進めるため、労働局と連携し、育児・介護休業の取得促進や長時間労働の是正について、労働者や企業に啓発を行います。

取り組みの内容	対象者	担当課
62. 育児休業制度・介護休業制度の普及・啓発	保	地域振興課
63. ワーク・ライフ・バランスの定着・浸透に向けた事業主への周知・啓発活動の推進	事業主	地域振興課

具体的な取り組み③ 若い世代への子育て意識の醸成

少子化が進み、乳幼児にふれあう機会が減少している状況があります。また、こどもとふれあう機会がないことは、将来、育児をする際の不安感にもつながります。

若い世代が乳幼児とふれあう機会づくりに取り組み、育児や乳幼児に対する理解の促進につなげます。

取り組みの内容	対象者	担当課
64. 乳幼児のふれあい体験・保育体験の実施	小中高	学校教育課 子育て支援課

基本方向3 みんなではぐくむ 子育て家庭を支える地域づくり

(1) 多様な教育・保育の充実

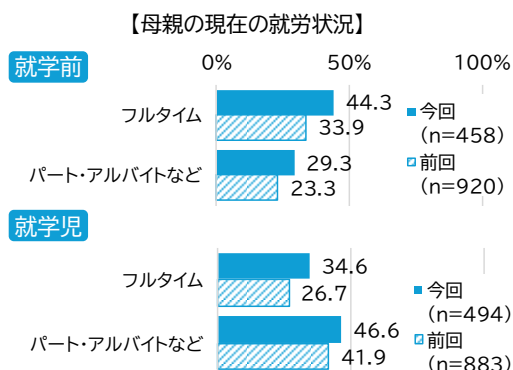
【現状と課題】

- 認可保育施設の建て替え整備や保育士確保施策等を実施し、受け入れ児童数は増加していますが、待機児童の解消には至っていません。
- アンケート調査結果をみると、就学前、就学児ともに、働いている母親の割合は、前回調査と比べて高くなっています※¹。本市の出生数は減少傾向にありますが、保育のニーズは高まっていると考えられます。保護者のニーズに対応できる保育体制の整備が求められます。
- 就学前調査では、この1年間に子どもの病気やケガで通園できなかったことがある保護者が約7割となっており、実際にとった対処法としては「母親が休んだ」が約8割で最も多くなっています※²。こども・保護者の病気や、保護者の用事、リフレッシュ時など、ニーズに合わせて、こどもを預けられる多様な保育の充実が求められます。
- 「こども誰でも通園制度」については、利用意向がある保護者が約6割となっています※³。

※¹ 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学前・就学児童調査)

※² 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学前調査)

※³ 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学前調査) (「利用したい」「どちらかといえば利用したい」の合計)



具体的な取り組み① 保育環境の整備

出生数は減少している一方、働きながら子育てをする母親、父親が増加し、保育のニーズは高まっている状況にあります。

高まる保育ニーズに対応できるよう、未就学児童数の推移や保護者のニーズなどの状況を踏まえ、市ホームページや広報「つながり」、ハローワーク、市公式LINE等による人材募集、保育士の処遇の改善等、多様な施策により保育士の確保に努めます。

また、安心してこどもを預けられる保育施設として、保育士の研修等の充実や、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき、助言や支援を行う人材の配置に努めます。

公立幼稚園・保育園の施設については、老朽化への長期的な対応が必要です。教育・保育のための適切な集団規模の維持、そして各地域での教育・保育ニーズの変化や動向を鑑み、施設の集約、適正配置について検討を進めるとともに、適切な教育・保育環境を確保するための計画的・長期的な施設改修を実施します。また、民間保育園等については老朽化した施設の改築・機能強化を支援します。

取り組みの内容	対象者	担当課
65. 待機児童の解消に向けた教育・保育サービスの確保・充実	幼保	保育支援課
66. 安心して預けられる教育・保育環境の充実	幼保	保育支援課 学校教育課
67. 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校の相互連携による発達・学びの充実	幼小育学	保育支援課 学校教育課
68. 幼児教育・保育に関して助言や支援を行う人材配置による保育士等の質の向上	育	保育支援課 学校教育課
69. 多様な主体による教育・保育事業等への参入促進	育	保育支援課
70. 保育士の確保	育	保育支援課
71. 地域の教育・保育ニーズに応じた施設の集約・適正配置の推進	幼	学校教育課 保育支援課
72. 教育・保育施設等の適切な改修・機能強化	幼小	保育支援課 学校教育課 子育て支援課

具体的な取り組み②

多様なニーズに対応した教育・保育の充実

働き方の多様化が進められる中、保護者の多様なニーズに対応できる保育の充実が求められています。また、病気や用事などの緊急時や保護者がリフレッシュ時などにこどもを一時的に預けられる事業等も重要となっています。

延長保育や一時預かり、休日保育、病児病後児保育等の様々な事業について、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて、さらなる充実を図ります。

心身の健やかな発達が阻害されていると疑われる児童や、特別な配慮が必要とされる外国人家庭等の児童など、特に支援を要する児童に対して、家庭や地域と連携しながら子育てを進める家庭支援推進保育を行うとともに、特に配慮が必要な家庭をフォローできるよう、保育士の特別配置を推進します。

障害のある児童が、可能性を最大限に伸ばす保育を受けられるよう、状況に応じた環境整備と、職員の確保・資の向上に努めます。

「こども誰でも通園制度」について、令和7年度より試行的事業として実施し、保護者のニーズを踏まえながら、令和8年度からの本格実施に向けて検討・準備を進めます。

取り組みの内容	対象者	担当課
73. 地域子ども・子育て支援事業の充実・確保 ○延長保育事業 ○学童保育所（放課後児童クラブ）事業 ○子育て短期支援事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業 ○病児病後児保育事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○利用者支援事業	幼保小	子育て支援課 保育支援課
74. 障害児保育の充実	幼保	保育支援課
75. 家庭支援推進保育の充実	幼保	保育支援課
76. こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施	幼保	保育支援課

ピックアップ／

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所等の施設を利用できる新たな通園給付が創設されることとなりました。

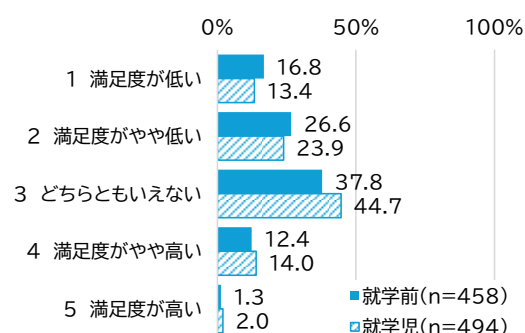
本市においては、令和7年度試行的に実施し、令和8年度から本格的に実施する予定です。

（２）地域での子育て支援の推進

【現状と課題】

- 居住地域における子育ての環境や支援への満足度について、1（満足度が低い）～5（満足度が高い）の5段階でみると、就学前、就学児童調査ともに、「3 どちらともいえない」が約4割で最も多く、「2 満足度がやや低い」、「1 満足度が低い」が続いており、地域における子育ての環境や支援については、満足度が低い傾向があります※¹。

【居住地域における子育ての環境や支援への満足度】



- 親子たんとん広場については、令和5年度より市役所交流棟に新たな広場を開設し、すべての曜日で市内いずれかの会場が利用可能である環境が整いました。
- アンケート調査結果をみると、子育て支援センターや親子たんとん広場に対して必要だと思う事業について、「施設の開放や親子教室など保護者と子どもがともに遊べる場があること」「子育てに関する総合的な相談ができること」が多くなっています※²。地域子育て支援センター、親子たんとん広場については、他の事業に比べて認知度は高くなっていますが、十分とはいえません※²。事業の認知を広げ、より多くの利用をめざすとともに、親子が気軽に集え、子育てに関する相談ができる場としての機能強化を図る必要があります。

※¹ 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学前・就学児童調査)

※² 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学前調査)

具体的な取り組み① 地域で担う子育て支援体制の充実

地域関係の希薄化が進み、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域や社会が子どもや子育て家庭に寄り添い、子育て・子育てを支援することが必要となります。

地域において、乳幼児と保護者が相互に交流する機会をつくるとともに、子育てに関する相談支援や情報の提供などの支援を行います。

また、「子育てを援助してほしい方」と「援助したい方」が助け合うことのできるファミリー・サポート・センター事業の推進や、子育て支援ボランティアの育成を図り、地域で子育てを助け合うことのできる環境づくりに取り組みます。

地域子育て支援センター、親子たんとん広場については、今後もより多くの方に利用してもらえよう、気軽に利用できる体制づくりや広報等による周知に取り組みます。

取り組みの内容	対象者	担当課
77. 地域子育て支援拠点事業の充実 (地域子育て支援センター、親子たんとん広場)	幼 保	子育て支援課
78. ファミリー・サポート・センター事業	幼 小 保	子育て支援課
79. 子育てボランティアの育成と活動支援	幼 保	子育て支援課
80. 子育て家庭への情報提供の充実	保	保健センター 子育て支援課 学校教育課
81. 子育て仲間の交流支援	保	保健センター
82. 幼稚園・保育園・認定こども園の地域への開放	幼 保	学校教育課 子育て支援課 保育支援課

＼ピックアップ／

地域子育て支援センターの充実

市内の認定こども園4園の地域子育て支援センターにおいて、それぞれ特色のある子育てに関するサービスを提供しています。

様々なイベント等の実施や子育て相談など、子どもたちが喜び、保護者が安心して過ごせるために、子育て支援事業を実施しています。

親子たんとん広場

未就園の子どもたちが、保護者と一緒に遊べる広場です。現在、「たんとん三の丸（中央公民館）」「たんとんつつい（南井町児童館）」「たんとんかたぎり（片桐地区公民館）」「ととらんど（平和小学校）」「たんとんみりお～の（市役所交流棟）」の5か所で運営されています。

具体的な取り組み② 子育て支援の地域連携・ネットワーク形成の推進

地域で子育てを支援できる体制づくりに向けて、地域、各種関係機関・団体等の連携・ネットワーク形成を推進します。

要保護児童対策地域協議会では、児童相談所や小中学校・幼稚園・保育園・認定こども園、警察、主任児童委員等と連携を図り、個人情報の保護や個々の状況に留意しながら、地域に密着したこどもと保護者を支援する体制づくりを推進します。

取り組みの内容	対象者	担当課
83. 子育て支援の地域連携・ネットワーク形成の推進	他	子育て支援課

＼ピックアップ／

子育て支援の地域連携・ネットワーク形成の推進

大和郡山市では、児童虐待の防止、早期発見、早期の適切な対応、再発防止のため、地域の関係機関が連携して虐待からこどもたちを守るために、児童虐待防止ネットワークとしての機能を有する「大和郡山市要保護児童対策地域協議会（要対協）」を設置しています。協議会の参加機関どうしでの適切かつ迅速な情報共有を行い、こどもへの見守りと、必要な支援を実施します。

基本方向4 まなび、かつやくする

こども・若者が地域・社会に参画できる環境・機会づくり

(1) 特色ある学びの創造

【現状と課題】

- 子育てに関して日頃悩んでいることについて、「子どもの教育に関すること」と答えた保護者は就学前、就学児ともに、約5割で多くなっています※¹。
- 子どもの教育や活動に関する支出について、経済的な理由で「子どもに学習塾や習い事に通わすことができなかった」と答えた保護者は約2割みられます※²。家庭の経済状況に関わらず、家庭や地域でこどもが学習できる機会づくりが必要であると考えられます。
- ふだんの学校の授業以外の1日あたりの勉強時間について、「学校がある日（月～金曜日）」では、「30分以上1時間未満」、「学校がない日（土・日・祝）」では「30分より少ない」が最も多くなっています※³。
- 若者が、今、悩んでいることや困っていることは、「将来のこと」が約4割で最も多くなっています※⁴。
- わが国における小・中・高等学校及び特別支援学校でのいじめの認知件数（令和5年度）は前年度から7.4%増加し、過去最多となっています。また、小・中学校における不登校児童生徒数は前年度から15.9%増加し、過去最多となっています※⁵。
- 本市におけるいじめ、不登校の状況について、小学生では令和5年度でいじめが796件、不登校が54件、中学生では令和5年度でいじめが131件、不登校が147件となっています※⁶。

※1 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学前・就学児童調査)

※2 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(子どもの生活調査(保護者調査))

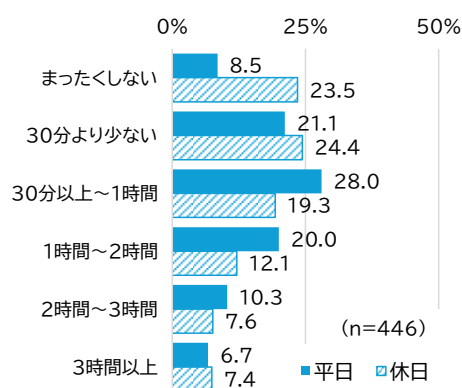
※3 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(子どもの生活調査(子ども調査))

※4 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(若者調査)

※5 文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

※6 学校教育課

【学校の授業以外での1日の勉強時間】



具体的な取り組み① 就学前教育の充実

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、こども一人ひとりの個性を伸ばすとともに、自らたくましく育つ力を育むなど、こどもの発達段階に応じた教育を行う環境を整備することが大切です。

こどもが集団生活で主体的、意欲的に行動できるよう、一人ひとりの発達・個性に合わせた幼児教育の充実に努めるとともに、幼稚園・保育園・認定こども園が「親と子の育ちの場」となるよう、施設や機能を開放し、子育てを支援します。

また、こどもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校への円滑な接続を図るため、幼保小間での相互連携を図ります。

取り組みの内容	対象者	担当課
84. 幼児教育の充実	幼	学校教育課 保育支援課
67. 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校の相互連携による発達・学びの充実【再掲】	幼 小 育 学	保育支援課 学校教育課

具体的な取り組み② 家庭・地域における学びの充実

こども・若者が夢や将来への希望を持ち、自ら学ぶ意欲をもって、社会の変化に主体的に対応し、行動できる「生きる力」を育成するため、学校のみならず、家庭や地域で多様な主体と共に学ぶ機会を提供します。

幼稚園、小・中学校では家庭教育についての理解を深め、課題等について相談し共に学び合えるよう家庭教育学級を実施します。また、地域の協力を得て、小学生に地域文化体験、中学生に職業体験・福祉体験の機会を提供し、地域や社会の仕組み等に対する理解を深めます。

小・中学校における、多様な経験を有する社会人による特別支援教育支援員や学校支援ボランティアの活用、「ASU」における学生チューターの活用など、多様な人材と連携した教育の充実を図ります。

また、令和5年度から段階的に実施している、休日の部活動の地域クラブ活動への移行について、引き続き取り組みます。

取り組みの内容	対象者	担当課
85. 家庭教育の支援	保	生涯学習課
86. 文化活動や職場体験の推進	小 中	学校教育課
87. 生涯学習の推進	全	生涯学習課
88. ジュニアリーダー・シニアリーダーの養成	中 高 若	生涯学習課
89. 小中学校における社会人活用事業の推進	小 中	学校教育課
90. 「ASU」における学生チューターの活用	小 中	学校教育課

取り組みの内容	対象者	担当課
91. 理数系授業・実験における学生のサポート	小 中	学校教育課
92. ブックスタートを含む読書活動の推進	幼	図書館
93. クラブ活動の地域移行	中	学校教育課 スポーツ推進課

＼ピックアップ／

ジュニアリーダー・シニアリーダーの養成

段階的な各種研修を通じて、地域の子ども会活動の核となるジュニアリーダーの育成を図るとともに、大学生を中心とした大和郡山市シニアリーダーの養成を行なっています。

小学5・6年生を対象にした初級ジュニアリーダー研修会、中学生を対象にした上級ジュニアリーダー研修会、高校生を対象にしたシニアリーダー研修会を行っています。シニアリーダー研修会終了後は、大学生のリーダーとともに、実際の活動を通して経験と知識を積み重ねていきます。

「ASU」における学生チューターの活用

奈良教育大学、天理大学の教員志望の学生を学生チューターとして活用し、「ASU」に在籍する児童・生徒へのきめ細かい指導の充実と、学習上のつまづきの解消、学習意欲の向上を図ります。

また、こどもたちと年齢の近い身近な存在として心の支援を行います。

具体的な取り組み③ こどもの教育相談・支援体制の充実

全国的にいじめや不登校の問題が深刻化する中、不安を抱えるこども・保護者への早急な支援が必要となっています。

不登校児童・生徒の社会的自立を支援するため、「ASU」や「ASUカウンセリングステーション」を設置し、学習支援や心理的支援を行います。また、各中学校へのスクールカウンセラーの配置、小学校への派遣により相談支援を行うとともに、小学校における需要の高まりに対応できるよう、体制の整備を行います。

こどもたちの可能性を最大限に伸ばし、生きがいのある学校生活や社会生活を営むことができるよう、特別支援学級・通級指導教育の拡充に努め、支援を必要とする児童・生徒に適切な支援が行える体制づくりに努めます。

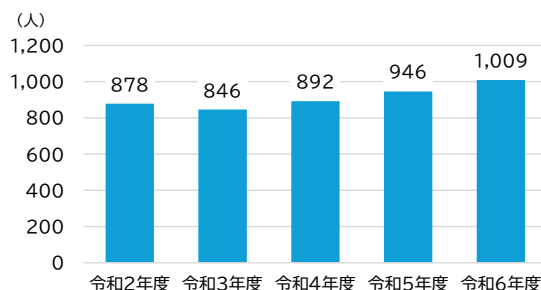
取り組みの内容	対象者	担当課
47. 不登校児童への支援【再掲】	小 中	学校教育課
48. スクールカウンセラーによる心のケアの充実【再掲】	小 中	学校教育課
94. 特別支援教育の充実	小 中	学校教育課

(2) こども・若者の居場所・活動の場づくりの推進

【現状と課題】

- 本市では11小学校区すべてにおいて、公立民営の学童保育所（放課後児童クラブ）を設置しています。登録児童数は近年増加傾向にあります。
- こどもの意見聴取ワークショップでは、「トランポリン」や「ブランコ」、「巨大アスレチック」「一輪車」など、公園等に設置してほしい遊具や遊び方を具体的に希望するものや、「たくさんの公園がほしい」「広い公園があったらいいな」「バリアフリーの公園」など、公園や遊び場自体の環境に関するものがありました。
- 子育てに関して日頃悩んでいることについて、就学児の保護者では「安全な遊び場や子どもの居場所が身近にない」が約4割で3番目に多くなっています※¹。
- 就学前調査では、小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所について、「学童保育所」と回答した保護者が、低学年で約5割、高学年で約4割と多くなっており、いずれも前回調査から増加しています※²。
- 地域の居場所等を利用したことのある子どもが、利用したことで得られた効果について、「生活の中で楽しみなことが増えた」が約3割で最も多くなっています※³。
- 地域（図書館や公民館や公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など）が居場所になっていると思う若者は約5割となっています※⁴。

【学童保育所 登録児童数の推移】



※1 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学児童調査)

※2 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学前・就学児童調査)

※3 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(子どもの生活調査(子ども調査))

※4 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(若者調査) (「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の合計)

具体的な取り組み① こども・若者の居場所・活動の場の整備

家庭や学校だけでなく、地域社会もこどもの生活の場として大切な役割を担っており、こどもたちが地域でいきいきと過ごすためには、地域全体がこどもの居場所となることが大切です。また、少子化等の社会情勢の影響による遊び方の変化や、交通事情の変化等によって、こどもたちが地域の人や自然とふれあう機会が減少する中、こどもが安心して地域で遊び、学ぶことができる機会の提供が必要になっています。

引き続き、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、学童保育所（放課後児童クラブ）において遊びや生活の場を提供するほか、こどもが安心・安全に過ごせる場所として、放課後こども教室を各小学校で実施します。

こどもたちの安全な遊び場の確保に向けては、運動場、体育館等の学校施設の開放や、スポーツ会館等の社会教育施設の利用、児童館の運営等に取り組むとともに、親子で安心して外出を楽しむことができるよう、公共施設等への赤ちゃんの駅などの設置促進を図ります。

また、こども食堂をはじめ、社会的孤立の解消や気づきの機会となる居場所づくりを推進します。

取り組みの内容	対象者	担当課
95. 学童保育所（放課後児童クラブ）の充実	小学	子育て支援課
96. 学童保育所の施設整備の推進	小学	子育て支援課
97. 放課後子ども教室の運営	小学	生涯学習課
98. 学童保育所と放課後子ども教室の連携	小学	子育て支援課 生涯学習課
99. 学校開放の推進	小学	スポーツ推進課
100. 社会教育施設利用の推進	全	スポーツ推進課
101. 児童館の運営の推進	幼小中高	子育て支援課
102. 親子で外出を楽しめる環境の整備	幼保	まちづくり事業課 保健センター 子育て支援課
103. こども食堂等の居場所づくり支援	全	子育て支援課
104. 子育て世代活動支援センターの整備	幼保	子育て支援課 まちづくり戦略課

＼ピックアップ／

子育て世代活動支援センターの整備

近鉄郡山駅周辺整備事業に関連して、屋内遊び場や身近な相談場所、一時預かり機能等を備える「子育て世代活動支援センター」を、子育て世代を地域で支える拠点として整備する予定です。

＼ピックアップ／

親子で外出を楽しめる環境の整備

誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペース「赤ちゃんの駅」を整備し、親子での外出を支援します。「赤ちゃんの駅」の設備を整えているスーパーマーケットや量販店などの民間施設や公共施設を「赤ちゃんの駅認定施設」に認定し、設置を促進するとともに、市内で開催されるイベント等に移動式「赤ちゃんの駅」の無料貸し出しを実施しています。

＼ピックアップ／

こども食堂の運営支援

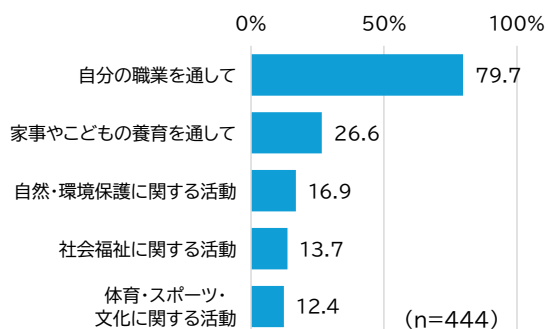
市内でこども食堂等を実施する団体への支援を通じて、こどもの居場所づくりや地域全体での子育て支援活動を強化します。こども食堂というと、こどもへの食事の提供をイメージされますが、それだけではなく、孤食の解消、地域の旬な食材を使った食育、地域交流の場など「こどもを真ん中に置いた多世代交流の地域の居場所」としての機能も期待されています。

(3) こども・若者の地域・社会参画の推進

【現状と課題】

- こども基本法では、基本理念の一つとして、「全てのこどもについて、その年齢及び発達
の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な
社会的活動に参画する機会が確保されること」が掲げられています。
- 「社会のために役立つことをしたい」と思
っている若者は、約8割となっています※¹。
そのうち、どのようなことで役立ちたいと
思うかについては、「自分の職業を通して」
が約8割で最も多く、「家事やこどもの養育
を通して」が続いています※²。社会のため
に役立つことをしたいと考える若者が、活
躍できる機会・場の整備に取り組む必要が
あります。
- 地域活動の参加状況をみると、18・19歳、20歳代の過半数が「関心がなく、これまでに
参加したことがない」と回答しています※³。若い世代が地域への関心を持てるようなきつ
かけづくりに取り組む必要があります。
- これからも子どもに大和郡山で育ってほしいと思うかについて、「そう思う」人は就学前
調査、就学児童調査ともに約7割となっています※⁴。

【どのようなことで社会のために役立ちたいか(上位5つ)】



※¹ 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(若者調査) (「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の合計)

※² 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(若者調査)

※³ 第3次大和郡山市地域福祉計画及び第2次大和郡山市地域福祉活動計画

※⁴ 大和郡山市子育て支援に関するアンケート調査(就学前・就学児童調査)

具体的な取り組み① こども・若者の社会参画への支援

こども・若者が社会や地域に興味を持ち、自ら参画し、意見を表明できる機会をつくり、本市の未来と一緒に考え、担うこども・若者の育成につなげる必要があります。

多様な分野のボランティア活動の支援・促進を通じて、こども・若者が活躍できる場・機会づくりに取り組みます。

また、選挙出前授業やこども・若者の意見表明の機会の確保を通じて、こども・若者の社会参画・意見表明につなげます。

取り組みの内容	対象者	担当課
105. 多様な分野のボランティア活動の支援・促進	全	企画政策課
106. 選挙出前授業	中	学校教育課
107. こども・若者の意見表明の機会の確保	小中高若	子育て支援課 学校教育課 企画政策課

具体的な取り組み② 地域に愛着をもつ機会づくり

若者がまちへの愛着をもち、地域社会の一員としてともにまちづくりに参加できる環境の実現に向けて、若者が大和郡山市に住み、働くことができる機会づくり、そして、このまちに住み続けたい、子育てしたいと思える環境づくりが重要です。

若者に向けて、住まいの支援を行うとともに、移住・就業・起業に関する支援を行い、若者が大和郡山市に住み、働きつづけられるまちづくりを進めます。

取り組みの内容	対象者	担当課
108. 大和郡山ソリデール事業	若	まちづくり戦略課
109. 移住・就業・起業支援事業	若	企画政策課
110. 地元企業への就労促進	若	地域振興課
111. キャリア教育の推進	小中高若	地域振興課 学校教育課

ピックアップ

大和郡山ソリデール事業

「大和郡山ソリデール」とは、貸主世帯が学生に自宅の一室を低廉な家賃で提供し、貸主世帯と同居をマッチングする事業です。ソリデールはフランス語で「連帯の」を意味し、ソリデール事業による若者の同居は、フランスのパリや京都府で先行して実施されています。

学生との同居により、お互いの交流が促進されることで、学生に大和郡山市への愛着をもってもらうことが目的です。

地元企業への就労促進

奈良県最大の工業団地である昭和工業団地では、良質な雇用の確保のため、主に小学生を対象とした「おしごとフェスタ」をはじめ、高校生や大学生を対象とした「企業紹介ツアー」や「合同企業説明会」を実施することで、企業の魅力や情報を発信しています。

第3章 事業の実施目標

1. 基本的な考え方

(1) 教育・保育提供区域について

「子ども・子育て支援法」では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育の提供区域」を設定することを義務づけています。

「教育・保育の提供区域」は、「子ども・子育て支援法」第61条第2項において「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義しています。

大和郡山市の教育・保育の提供区域

市全域をひとつの教育・保育の提供区域と設定する

【区域の設定理由】

○上位計画や他計画において市をひとつの圏域としている

・「大和郡山市第4次総合計画後期基本計画」（令和3年3月策定）

→市全体を基本に将来像や各施策を立て推進しています。

・「大和郡山市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（令和6年3月策定）

→日常生活圏域は、30分以内での移動可能な範囲（駆けつけられる範囲）を理想としており、市域でひとつに設定されています。

【参考】 「介護保険法」～日常生活圏域とは～

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条

2

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域…以下省略

○主要道路が東西南北に複数あり、移動が容易である

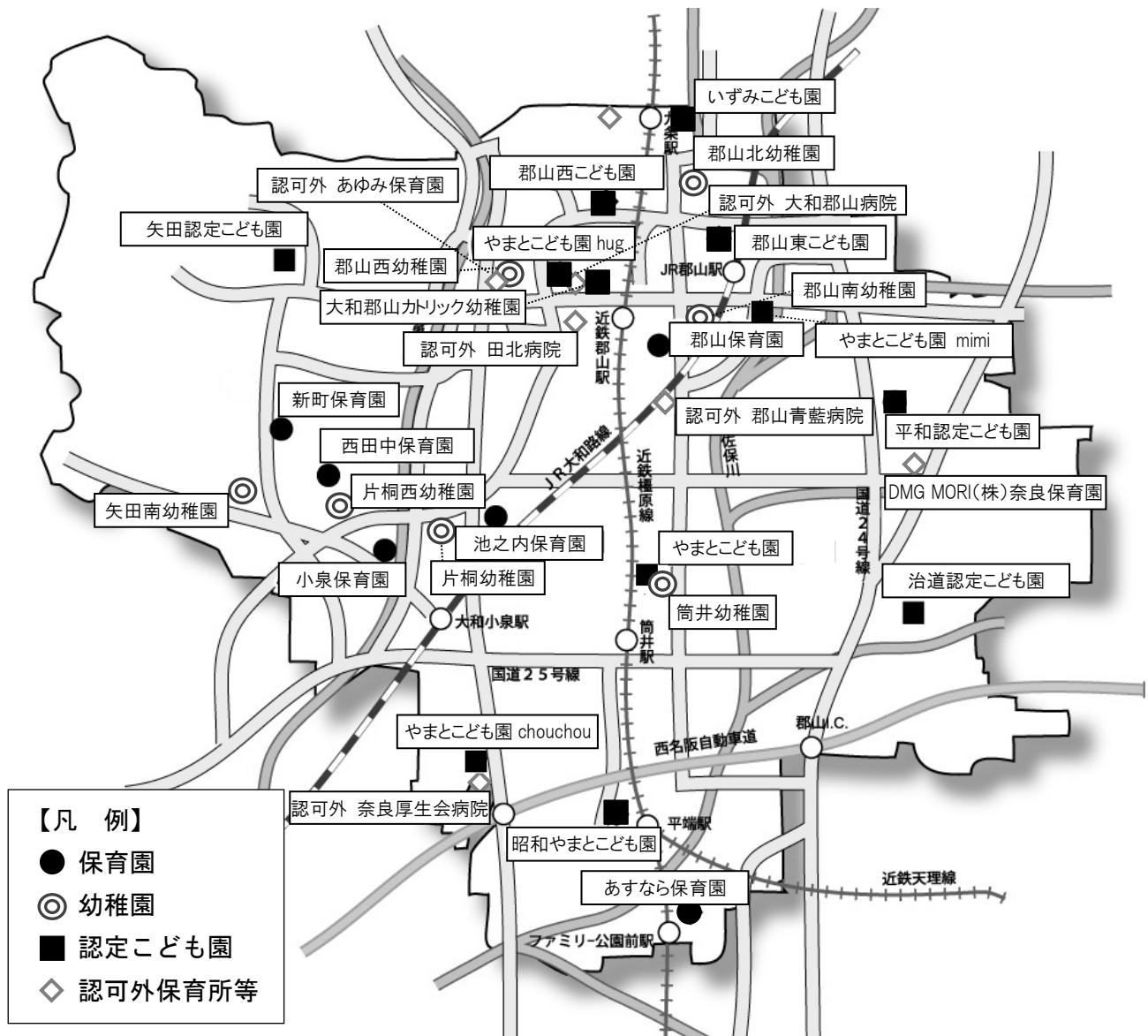
本市はJR線、近鉄線の鉄道網に加え、道路網として南北に市道外環状線、県道大和中央道、県道大和郡山・広陵線、国道24号、東西に県道大和郡山・上三橋線、県道大和郡山環状線、国道25号が通り、県外とのアクセスも含め交通の便が良い環境にあります。

○幼稚園・保育園・認定こども園等の教育・保育施設が約7km圏内に設置されている

東西南北の端にある各施設が約7km圏内に設置されており、平均時速15kmで約30分、通常の交通手段を利用すれば約30分以内に移動できる範囲となっています。

〔参考〕 徒歩で時速 約4km、自転車で時速 約15km

■ 市内の教育・保育施設の状況



■ 市内の教育・保育施設一覧

保育園	小泉保育園、池之内保育園、西田中保育園、郡山保育園、 新町保育園、あすなら保育園
幼稚園	郡山西幼稚園、郡山北幼稚園、郡山南幼稚園、矢田南幼稚園、片桐西幼稚園、筒井幼稚園、片桐幼稚園
認定こども園	矢田認定こども園、治道認定こども園、平和認定こども園、郡山西こども園、郡山東こども園、昭和やまとこども園、いずみこども園、やまとこども園、やまとこども園 mimi、やまとこども園 chouchou、やまとこども園 hug、大和郡山カトリック幼稚園
認可外保育所等	あゆみ保育園、大和郡山病院、DMG MORI（株）奈良保育園、 郡山青藍病院、田北病院、奈良厚生会病院

(2) 量の見込みの算出方法について

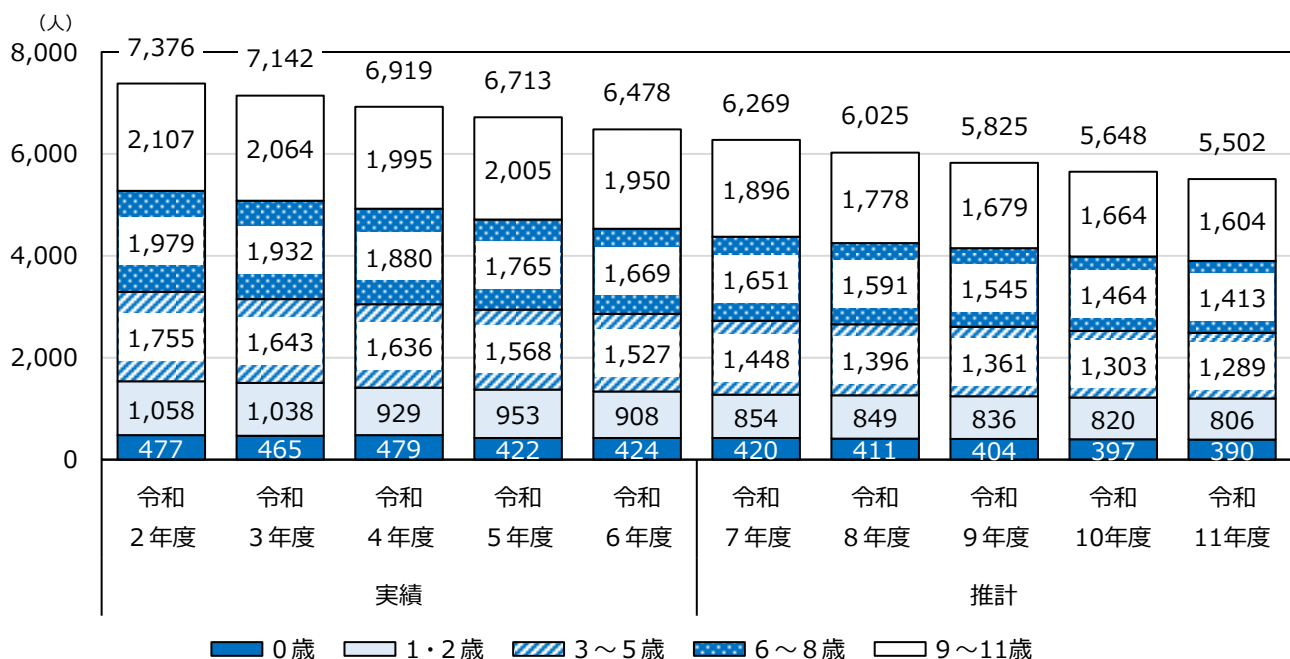
「子ども・子育て支援法」で定める幼児期の「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」は、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象とした子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果や実績値を踏まえて算出しました。

(3) 児童人口推計について

将来人口は、コーホート変化率法による推計を行いました。

コーホート変化率法とは、基準年の性・年齢別人口（コーホート）をもとに、過去における実績人口の動勢から変化率を算出し、それに基づき将来人口を推計する方法です。児童数は、令和6年度以降も減少が見込まれ、令和11年度には0～11歳の児童は5,502人となり、令和6年度から15%程度減少することが見込まれます。

■ 児童人口推計



単位：人

	実績					推計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	477	465	479	422	424	420	411	404	397	390
1・2歳	1,058	1,038	929	953	908	854	849	836	820	806
3～5歳	1,755	1,643	1,636	1,568	1,527	1,448	1,396	1,361	1,303	1,289
6～8歳	1,979	1,932	1,880	1,765	1,669	1,651	1,591	1,545	1,464	1,413
9～11歳	2,107	2,064	1,995	2,005	1,950	1,896	1,778	1,679	1,664	1,604
計 0～5歳	3,290	3,146	3,044	2,943	2,859	2,722	2,656	2,601	2,520	2,485
計 6～11歳	4,086	3,996	3,875	3,770	3,619	3,547	3,369	3,224	3,128	3,017
計 0～11歳	7,376	7,142	6,919	6,713	6,478	6,269	6,025	5,825	5,648	5,502

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、適切に給付します。

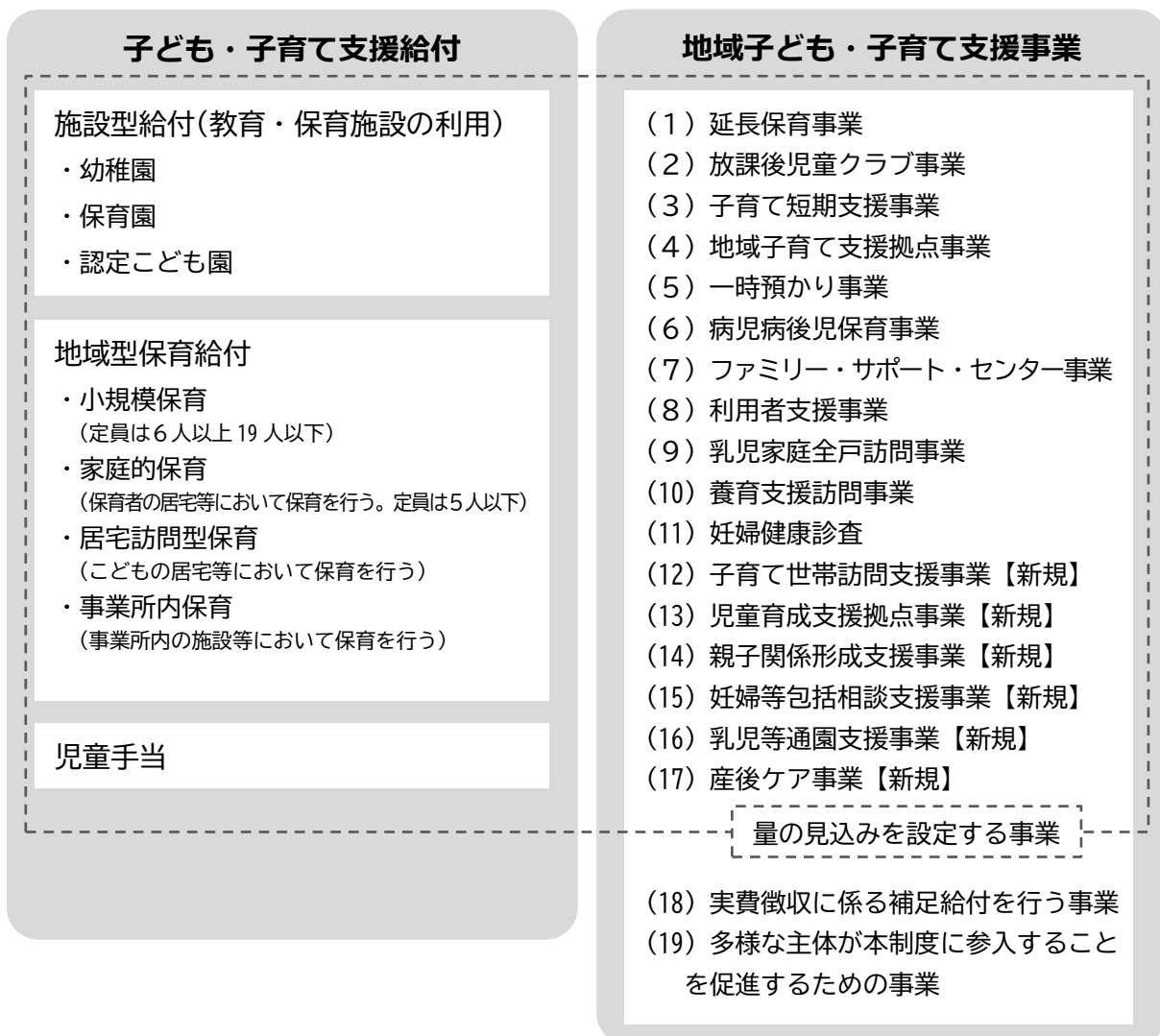
2. 事業の体系

子ども・子育て支援給付は、幼児期の学校教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域のこども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設されるとともに、令和6年子ども・子育て支援法改正により、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」「産後ケア事業」「妊婦等包括相談支援事業」が新たに創設されました。

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

【量の見込みと確保方策について】

- 量の見込み：各事業において各年度に必要と見込まれる量（ニーズ量）
- 確保方策：量の見込み（ニーズ量）に対して供給を見込む量

●事業概要●

特定教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）、特定地域型保育事業（家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、居宅訪問型保育（ベビーシッター派遣等）、事業所内保育）のことをさします。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定①	3～5歳、学校教育を希望	幼稚園・認定こども園
2号認定②	3～5歳、保育の必要性あり	保育園・認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業

①各年度の実績

■1号認定・2号認定

- ・1号認定と2号認定①の受け入れについて、いずれの年度も量の見込みを下回る実績で推移しています。
- ・2号認定②の受け入れについて、令和3年度以降はいずれの年度も量の見込みを上回る実績で推移しており、待機児童が発生しています。

単位：人/年			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の 見込み	1号+2号認定①	650	599	578	559	557
		2号認定②	921	869	859	852	870
	確保 方策	1号+2号認定①	650	599	578	559	557
		2号認定②	921	869	859	852	870
実績	1号+2号認定①		561	574	536	493	506
	2号認定②		915	916	933	921	944
	2号認定②の待機児童		4	2	7	4	2

※各年度当初

■ 3号認定（0歳）

- ・ 3号認定（0歳）の受け入れについて、令和4年度、令和6年度以外は量の見込みを下回る実績で推移しています。令和2年度、令和6年度では待機児童が発生しています。

単位：人/年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	68	67	66	63	61
	確保方策	68	67	66	63	61
実績値		64	49	71	55	64
待機児童		1	0	0	0	1

※各年度当初

■ 3号認定（1・2歳）

- ・ 3号認定（1・2歳）の受け入れについて、令和3年度以降はいずれの年度も量の見込みを上回る実績で推移しており、待機児童が発生しています。

単位：人/年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	460	463	447	436	423
	確保方策	460	463	447	436	423
実績値	1歳	198	225	226	246	222
	2歳	230	281	273	282	295
	1・2歳計	428	506	499	528	517
	待機児童	18	12	6	6	2

※各年度当初

【参考】学校教育・保育量の実績（一覧）

単位：人/年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号+2号認定①	3～5歳	561	574	536	493	506
2号認定②	3～5歳	915	916	933	921	944
3号認定	0歳	64	49	71	55	64
	1歳	198	225	226	246	222
	2歳	230	281	273	282	295
合計		1,968	2,045	2,039	1,997	2,031

※各年度当初

②確保の考え方

- ・ 1号認定、2号認定①は幼稚園7か所、認定こども園12か所で実施し、量の見込みを確保します。
- ・ 2号認定②は保育園6か所、認定こども園12か所で実施し、量の見込みを確保します。
- ・ 3号認定は保育園6か所、認定こども園12か所で実施し、量の見込みを確保します。
- ・ 必要量の確保に向けて、保育士・教諭の人員確保等、教育・保育体制の総合的な充実を図ります。

■保育園・幼稚園・認定こども園

保育園 (6か所)	小泉保育園、池之内保育園、西田中保育園、郡山保育園、新町保育園、あすなら保育園
幼稚園 (7か所)	郡山西幼稚園、郡山北幼稚園、郡山南幼稚園、矢田南幼稚園、片桐西幼稚園、筒井幼稚園、片桐幼稚園
認定こども園 (12か所)	矢田認定こども園、平和認定こども園、治道認定こども園、郡山西こども園、郡山東こども園、昭和やまとこども園、いずみこども園、やまとこども園、やまとこども園 mimi、やまとこども園 chouchou、やまとこども園 hug、大和郡山カトリック幼稚園

■1号認定・2号認定

単位：人/年		量の見込み・確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号+2号認定①	424	379	341	312	294
	2号認定②	960	959	968	944	950
②確保方策	1号+2号認定①	424	379	341	312	294
	2号認定②	960	959	968	944	950
過不足 (②-①)	1号+2号認定①	0	0	0	0	0
	2号認定②	0	0	0	0	0

■3号認定(0歳)

単位：人/年		量の見込み・確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定 (0歳)	①量の見込み	65	64	64	64	64
	②確保方策	65	64	64	64	64
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■3号認定(1・2歳)

単位：人/年		量の見込み・確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定 (1・2歳)	①量の見込み	528	534	529	522	516
	②確保方策	528	534	529	522	516
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■学校教育・保育の量の見込み（再掲）

単位：人/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	424	379	341	312	294
2号認定	3～5歳	960	959	968	944	950
3号認定	0歳	65	64	64	64	64
	1・2歳	528	534	529	522	516
合計		1,977	1,936	1,902	1,842	1,824

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【量の見込みと確保方策について】

- 量の見込み：各事業において各年度に必要と見込まれる量（ニーズ量）
- 確保方策：量の見込み（ニーズ量）に対して供給を見込む量

（１）延長保育事業

●事業概要●

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間に保育園・認定こども園等において保育を実施する事業です。

①各年度の実績

- ・延長保育事業は、令和２年度以降増加傾向にあり、いずれの年度も量の見込みを上回る実績で推移しています。

単位：人/年			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み		440	421	407	395	389
	確保方策	実人数	440	421	407	395	389
		施設数（か所）	17	17	17	17	17
実績値	実人数		507	571	576	592	
	施設数（か所）		17	17	17	17	17

②確保の考え方

- ・延長保育事業については17か所で実施し、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人/年			量の見込み・確保方策				
			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業	①量の見込み		592	594	595	583	583
	②確保方策	実人数	592	594	595	583	583
		施設数（か所）	17	17	17	17	17
	過不足（②－①）		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童クラブ事業（学童保育所事業）

●事業概要●

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に小学校の
余剰教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る
事業です。

①各年度の実績

- ・学童保育所事業は、令和3年度以降増加傾向にあります。合計でみると、令和2年度、令和5年度、令和6年度は見込み値を上回る実績となっています。

単位：人/年			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の 見込み	1年生	215	226	237	248	259
		2年生	196	207	217	228	239
		3年生	175	167	176	185	194
		4年生	125	137	130	137	144
		5年生	64	79	86	82	86
		6年生	44	40	49	53	51
		合計	819	856	895	933	973
	確保 方策	1～3年生	586	600	630	661	692
		4～5年生	233	256	265	272	281
		合計	819	856	895	933	973
		支援数（か所）	17	22	22	22	22
実績値		1年生	223	210	233	236	244
		2年生	204	197	205	223	241
		3年生	171	164	173	190	196
		4年生	146	124	135	141	168
		5年生	96	96	90	92	92
		6年生	38	55	56	64	68
		1～3年生	598	571	611	649	681
		4～6年生	280	275	281	297	328
		合計	878	846	892	946	1,009
		支援数（か所）	16	20	23	23	23

※各年度当初

②確保の考え方

- ・各小学校区で実施するとともに、量の見込みを上回る定員の拡大により、高学年児童の需要にも対応できるよう体制を整備します。
- ・大規模学童保育所については、児童数の推移を見守りながら、関係機関との協議を進め、小学校の余裕教室等を利用することにより、拠点数を増やすなどの対応策を実施していきます。
- ・運営に対する保護者の負担軽減を図りつつ、地域の実情に応じたものとなるよう運営方法を検討するとともに、研修等を実施し支援員の質の向上を図ります。
- ・放課後子ども教室との一体的または連携型での提供を図ります。

単位：人/年			量の見込み・確保方策				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後 児童クラブ 事業	①量の 見込み	1年生	300	258	249	259	232
		2年生	249	288	248	239	249
		3年生	208	217	251	216	208
		4年生	158	169	176	204	175
		5年生	98	107	115	120	139
		6年生	56	64	70	75	78
		合計	1,069	1,103	1,109	1,113	1,081
	②確保 方策	1～3年生	757	763	748	714	689
		4～6年生	312	340	361	399	392
		合計	1,069	1,103	1,109	1,113	1,081
		支援数(カ所)	23	23	23	23	23
	過不足(②－①)		0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

●事業概要●

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

①各年度の実績

- ・子育て短期支援事業は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和5年度は見込み値を上回る実績となっています。

単位：人日/年			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み		109	104	101	97	96
	確保 方策	延べ人数	109	104	101	97	96
		施設数（か所）	6	6	6	6	6
実績値		延べ人数	36	55	74	128	
		施設数（か所）	6	6	6	6	6

②確保の考え方

- ・子育て短期支援事業については、市外6か所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日/年			量の見込み・確保方策				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て 短期支援 事業	①量の見込み		118	116	113	110	108
	②確保 方策	実人数	118	116	113	110	108
		施設数（か所）	6	6	6	6	6
	過不足（②－①）		0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

●事業概要●

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

①各年度の実績

- ・地域子育て支援拠点事業は、増減しながら推移しており、いずれの年度も見込み値を下回る実績となっています。

単位：人回/年			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み		24,528	24,420	23,652	23,028	22,404
	確保 方策	延べ人数	24,528	24,420	23,652	23,028	22,404
		施設数（か所）	7	7	7	7	7
実績値		延べ人数	6,392	10,737	9,232	16,251	
		施設数（か所）	7	7	8	8	9

②確保の考え方

- ・地域子育て支援拠点事業は令和10年度に新たにひろば型を1か所整備し、ひろば型5か所、センター型4か所で実施することにより、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人回/年			量の見込み・確保方策				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て 支援拠点 事業	①量の見込み		18,282	18,081	17,992	19,937	19,963
	②確保 方策	延べ人数	18,282	18,081	17,992	19,937	19,963
		施設数（か所）	9	9	9	10	10
	過不足（②－①）		0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

●事業概要●

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園・保育園・認定こども園、地域子育て支援拠点、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①各年度の実績

- ・一時預かり事業（幼稚園型）は令和2年度以降増加傾向にあり、令和3年度以降は見込み値を上回る実績となっています。
- ・一時預かり事業（幼稚園型を除く）は令和2年度以降増加傾向にあり、令和4年度以降は見込み値を上回る実績となっています。

■幼稚園型（預かり保育）

単位：人日/年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,450	1,355	1,326	1,302	1,317
	確保方策	1,450	1,355	1,326	1,302	1,317
実績値	延べ人数	1,402	1,788	6,912	8,071	
	施設数（か所）	16	20	20	20	20

■幼稚園型を除く

単位：人・人日/年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	59	57	55	53	52
	確保方策	59	57	55	53	52
実績値	実人数	45	48	108	117	
	延べ人数	1,555	1,745	1,653	2,814	
	施設数（か所）	3	4	4	4	5

※計画値は実人数。

②確保の考え方

- ・幼稚園型については、すべての幼稚園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・幼稚園型を除くについては、こどもサポートセンター、やまとこども園 chouchou、郡山東こども園、郡山西こども園、大和郡山カトリック幼稚園の5か所で実施し、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。

■幼稚園型（預かり保育）

単位：人日/年			量の見込み・確保方策				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり 事業 (幼稚園型)	①量の見込み		9,636	8,614	7,750	7,091	6,682
	②確保 方策	延べ人数	9,636	8,614	7,750	7,091	6,682
		施設数	19	19	19	19	19
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

■幼稚園型を除く

単位：人日/年			量の見込み・確保方策				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり 事業 (幼稚園型 を除く)	①量の見込み		2,216	2,141	2,079	2,017	1,967
	②確保 方策	延べ人数	2,216	2,141	2,079	2,017	1,967
		施設数	5	5	5	5	5
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(6) 病児病後児保育事業

●事業概要●

病児病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

①各年度の実績

- ・病児病後児保育事業は15人以下で増減しながら推移しており、いずれの年度も見込み値を下回る実績となっています。

単位：人日/年			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み		110	105	102	99	97
	確保 方策	延べ人数	110	105	102	99	97
		施設数（か所）	1	1	1	1	1
実績値	延べ人数		6	1	13	3	
	施設数（か所）		1	1	1	2	2

②確保の考え方

- ・病児病後児保育事業については、令和7年度以降3施設での実施を予定しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保するものとしています。

単位：人日/年			量の見込み・確保方策				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児 病後児 保育事業	①量の見込み		216	252	288	324	360
	②確保 方策	延べ人数	216	252	288	324	360
		施設数（か所）	3	3	3	3	3
	過不足（②－①）		0	0	0	0	0

（7）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

●事業概要●

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

①各年度の実績

- ・ファミリー・サポート・センター事業は、増減しながら推移しており、いずれの年度も見込み値を下回る実績となっています。
- ・なお、就学前児童については「（5）一時預かり事業（幼稚園型を除く）」で計上しています。

単位：人日/年			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の 見込み	1～3年生	422	410	394	372	343
		4～6年生	143	141	137	135	131
	確保 方策	1～3年生	422	410	394	372	343
		4～6年生	143	141	137	135	131
実績値		1～3年生	4	25	68	31	
		4～6年生	5	20	0	2	
		施設数(か所)	1	1	1	1	1

②確保の考え方

- ・市内1か所で実施し、量の見込みを確保します。
- ・託児から送迎へと依頼内容が変化しているなどの現状に対応するため、援助会員のスキルアップや、新たな子育て支援ボランティアの育成を図り、ファミリー・サポート・センター事業を通じて地域の子育て支援の充実を図ります。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日/年			量の見込み・確保方策				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ファミリー・サポート・センター事業	①量の見込み	1～3年生	60	58	56	53	51
		4～6年生	18	17	16	16	16
		合計	78	75	72	69	67
	②確保方策	1～3年生	60	58	56	53	51
		4～6年生	18	17	16	16	16
		合計	78	75	72	69	67
		施設数(か所)	1	1	1	1	1
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

●事業概要●

こどもや保護者が、幼稚園・保育園・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、学童保育所等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉にかかわる各機関で相談を含めた支援を行います。

福祉にかかわる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、それらの利用にあたってこどもや保護者からの相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

①各年度の実績

単位：か所		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	1 (こども家庭センター型)
実績値		1	1	1	1	1

②確保の考え方

- ・市内1か所で実施し、量の見込みを確保します。
- ・令和6年度に設置したこども家庭センターについて、今後さらなる相談機能、調整機能の強化に取り組めます。

単位：か所		量の見込み・確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者 支援事業	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1 (こども家庭 センター型)	1 (こども家庭 センター型)	1 (こども家庭 センター型)	1 (こども家庭 センター型)	1 (こども家庭 センター型)
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問」）

●事業概要●

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

①各年度の実績

- ・乳児家庭全戸訪問事業は令和3年度以降減少傾向にあり、いずれの年度も見込み値を下回る実績となっています。

単位：人/年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	521	508	494	479	467
	確保方策	521	508	494	479	467
実績値		432	479	417	402	

②確保の考え方

- ・生後4か月までの乳児のいる家庭に各地区担当保健師や奈良県助産師会の助産師が訪問し、育児不安の早期発見につなげ、母子の育児相談を行います。

実施体制：17人 実施場所：対象者宅 検査項目：身体測定等 実施時期：通年

単位：人/年		量の見込み・確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児家庭全戸 訪問事業	①量の見込み	420	411	404	397	390
	②確保方策	420	411	404	397	390
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

●事業概要●

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

①各年度の実績

- ・養育支援訪問事業は 20 人以下で増減しながら推移しており、いずれの年度も見込み値を下回る実績となっています。

単位：人/年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	30	30	30	30	30
	確保方策	30	30	30	30	30
実績値		18	7	5	18	

②確保の考え方

- ・養育支援訪問事業については、支援が必要な子どもや家庭に対し、適切な相談や対応ができるよう実施体制を整え、事業内容を周知します。
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、引き続き事業を継続して取り組みます。

単位：人/年		量の見込み・確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	①量の見込み	30	30	30	30	30
	②確保方策	30	30	30	30	30
	過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

●事業概要●

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

①各年度の実績

- ・妊婦健康診査は令和3年度以降減少傾向にあり、いずれの年度も見込み値を下回る実績となっています。

人回/年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	860	839	816	791	771
	確保方策	860	839	816	791	771
実績値		793	803	730	684	

②確保の考え方

- ・妊婦健康診査については、妊娠中の母子の健康を守るため、すべての妊婦の受診をめざして実施体制を整え事業内容を周知します。

実施場所：各医療機関 実施機関：各医療機関 委託団体：県医師会

検査項目：基本的な健康診査（問診、診察、計測等）

必要に応じた医学的な検査（血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等）

実施時期：妊娠初期より妊娠23週まで：4週間に1回

妊娠24週より妊娠35週まで：2週間に1回

妊娠36週以降分娩まで：1週間に1回

単位：人回/年		量の見込み・確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦健康診査	①量の見込み	690	679	667	655	642
	②確保方策	690	679	667	655	642
	過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(12) 子育て世帯訪問支援事業

●事業概要●

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

①各年度の実績

単位：人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て世帯訪問支援事業	—	—	—	441	

※令和5年6月から事業開始

②確保の考え方

- ・子育て世帯訪問支援事業については、制度の周知を図り、必要な支援の提供に努めるとともに、実施に必要な体制を確保します。

単位：人日/年		量の見込み・確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て世帯 訪問支援事業	①量の見込み	1,095	1,065	1,033	1,003	976
	②確保方策	1,095	1,065	1,033	1,003	976
	過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(13) 児童育成支援拠点事業

●事業概要●

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

令和6年度時点で本市においては未実施の事業ですが、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年度に量の見込みを見直すこととします。

(14) 親子関係形成支援事業

●事業概要●

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

令和6年度時点で本市においては未実施の事業ですが、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年度に量の見込みを見直すこととします。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

●事業概要●

妊婦・その配偶者等に対して面談等により、情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

①各年度の実績

単位：回/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦等包括相談支援事業	1,431	1,395	1,437	1,266	

②確保の考え方

- ・妊婦等包括相談支援事業については母子の健康を守り、切れ目のない支援を円滑に実施するため、すべての妊婦を対象に実施体制を整え、事業内容を周知します。

単位：回/年		量の見込み・確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦等包括 相談支援事業	①量の見込み	1,260	1,233	1,212	1,191	1,170
	②確保方策	1,260	1,233	1,212	1,191	1,170
	過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

●事業概要●

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和7年度から試行的に開始し、令和8年度以降段階的に供給量を増やすことで需要に対応します。

単位：人/月		量の見込み・確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児等通園 支援事業	①量の見込み	14	14	14	14	12
	②確保方策(定員)	5	8	10	12	12
	過不足(②－①)	9	6	4	2	0

(17) 産後ケア事業

●事業概要●

産後の体調を整え、安心して子育てができるように、日帰り・宿泊によるケアを提供する事業です。

①各年度の実績

単位：人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	44	51	79	50	
施設数（か所）	2	2	4	6	9

②確保の考え方

・産後ケア事業については、出産後の切れ目のない支援を円滑に実施するため、実施に必要な体制を確保します。

単位：人日/年		量の見込み・確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産後ケア事業	①量の見込み	72	70	69	68	67
	②確保方策	72	70	69	68	67
	過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するとともに、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(19) 多様な主体による教育・保育事業等への参入促進

事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性等を主な観点として、事業者と協議を行います。

第4章 計画の推進に向けて

1. 家庭、地域、企業、関係機関・団体、行政の役割

本計画は、こども・子育てにかかわる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境等、広範囲にわたるものであり、計画の推進にあたっては、市だけでなく、家庭、地域、事業所、関係機関・団体等がそれぞれの立場で役割を認識し、相互に連携しながら、一体となって取り組む必要があります。

■家庭の役割

保護者は、子育てについて第一義的な責務を担っています。家庭がこどもの成長にとって基盤となることを自覚するとともに、保護者や家族が愛情豊かに、また、男女がともにこどもとかわりながら子育てをし、基本的な生活習慣や社会のルールを身につけ、健やかな育ちを支えていくことが求められます。

■地域の役割

地域社会は、こどもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、犯罪の防止等、こどもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流等、子育て家庭が地域で孤立することがないように、積極的な交流等に参画することが期待されます。

■関係機関・団体の役割

子育て支援や青少年健全育成等、様々な活動を展開している関係機関や団体は、身近な相談相手や子育て仲間、先輩として、さらには専門的な知見から助言・支援できる立場として、こどもや子育て家庭に寄り添い、支援する役割が期待されています。市や地域、事業所との連携を深め、より一層充実した活動の展開が求められます。

■企業の役割

企業は、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とする重要な役割を担っています。男女がともに仕事をはじめ家庭生活、地域生活をいきいきと送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する職場環境づくりが期待されます。

■行政の役割

行政は、計画の推進主体として、本計画における施策、施設整備等を包括的・計画的に取り組む役割を担っています。また、家庭や地域等との連携や協働を図りながら、計画を着実に実行していきます。

2. 推進体制

本計画の推進にあたっては、こども・子育て支援にかかわる関係機関をはじめ、学校、企業、地域等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進していくとともに、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても積極的に対応していきます。

また、計画の広報等により市民等の理解の促進を図るとともに、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

3. 進捗管理・評価

本計画に掲げる施策を推進するため、「大和郡山市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施していきます。

4. 広報・周知

本計画に掲げる施策が効果的に活用されるためには、各施策や取り組みの内容がこども、保護者、地域住民そして関係機関に対して、確実に情報が伝わるようにする必要があります。行政はその点に留意し、SNS等の新たなメディアの活用を検討するなど、様々な方法による広報周知に努めます。

資料編

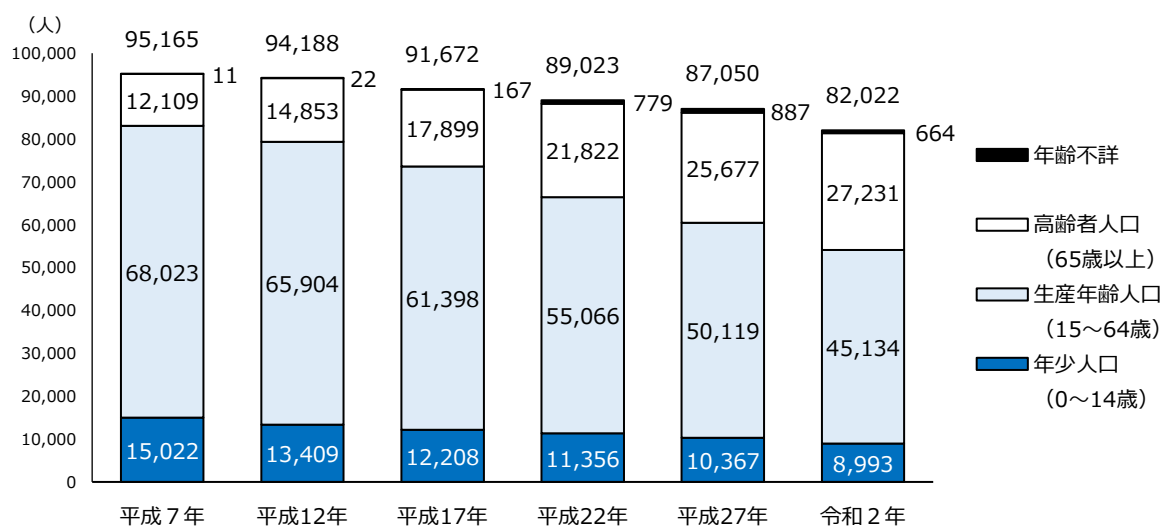
こども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 人口の推移

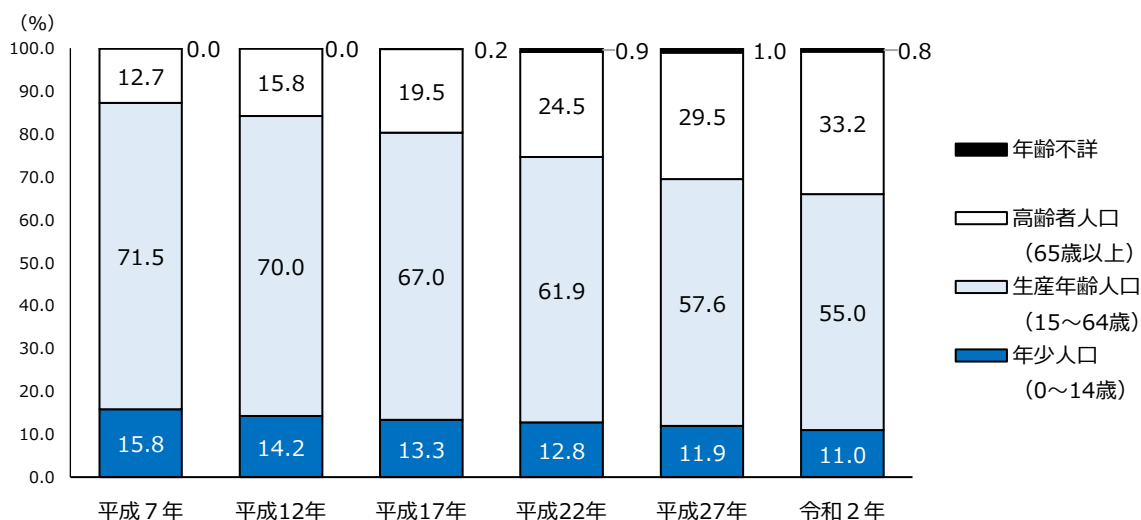
○本市の総人口は減少傾向にあり、令和2年で82,022人となっています。

○年齢別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口割合の推移



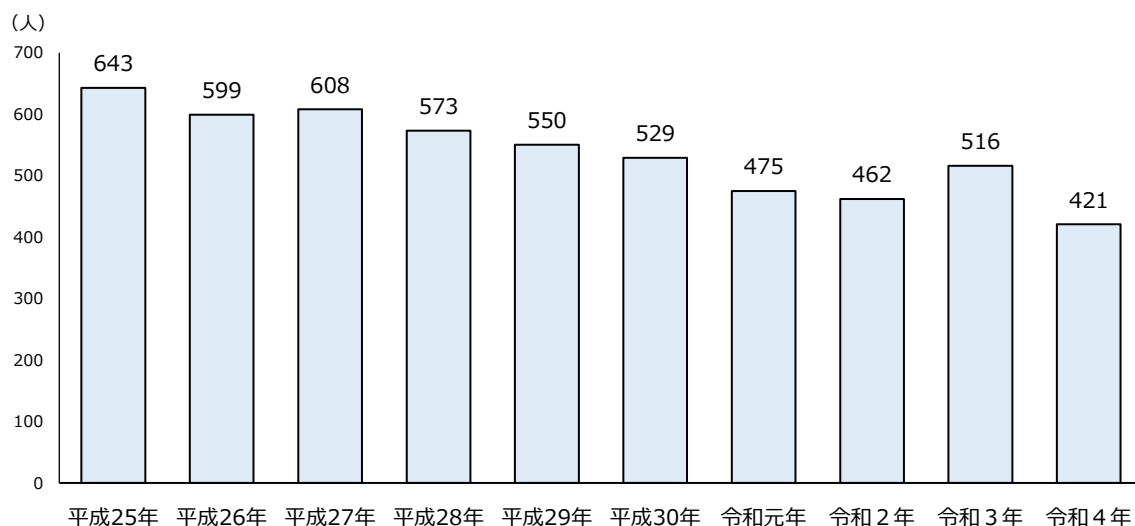
資料：国勢調査

(2) 出生数（率）の推移

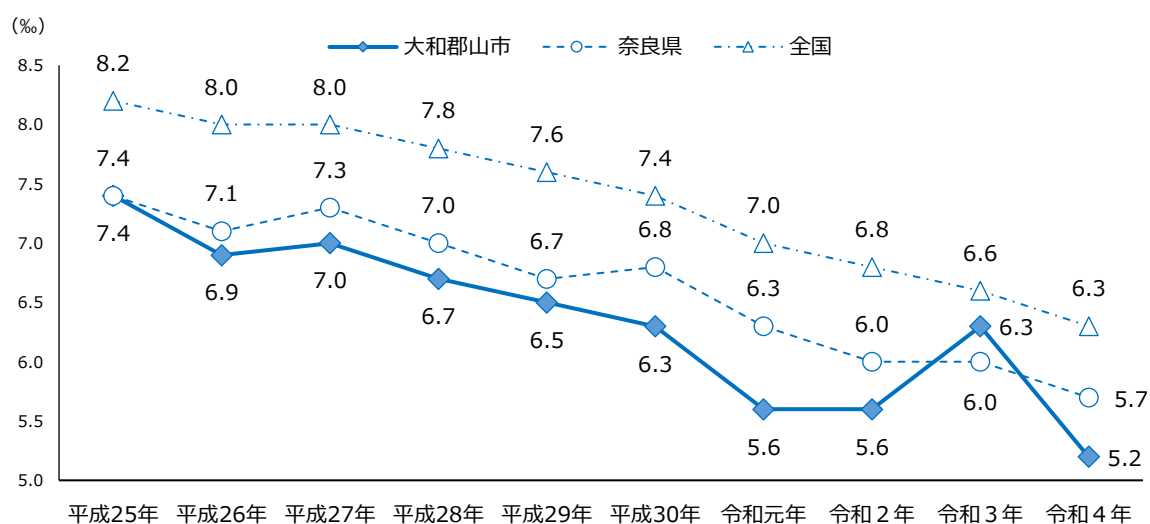
○出生数は各年で増減しているものの、おおむね減少傾向にあり、令和4年で421人となっています。

○出生率（人口千対）は本市も含め全国・奈良県ともに減少しています。令和4年の出生率は全国・奈良県より低くなっています。

出生数の推移



出生率（人口千対）の推移

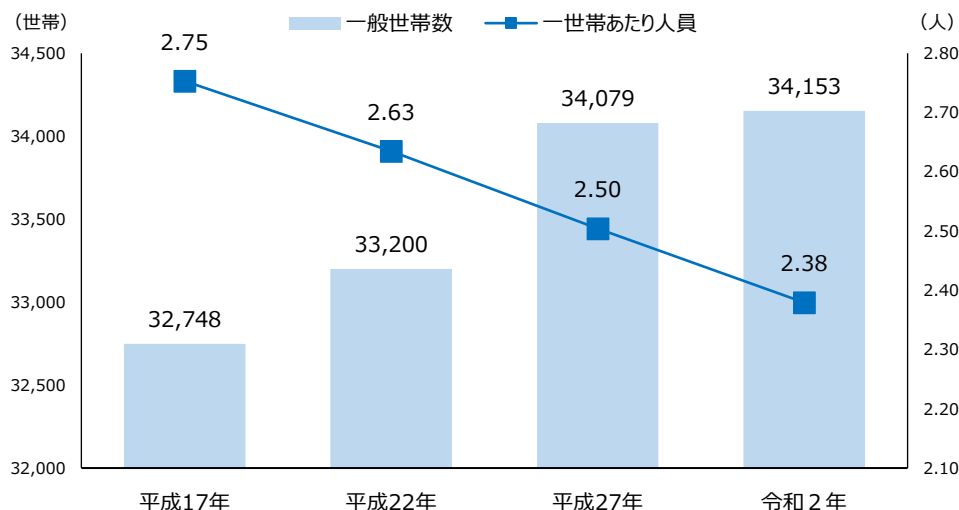


資料：人口動態統計

(3) 世帯の状況

- 一般世帯数は令和2年で34,153世帯と年々増加していますが、一世帯あたり人員は年々減少しており、令和2年で2.38人となっています。
- 6歳未満や18歳未満の親族のいる世帯は年々減少しています。

一般世帯数及び一世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

こどものいる世帯の推移

単位：世帯、%

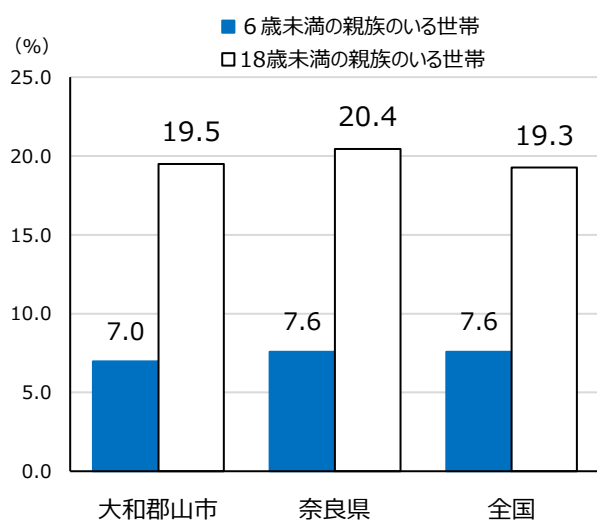
			平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	世帯数の増減率 (H17→R2)
一般世帯		世帯数	32,748	33,200	34,079	34,153	104.3%
		比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
こどもが いる世帯	6歳未満の親族のいる世帯	世帯数	3,613	3,173	2,791	2,378	65.8%
		比率	11.0%	9.6%	8.2%	7.0%	
	18歳未満の親族のいる世帯	世帯数	8,785	8,076	7,494	6,659	75.8%
		比率	26.8%	24.3%	22.0%	19.5%	
	12歳未満の親族のいる世帯	世帯数			5,055	4,429	—
		比率			14.8%	13.0%	
	15歳未満の親族のいる世帯	世帯数			6,262	5,520	—
		比率			18.4%	16.2%	
	20歳未満の親族のいる世帯	世帯数			8,343	7,464	—
		比率			24.5%	21.9%	

資料：国勢調査

○令和2年の6歳未満の親族のいる世帯割合は全国・奈良県より低く、18歳未満の親族のいる世帯割合は、全国より高いものの奈良県より低くなっています。

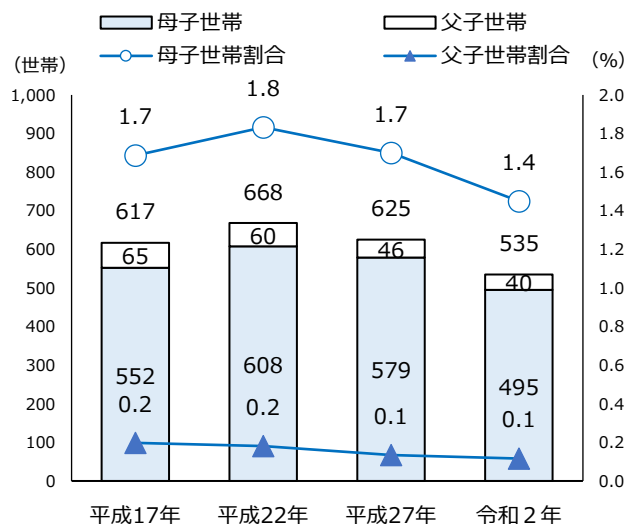
○ひとり親世帯は平成22年の668世帯をピークに減少傾向にあります。母子世帯割合は全国・奈良県よりわずかに高く、父子世帯割合は全国・奈良県とほぼ同じ割合となっています。

一般世帯に占めるこどものいる世帯割合



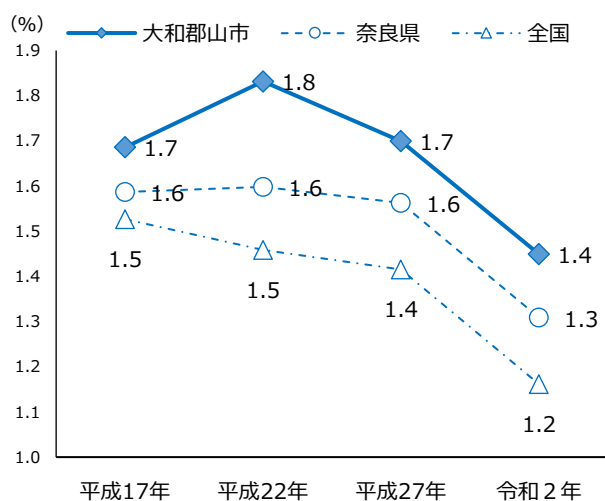
資料：国勢調査（令和2年）

ひとり親家庭世帯数の推移



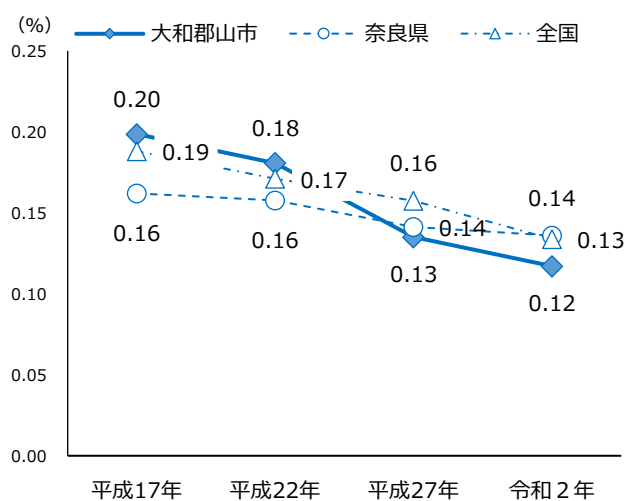
資料：国勢調査

母子世帯割合の推移



資料：国勢調査

父子世帯割合の推移

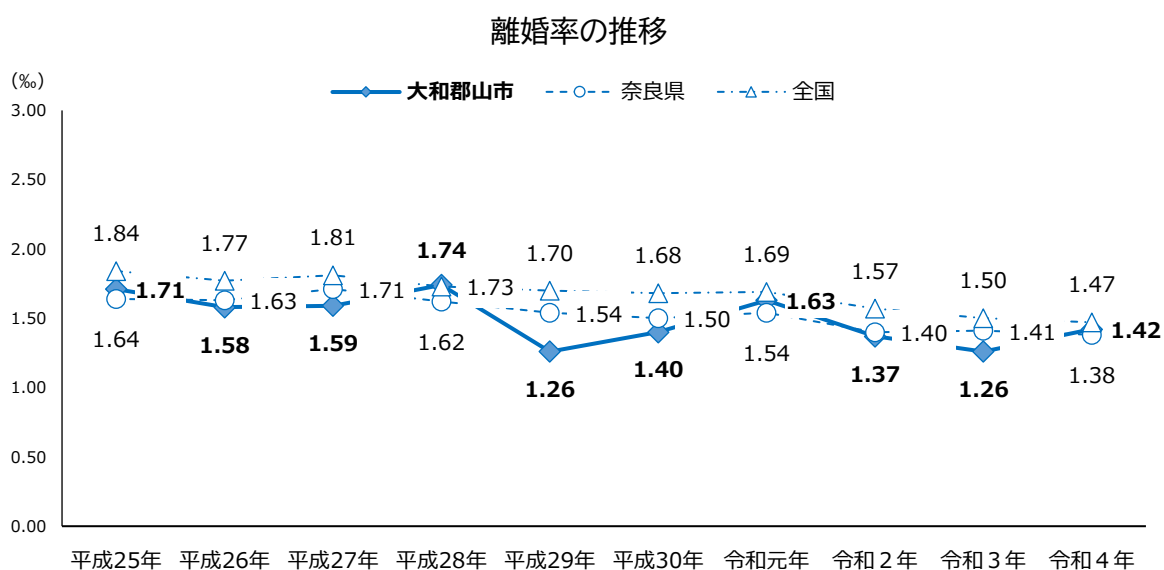
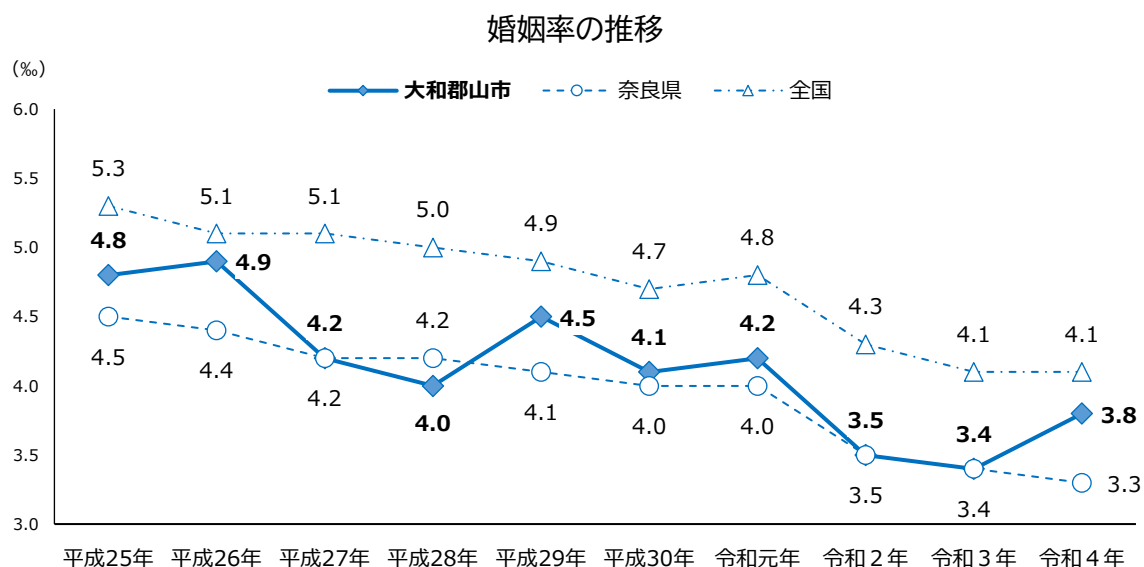


資料：国勢調査

(4) 婚姻・離婚の状況

○婚姻率をみると、全国・奈良県とともに各年で増減しており、令和4年は3.8%と、全国より低く、奈良県より高くなっています。

○離婚率をみると、全国・奈良県とともに1.0～2.0%で推移しており、差はみられません。



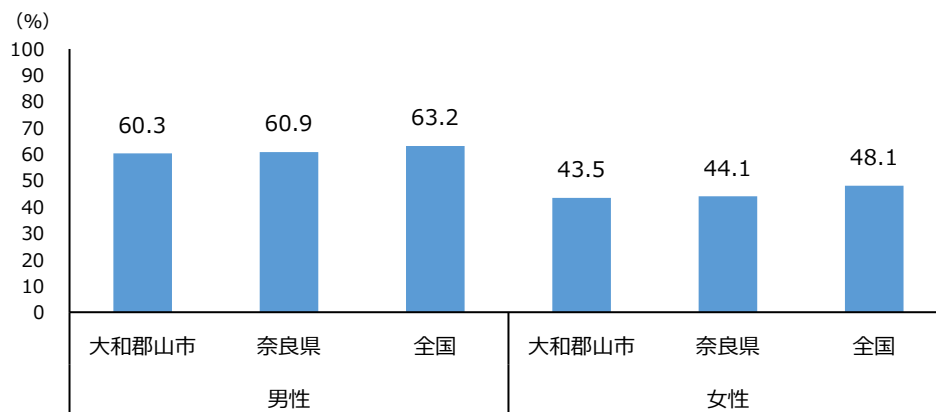
資料：人口動態統計

(5) 労働状況

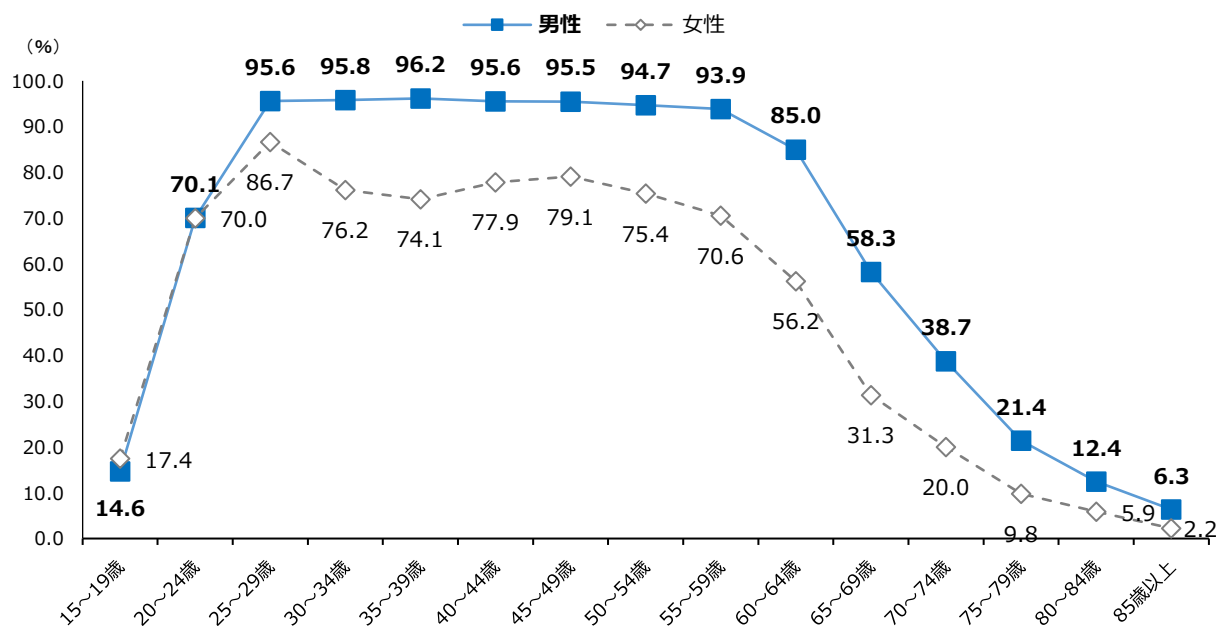
○令和2年の労働力率は、男女ともに全国・奈良県よりも低くなっています。

○労働力率を年齢階層別にみると、男性は25～59歳の年齢は労働力率が90%以上に対し、女性は25～29歳を境に30歳代で労働力率が下がるM字カーブを描いています。

労働力率（令和2年）



男女別×年齢階層別労働力率（令和2年）

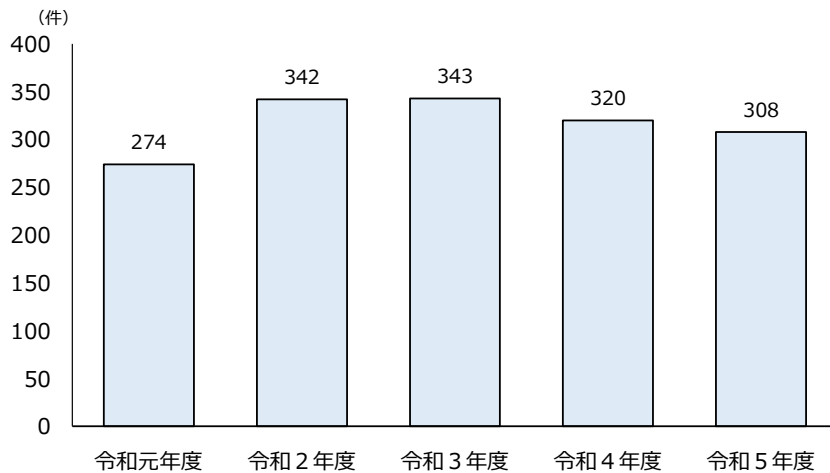


資料：国勢調査（令和2年）

（６）児童虐待の状況

○児童虐待相談件数の推移をみると、各年度増減しながら推移しており、令和５年度では３０８件となっています。

児童虐待相談件数の推移



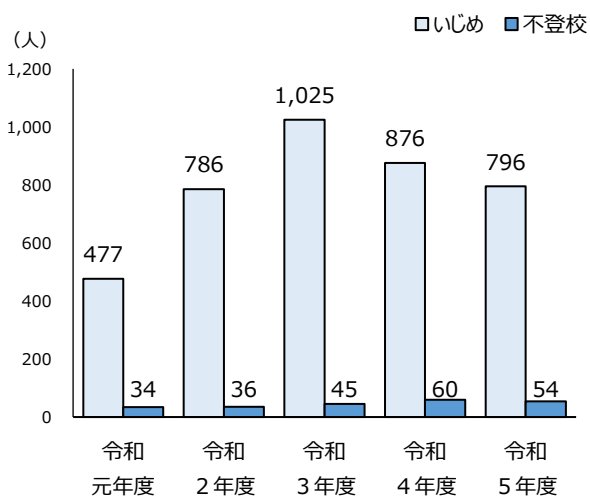
資料：子育て支援課

（７）いじめ・不登校の状況

○小学生のいじめ・不登校件数の推移をみると、いじめは令和元年度から令和３年度にかけて増加し、それ以降は減少傾向にあります。不登校は３０～６０件程度で推移しています。

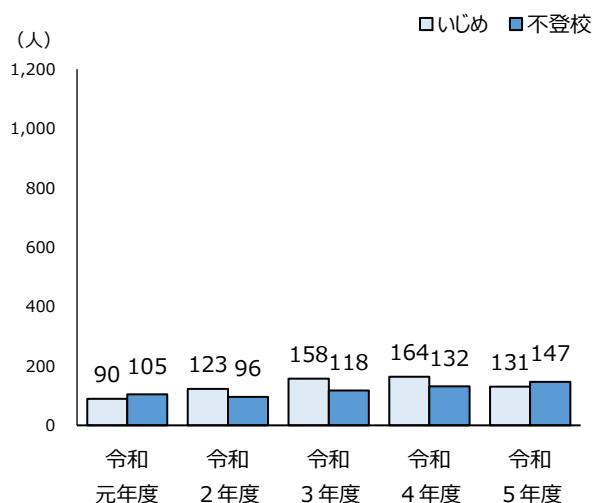
○中学生のいじめ・不登校件数の推移をみると、いじめは令和元年度から令和４年度にかけて増加し、令和５年度はやや減少しています。不登校は令和２年度以降増加傾向にあります。

いじめ・不登校件数の推移（小学生）



資料：学校教育課

いじめ・不登校件数の推移（中学生）

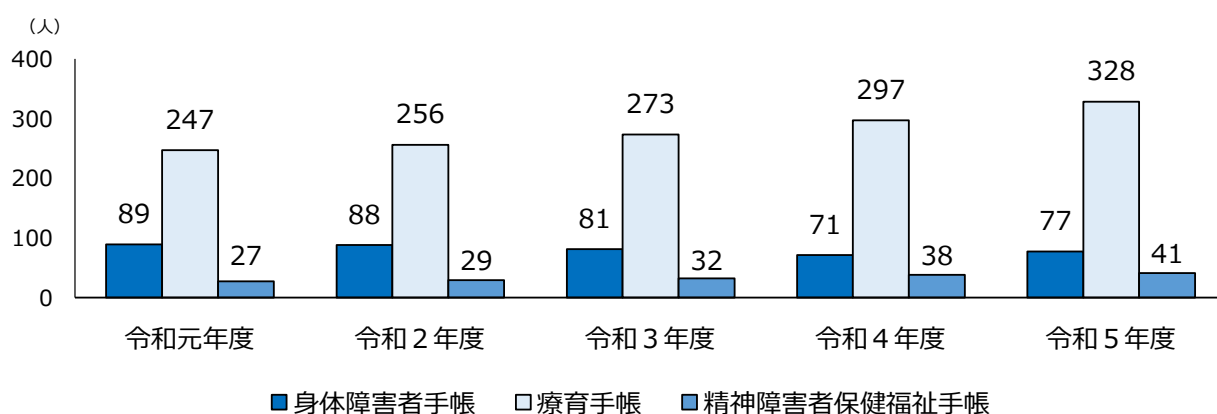


資料：学校教育課

（８）障害者手帳所持者数（18 歳未満）の状況

- 18 歳未満の障害者手帳所持者数をみると、令和元年度から令和 5 年度にかけて増加傾向にあります。
- 手帳種別でみると、身体障害者手帳は令和元年度から令和 4 年度にかけて減少傾向にありましたが、令和 5 年度にはやや増加し、77 人となっています。療育手帳は年々増加傾向にあり、令和 5 年度には 328 人となっています。精神障害者保健福祉手帳についても年々増加傾向にあり、令和 5 年度に 41 人となっています。

障害者手帳所持者数（18 歳未満）の推移



資料：障害福祉課

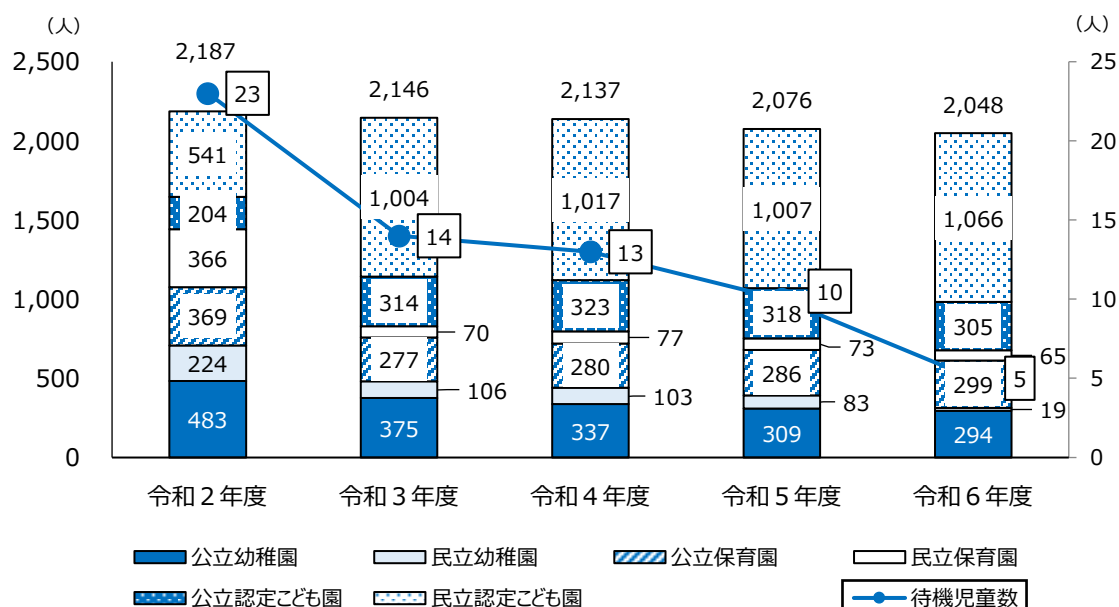
■ 教育・保育の状況

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園等の状況

○幼稚園・保育園・認定こども園等の入所者総数をみると、2,000人台で概ね減少傾向となっています。待機児童数は令和2年度以降、減少傾向で推移しています。

○待機児童数を年齢別にみると、令和2年度から令和5年度にかけては、1・2歳で最も多く発生しています。令和6年度では、0歳が1人、1・2歳が2人、3歳が2人となっています。

入所者数・待機児童数の推移



資料：保育支援課（各年度4月1日時点）

年齢別待機児童の推移

(単位: 人)

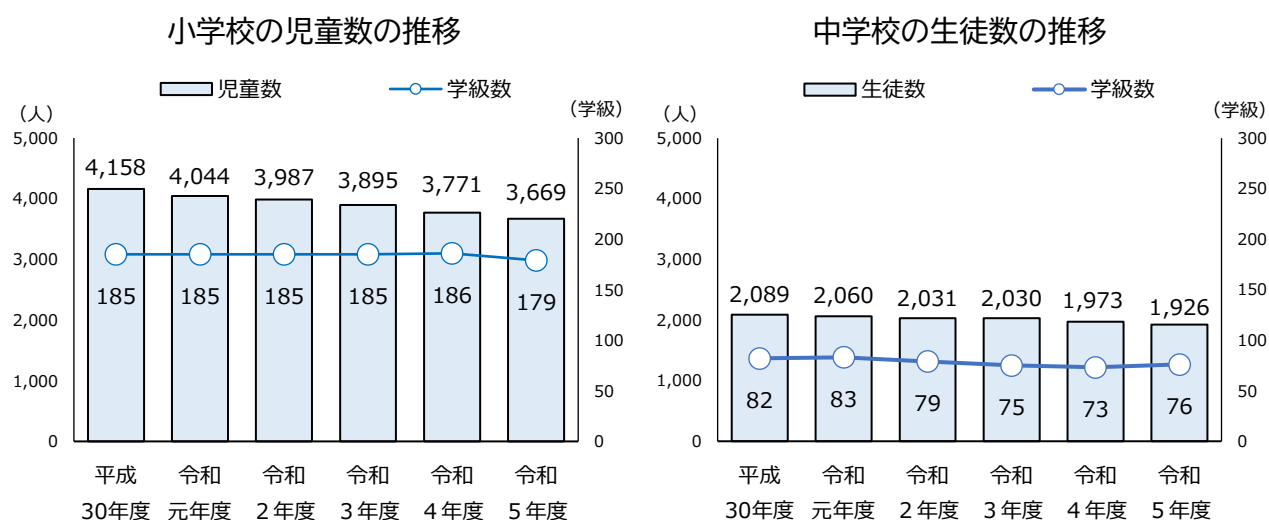
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童総数	23	14	13	10	5
0歳	1	0	0	0	1
1・2歳	18	12	6	6	2
3歳以上	4	2	7	4	2

資料：保育支援課

(2) 小学校、中学校の状況

○小学校の児童数は減少傾向で推移しており、令和5年度には3,669人となっています。学級数は横ばい傾向で推移していましたが、令和4年度から令和5年度にかけて7学級減少しています。

○中学校の生徒数は減少傾向で推移しており、令和5年度には1,926人となっています。学級数は増減しながら、概ね横ばい傾向で推移しています。



資料：学校教育課

※児童・生徒数、学級数については、4月1日現在の生徒数調査に基づく

※学級数には、特別支援学級を含む

小学校・中学校の児童数・生徒数・学級数の推移

(単位：人・学級)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校児童数	4,158	4,044	3,987	3,895	3,771	3,669
小学校学級数	185	185	185	185	186	179
中学校生徒数	2,089	2,060	2,031	2,030	1,973	1,926
中学校学級数	82	83	79	75	73	76

資料：学校教育課

■ アンケート結果からみる大和郡山市の状況

(1) 調査の概要

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づく「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（第二期）」が令和6年度で計画が終了することから、子育て家庭や若者が抱える問題や課題を把握し、次期計画策定にあたっての基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

②調査の実施について

調査分類	調査の種類	調査対象者	配布数	抽出方法	調査方法
子育て調査	就学前児童調査	就学前の児童のいる世帯の保護者	1,000 件	無作為抽出	郵送による 配布、郵送・Webによる回収
	小学生児童調査	小学生の児童のいる世帯の保護者	1,000 件		
若者調査	若者調査	18～39 歳の市民	2,000 件		
子どもの生活調査	小中学生調査	小学5年生及び 中学2年生	1,142 件	市内の小学5年生・中学2年生全員と、その保護者	
	保護者調査	上記児童の保護者	1,142 件		

③配布数・回収数・回収率

調査分類	調査の種類	配布数	回収数	内訳		回収率	内訳	
				紙	ネット		紙	ネット
子育て調査	就学前児童調査	1,000 件	458 件	324 件	134 件	45.8%	32.4%	13.4%
	小学生児童調査	1,000 件	494 件	342 件	152 件	49.4%	34.2%	15.2%
若者調査	若者調査	2,000 件	549 件	311 件	238 件	27.5%	15.6%	11.9%
子どもの生活調査	小中学生調査	1,142 件	446 件	320 件	126 件	39.0%	28.0%	11.0%
	保護者調査	1,142 件	466 件	320 件	146 件	40.8%	28.0%	12.8%

調査結果をみる際の留意点は以下の通りです。

■ 「n」は「number」の略で、比率算出の母数です。

■ 単数回答の場合、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。

（２）ニーズ調査（就学前児童・小学生児童）の結果

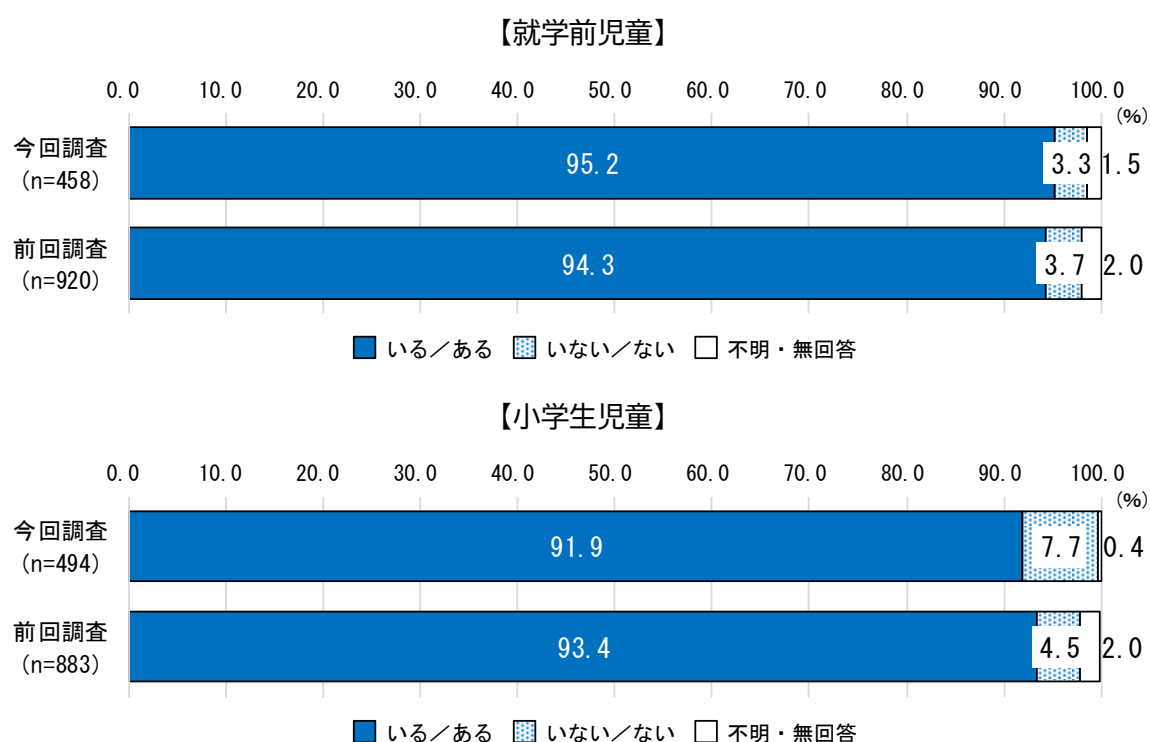
※「前回調査」は令和元年７月に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果をさします。

① 子育てをする上で、気軽に相談できる先（人・場所など）の有無 <単数回答>

（就学前児童・小学生児童）

子育てをする上で、気軽に相談できる先（人・場所など）の有無について、「いる/ある」が就学前児童で95.2%、小学生児童で91.9%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童、小学生児童ともに、ほぼ同様の結果となっています。



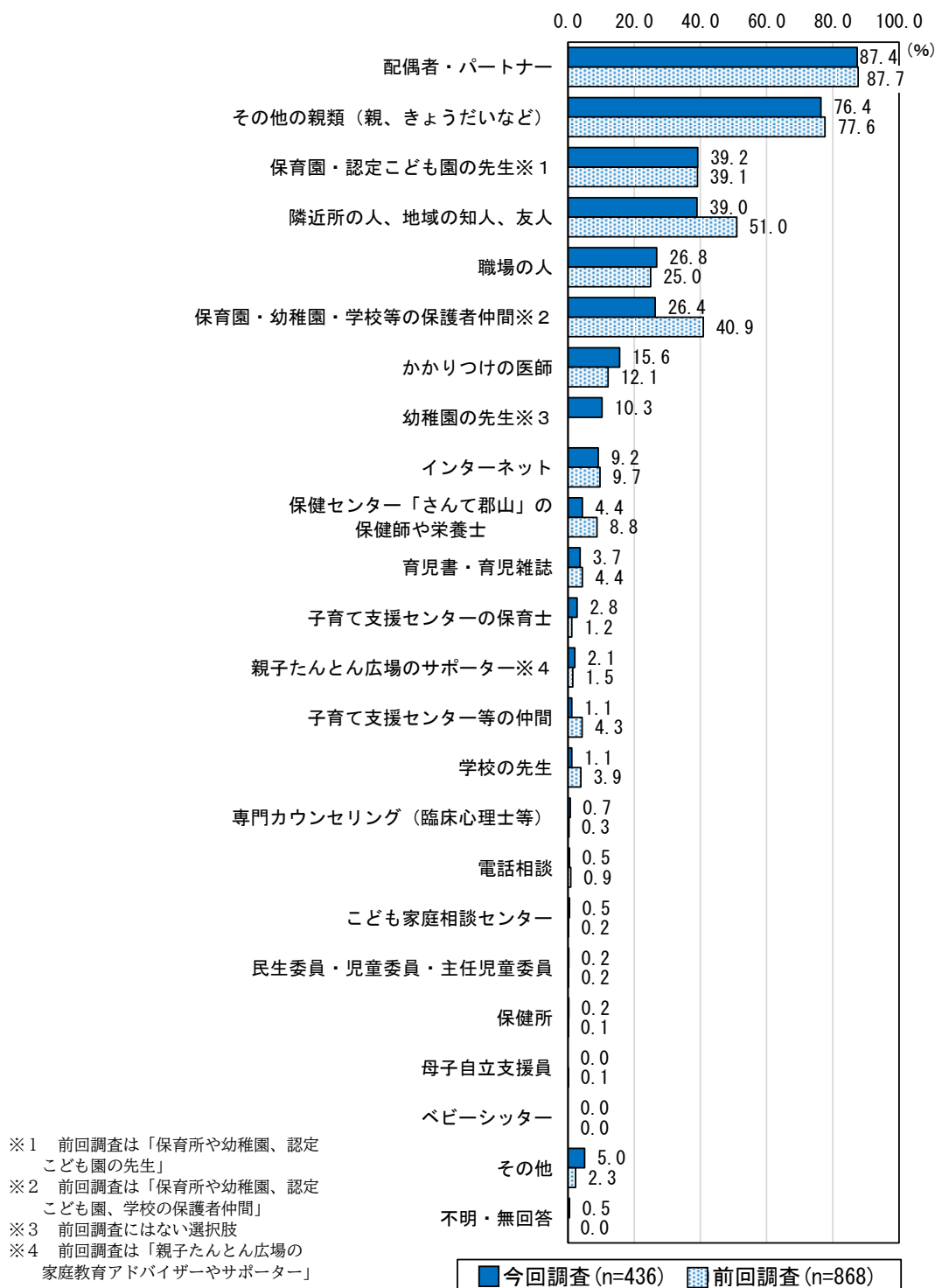
①で「ある／いる」を選んだ方

①-1 気軽に相談できる先 <複数回答> (就学前児童・小学生児童)

気軽に相談できる先について、就学前児童では「配偶者・パートナー」が87.4%と最も高く、次いで「その他の親類（親、きょうだいなど）」が76.4%となっています。

前回調査と比較すると、「隣近所の人、地域の知人、友人」が12.0ポイント、「保育園・幼稚園・学校等の保護者仲間」が14.5ポイント減少しています。

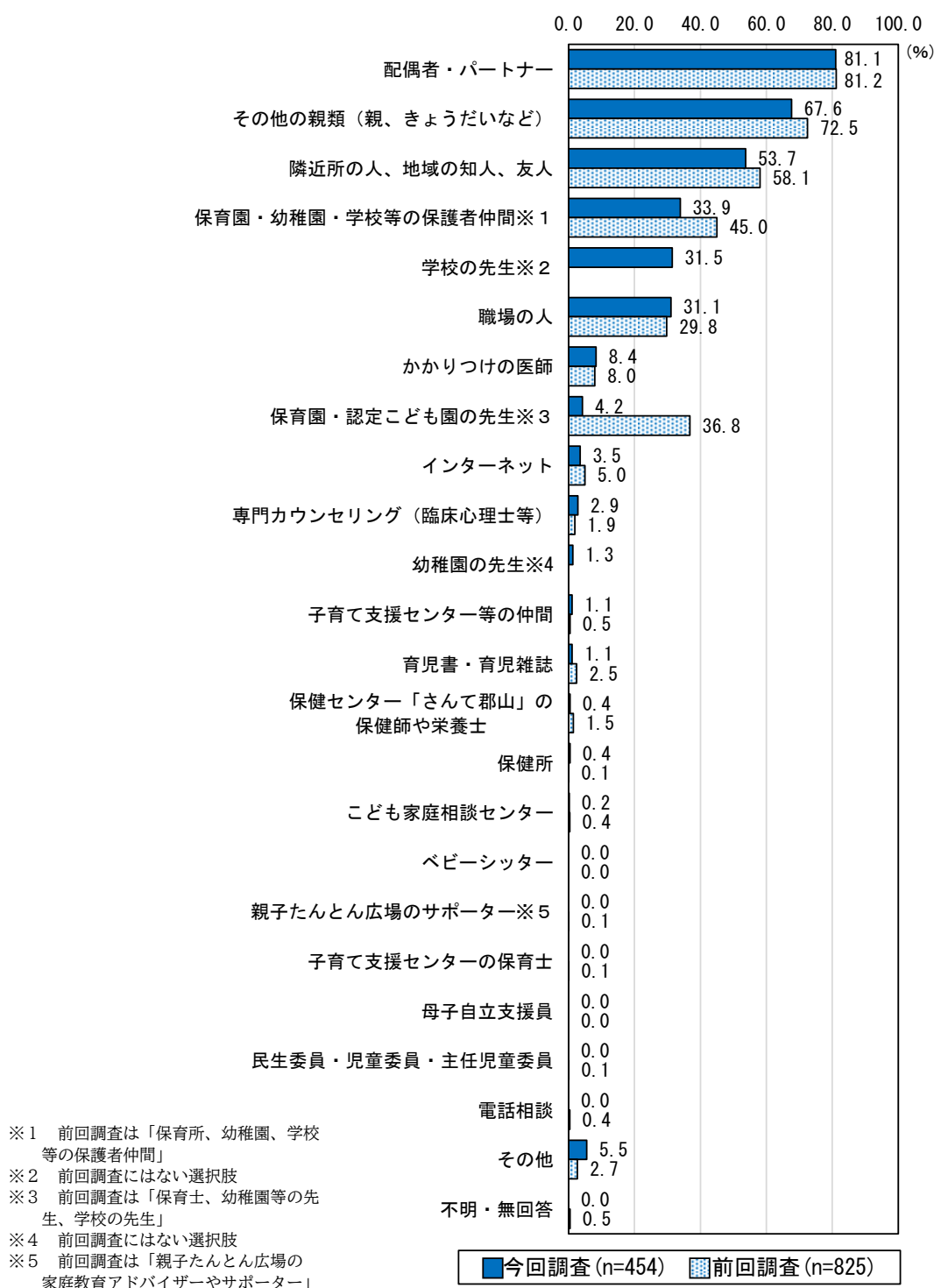
【就学前児童】



気軽に相談できる先について、小学生児童では「配偶者・パートナー」が81.1%と最も高く、次いで「その他の親類（親、きょうだいなど）」が67.6%となっています。

前回調査と比較すると、「保育園・幼稚園・学校等の保護者仲間」が11.1ポイント減少しています。

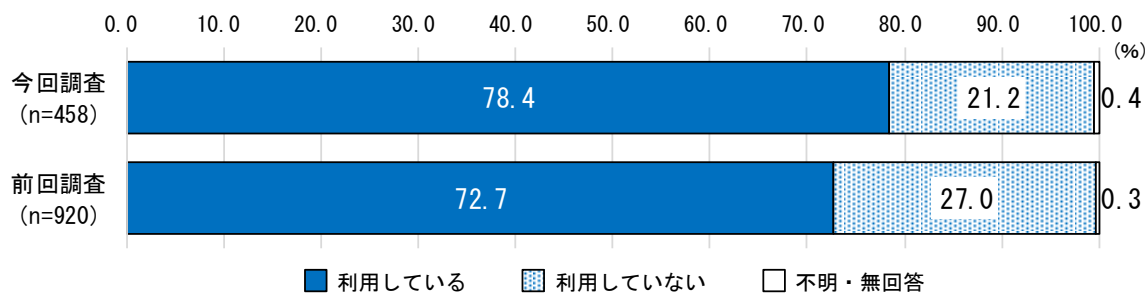
【小学生児童】



② 平日の幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業の利用 <単数回答> (就学前児童)

定期的な教育・保育事業の利用について、「利用している」が78.4%となっています。
前回調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっています。

子どもの年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「利用している」が多くなっています。



【子どもの年齢別 定期的な教育・保育事業の利用】

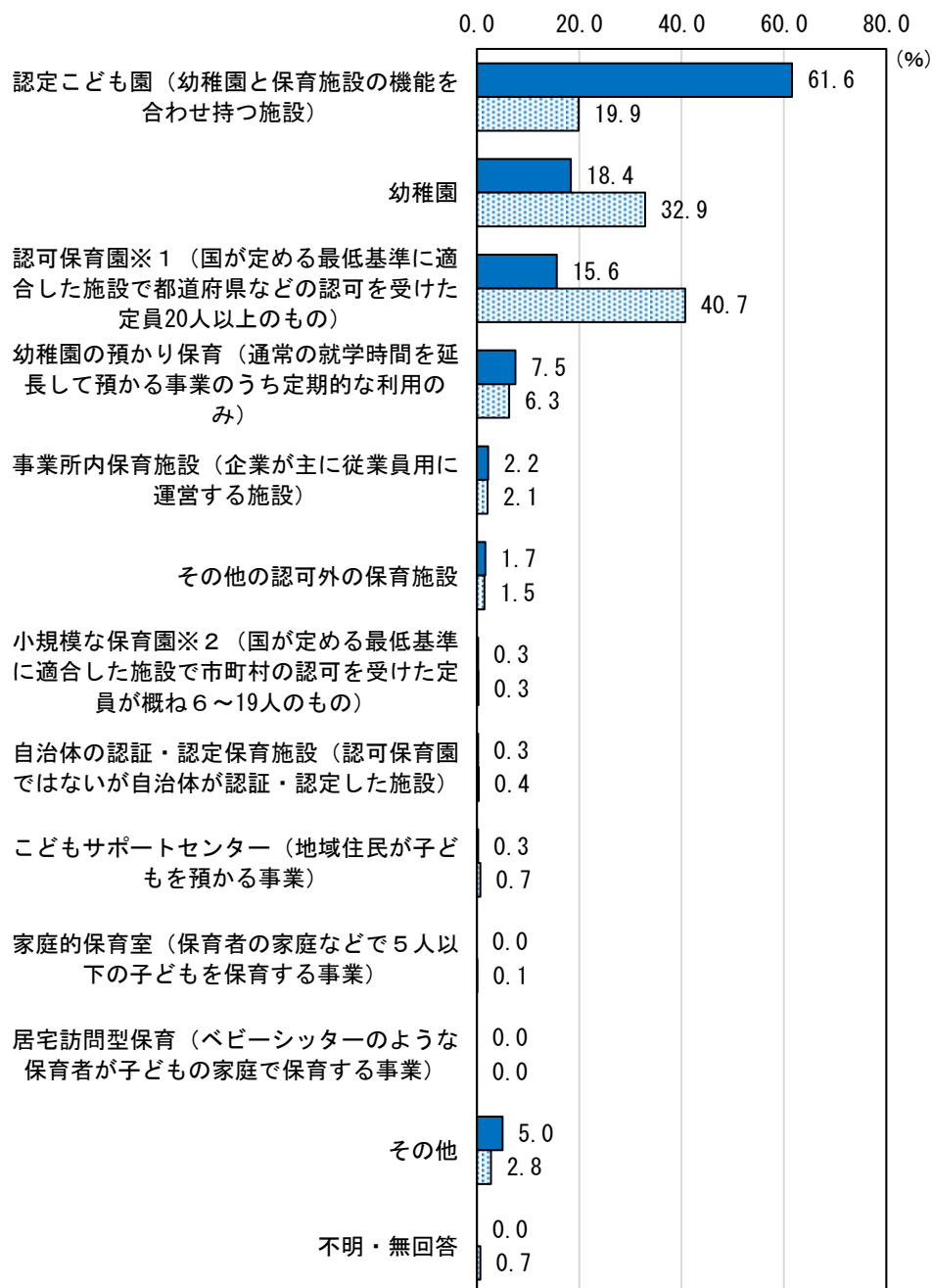
	合計	利用している	利用していない	不明・無回答
全体	458	78.4	21.2	0.4
0歳	47	8.5	91.5	0.0
1歳	61	62.3	37.7	0.0
2歳	74	68.9	31.1	0.0
3歳	67	94.0	6.0	0.0
4歳	75	97.3	1.3	1.3
5歳	133	97.7	1.5	0.8

②で「利用している」を選んだ方

②-1 平日に利用している教育・保育の事業 <複数回答> (就学前児童)

平日に利用している教育・保育の事業は、「認定こども園」が61.6%と最も高く、次いで「幼稚園」が18.4%となっています。

前回調査と比較すると、「幼稚園」が14.5ポイント、「認可保育園」が25.1ポイント減少し、「認定こども園」が41.7ポイント増加しています。



※1 前回調査は「認可保育所」

※2 前回調査は「小規模な保育施設」

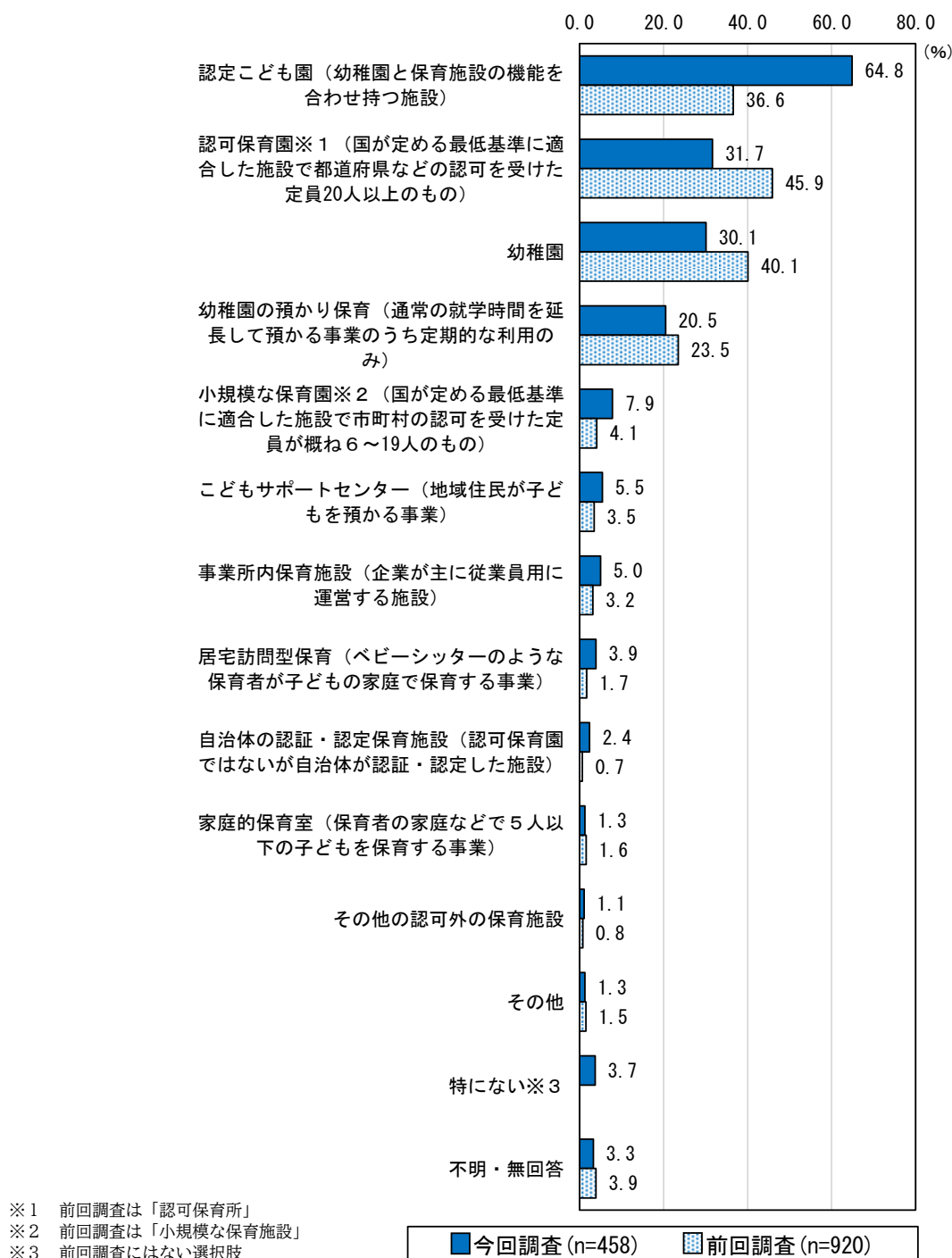
■今回調査 (n=359)

■前回調査 (n=669)

③ 現在の利用の有無にかかわらず、平日の教育・保育事業として、定期的に利用したいと考える事業 <複数回答> (就学前児童)

平日の教育・保育事業として、定期的に利用したいと考える事業は、「認定こども園」が64.8%と最も高く、次いで「認可保育園」が31.7%となっています。

前回調査と比較すると、「幼稚園」が10.0ポイント、「認可保育園」が14.2ポイント減少、「認定こども園」が28.2ポイント増加しています。



※1 前回調査は「認可保育所」
 ※2 前回調査は「小規模な保育施設」
 ※3 前回調査にはない選択肢

子どもの年齢別にみると、いずれの年齢も「認定こども園」が最も高くなっています。2番目は0歳から3歳では「認可保育園」、4歳と5歳では「幼稚園」となっています。

【子どもの年齢別 定期的に利用したい平日の教育・保育事業】

	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模な保育園	家庭的保育室	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	こどもサポートセンター	その他	特にない	不明・無回答
全体	458	30.1	20.5	31.7	64.8	7.9	1.3	5.0	2.4	1.1	3.9	5.5	1.3	3.7	3.3
0歳	47	25.5	12.8	51.1	80.9	23.4	2.1	8.5	6.4	2.1	4.3	6.4	0.0	2.1	0.0
1歳	61	31.1	11.5	42.6	78.7	19.7	0.0	8.2	4.9	1.6	9.8	13.1	0.0	0.0	4.9
2歳	74	31.1	24.3	32.4	71.6	6.8	1.4	5.4	1.4	0.0	0.0	5.4	2.7	4.1	1.4
3歳	67	28.4	20.9	35.8	55.2	7.5	4.5	6.0	1.5	0.0	7.5	4.5	1.5	0.0	4.5
4歳	75	36.0	26.7	29.3	60.0	4.0	1.3	1.3	2.7	2.7	2.7	4.0	0.0	5.3	2.7
5歳	133	28.6	21.1	18.8	56.4	0.0	0.0	3.8	0.8	0.8	2.3	3.0	2.3	6.8	4.5

④ 学童保育所の利用 <単数回答> (小学生児童)

学童保育所の利用状況について、「利用していない」が58.7%、「利用している」が34.8%、「利用したいができていない」が5.7%となっています。

学年別にみると、「利用している」は1年生で51.3%、2年生で48.2%、3年生で43.7%、4年生以上で21.8%となっています。

【子どもの学年別 学童保育所の利用】

	合計	利用している	利用したいが利用できていない	利用していない	不明・無回答
全体	494	34.8	5.7	58.7	0.8
1年生	80	51.3	8.8	40.0	0.0
2年生	85	48.2	4.7	47.1	0.0
3年生	87	43.7	5.7	49.4	1.1
4年生以上	238	21.8	5.0	71.8	1.3

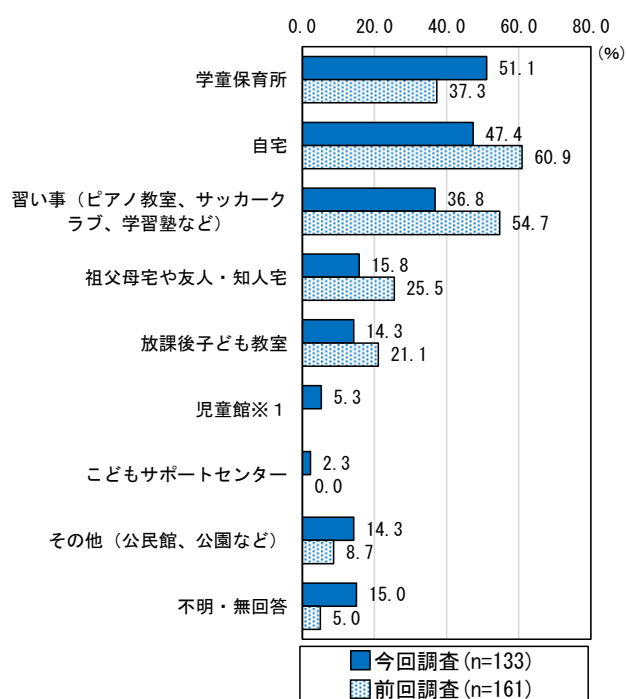
⑤ 子どもが小学生の時に、放課後の時間に過ごさせたい場所 <複数回答>

(就学前児童(あて名の子どもが5歳以上である方のみ))

放課後(平日の小学校終了後)の時間に過ごさせたい場所は、小学校低学年(1～3年生)では「学童保育所」が51.1%と最も高く、小学校高学年(4～6年生)では「自宅」が45.9%と最も高くなっています。

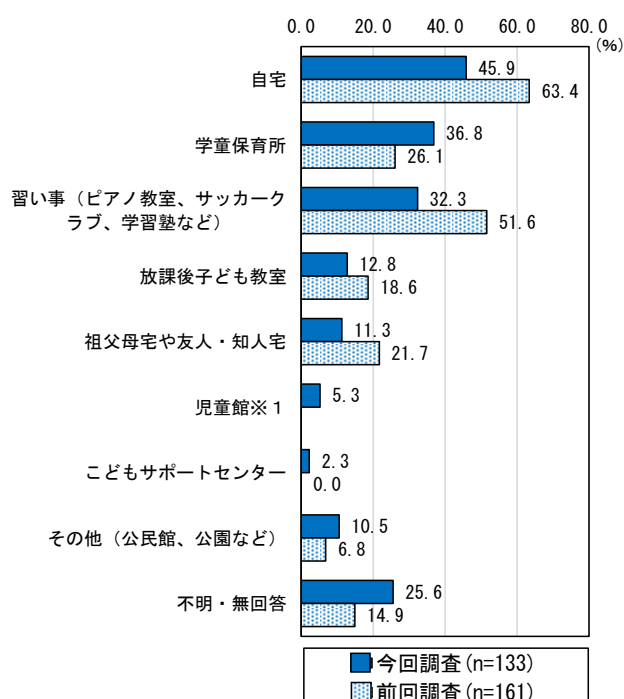
前回調査と比較すると、小学校低学年では「自宅」が13.5ポイント、「習い事」が17.9ポイント減少、「学童保育所」が13.8ポイント増加しています。小学校高学年では「自宅」が17.5ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」が10.4ポイント、「習い事」が19.3ポイント減少、「学童保育所」が10.7ポイント増加しています。

【小学校低学年(1～3年生)】



※1 前回調査にはない選択肢

【小学校高学年(4年生以上)】

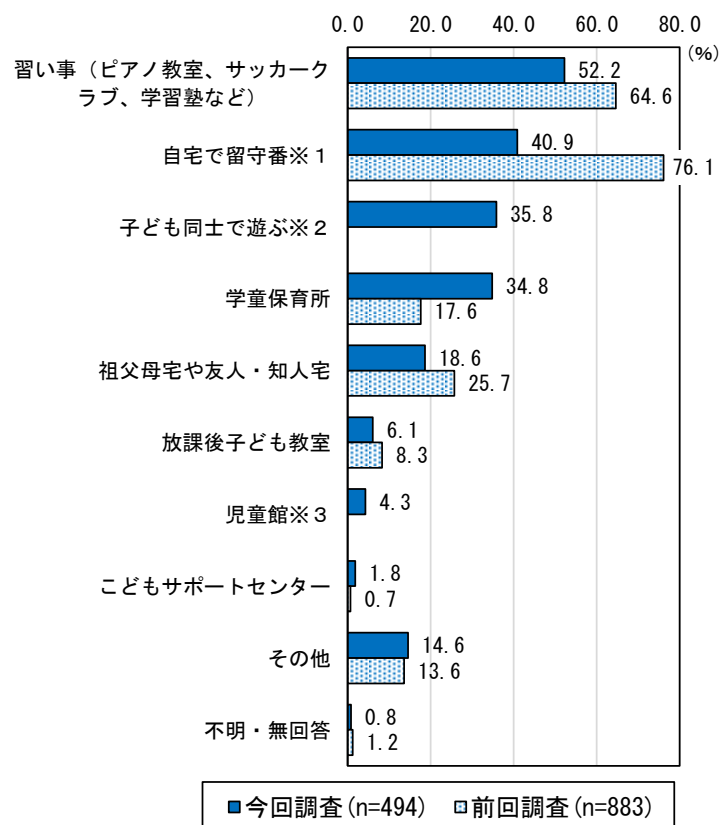


※1 前回調査にはない選択肢

⑥ 放課後の過ごし方 <複数回答> (小学生児童)

放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方について、「習い事」が52.2%で最も高く、次いで「自宅で留守番」が40.9%となっています。

前回調査と比較すると、「自宅で留守番」が35.2ポイント、「習い事」が12.4ポイント減少、「学童保育所」が17.2ポイント増加しています。

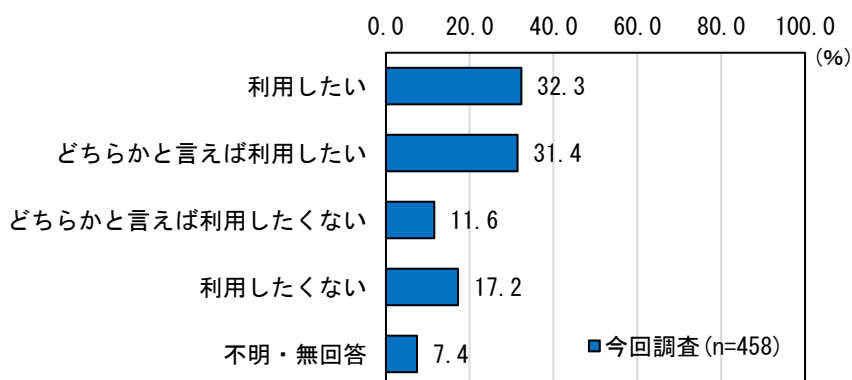


※1 前回調査は「自宅」
 ※2 前回調査にはない選択肢
 ※3 前回調査にはない選択肢

⑦ 「こども誰でも通園制度※」の利用意向 <単数回答> (就学前児童)

※「親が就労している」などの要件を満たしていなくても、誰もが定期的に保育施設などへ通えるようにする制度。(月10時間までの枠で、時間単位で利用できる仕組みを想定。)本市では令和7年度試行的事業実施予定。

「こども誰でも通園制度」の利用意向は、「利用したい」が32.3%で最も高く、次いで「どちらかと言えば利用したい」が31.4%となっています。
子どもの年齢別にみると、いずれの年齢も、「利用したい(利用したい+どちらかと言えば利用したい)」が60%以上となっています。



【子どもの年齢別 こども誰でも通園制度の利用意向】

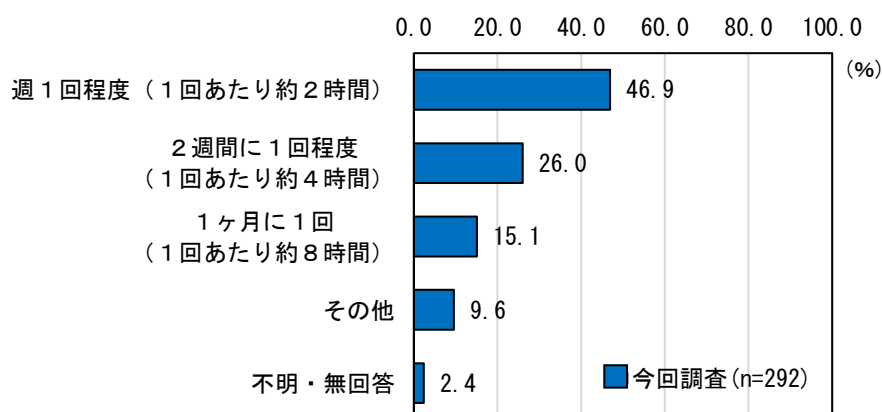
	合計	利用したい	どちらか と言えば 利用したい	どちらか と言えば 利用したくない	利用したくない	不明・無 回答	【別掲】	
							利用したい	利用したくない
全体	458	32.3	31.4	11.6	17.2	7.4	63.7	28.8
0歳	47	27.7	42.6	6.4	17.0	6.4	70.3	23.4
1歳	61	32.8	31.1	11.5	16.4	8.2	63.9	27.9
2歳	74	37.8	28.4	10.8	17.6	5.4	66.2	28.4
3歳	67	31.3	35.8	14.9	13.4	4.5	67.1	28.3
4歳	75	24.0	36.0	14.7	13.3	12.0	60.0	28.0
5歳	133	35.3	24.8	10.5	21.8	7.5	60.1	32.3

「⑦こども誰でも通園制度」で「利用したい」「どちらかと言えば利用したい」を選んだ方

⑦-1 実際に制度を利用する場合、利用を希望する頻度 <単数回答> (就学前児童)

実際に制度を利用する場合、利用を希望する頻度は、「週1回程度」が46.9%で最も高く、次いで「2週間に1回程度」が26.0%となっています。

子どもの年齢別にみると、「週1回程度（1回あたり約2時間）」で50%を超えているのは、0歳と2歳となっています。



【子どもの年齢別 希望するこども誰でも通園制度の利用頻度】

	合計	週1回程度 （1回あたり約2時間）	2週間に1回程度 （1回あたり約4時間）	1ヶ月に1回 （1回あたり約8時間）	その他	不明・無回答
全体	292	46.9	26.0	15.1	9.6	2.4
0歳	33	51.5	24.2	12.1	12.1	0.0
1歳	39	35.9	41.0	15.4	7.7	0.0
2歳	49	57.1	26.5	12.2	4.1	0.0
3歳	45	48.9	22.2	15.6	11.1	2.2
4歳	45	42.2	22.2	22.2	13.3	0.0
5歳	80	46.3	23.8	13.8	10.0	6.3

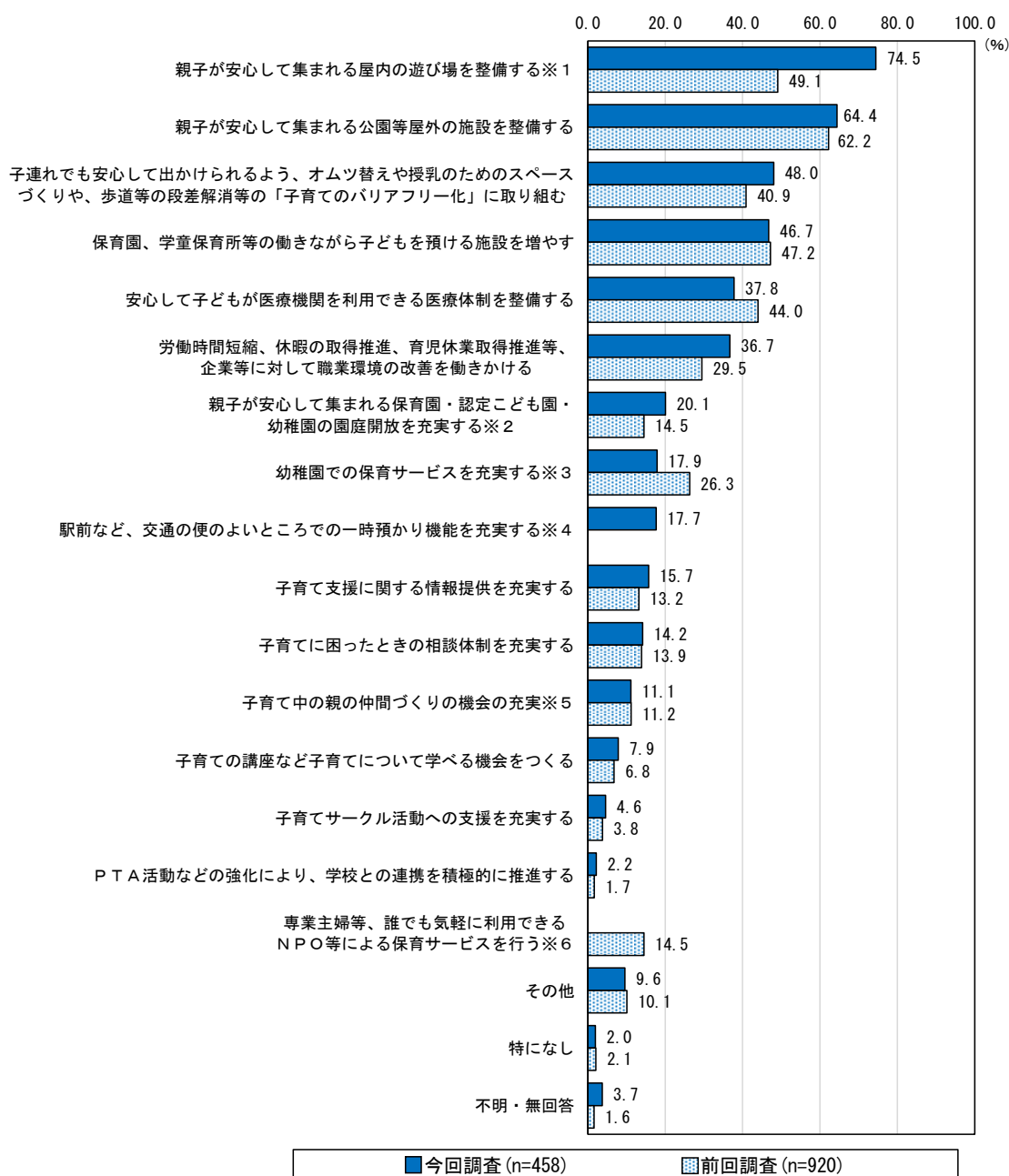
⑧ 大和郡山市に対して期待する子育て支援策 <複数回答（5つまで）>

（就学前児童・小学生児童）

就学前児童で大和郡山市に対して期待する子育て支援策は、「親子が安心して集まれる屋内の遊び場を整備する」が74.5%で最も高く、次いで「親子が安心して集まれる公園等屋外の施設を整備する」が64.4%となっています。

前回調査と比較すると、「親子が安心して集まれる屋内の遊び場を整備する」が25.4ポイント増加しています。

【就学前児童】

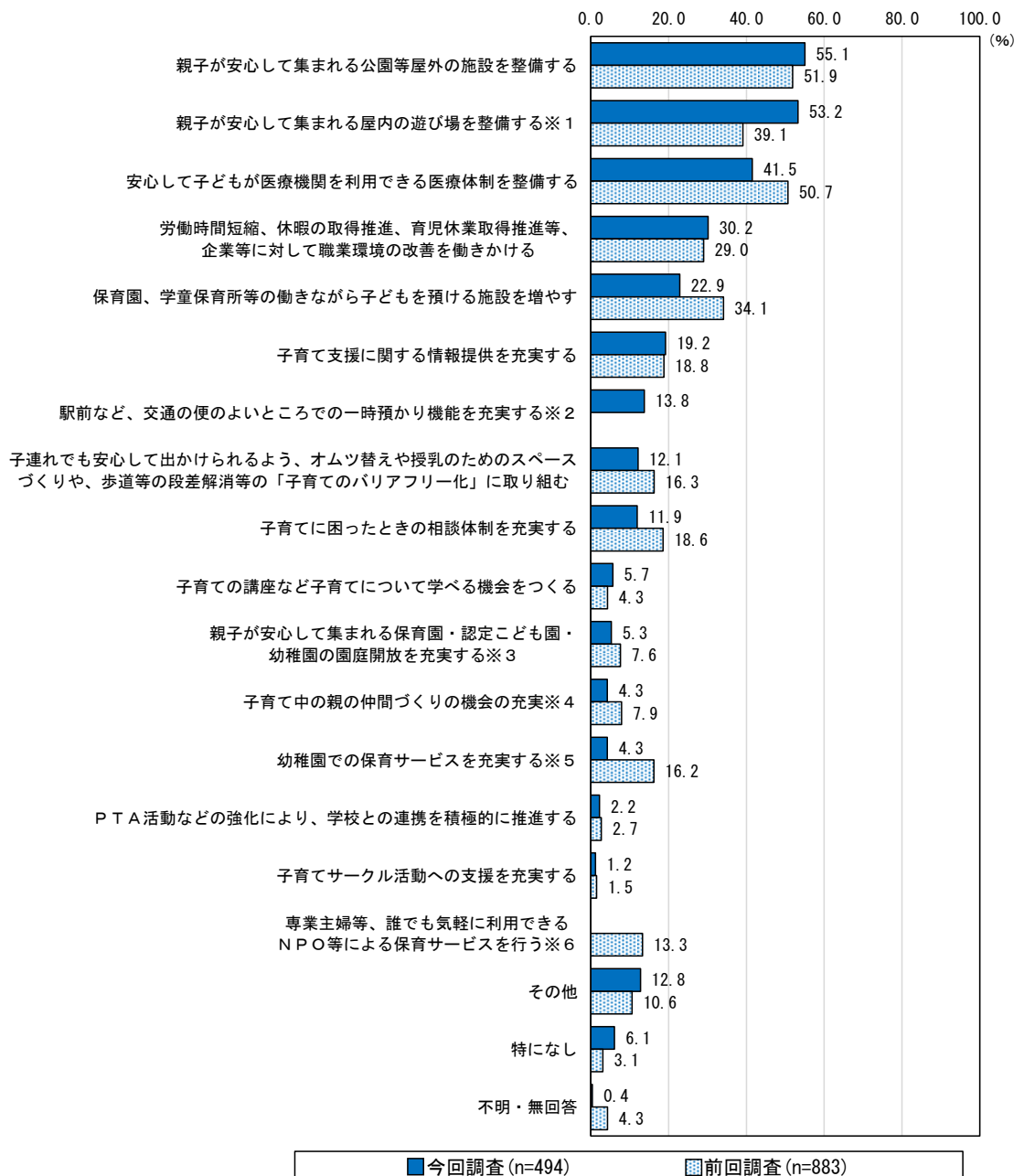


- ※1 前回調査は「親子が安心して集まれる集いの広場等、屋内の施設を整備する」
 ※2 前回調査は「親子が安心して集まれる保育所・幼稚園等の園庭開放を充実する」
 ※3 前回調査は「幼稚園での預かり保育等を充実する」
 ※4 前回調査にはない選択肢
 ※5 前回調査は「子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識・技能の取得に役立つ親子教室の開催回数の増加と内容の充実を図る」
 ※6 今回調査にはない選択肢

小学生児童は、「親子が安心して集まれる公園等屋外の施設を整備する」が55.1%で最も高く、次いで「親子が安心して集まれる屋内の遊び場を整備する」が53.2%となっています。

前回調査と比較すると、「保育園、学童保育所等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」が11.2ポイント、「幼稚園での保育サービスを充実する」が11.9ポイント減少、「親子が安心して集まれる屋内の遊び場を整備する」が14.1ポイント増加しています。

【小学生児童】



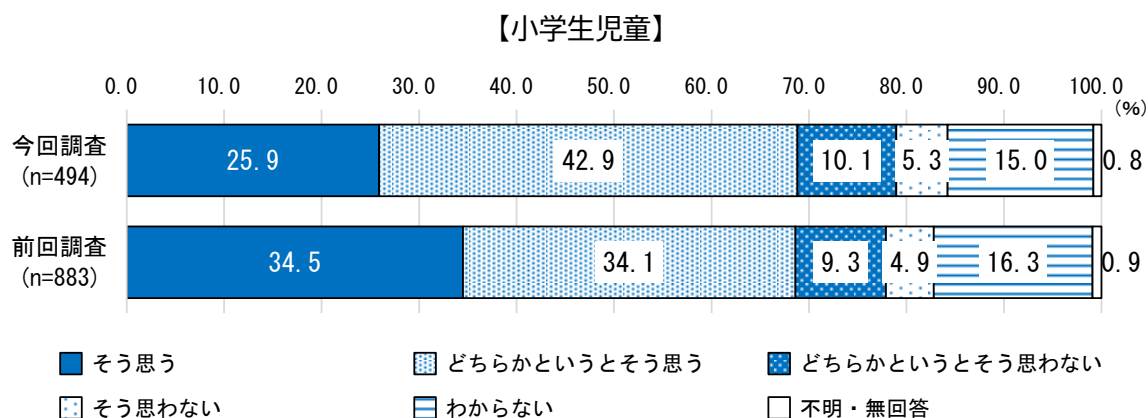
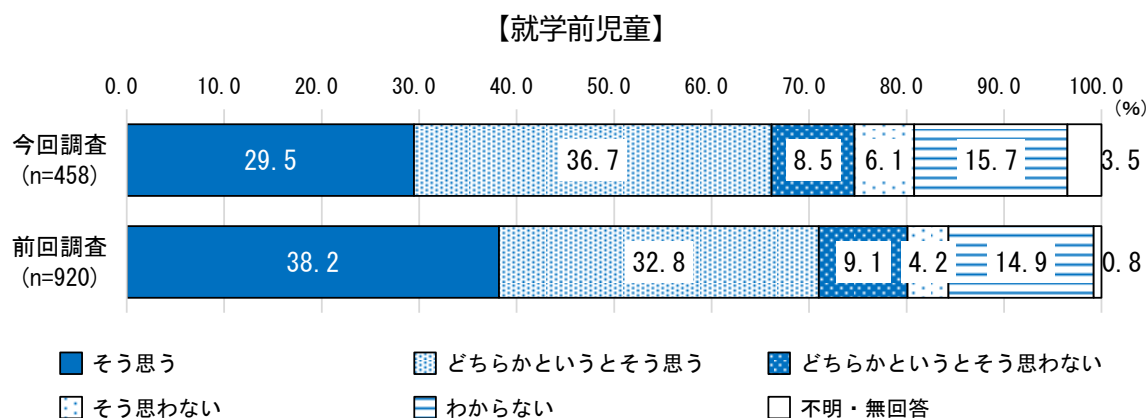
- ※1 前回調査は「親子が安心して集まれる集いの広場等、屋内の施設を整備する」
 ※2 前回調査にはない選択肢
 ※3 前回調査は「親子が安心して集まれる保育所・幼稚園等の園庭開放を充実する」
 ※4 前回調査は「子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識・技能の取得に役立つ親子教室の開催回数の増加と内容の充実を図る」
 ※5 前回調査は「幼稚園での預かり保育等を充実する」
 ※6 今回調査にはない選択肢

⑨ これからもお子さんに大和郡山市で育ってほしいと思うか <単数回答>

(就学前児童・小学生児童)

これからもお子さんに大和郡山市で育ってほしいと思うかについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「どちらかというと思う」が最も高くなっています。「そう思う（そう思う＋どちらかというと思う）」は就学前児童で66.2%、小学生児童で68.8%となっています。

前回調査と比較すると、肯定的意見が就学前児童はやや減少し、小学生児童はほぼ同様の結果となっています。

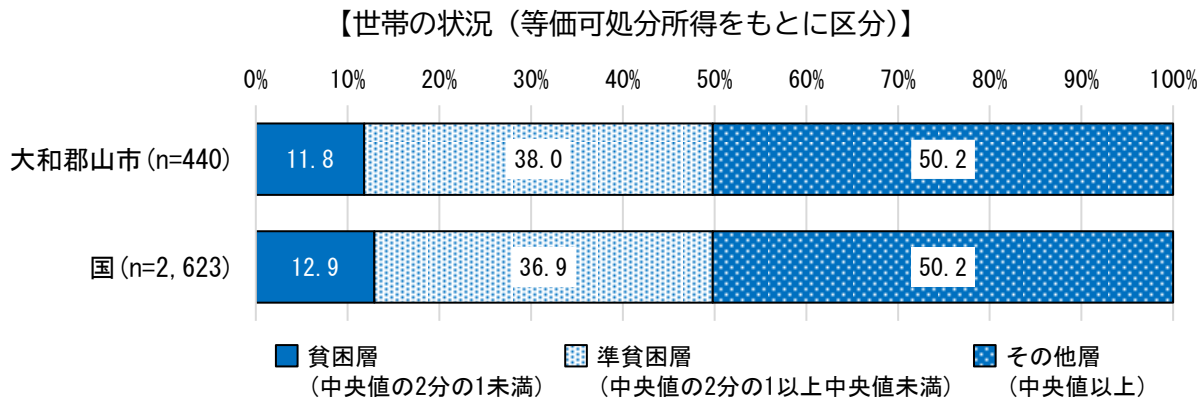


(3) こどもの生活に関する調査（保護者・子ども）の結果

※「国」は令和2年度に内閣府が実施した「子供の生活状況調査」の結果をさします。

① 世帯の状況

本市の「こどもの生活に関する調査（保護者）」から算出した貧困層（相対的貧困率※）は11.8%となっています。令和2年度に内閣府が実施した「子供の生活状況調査」における相対的貧困率は12.9%となっており、大きな差はみられません。

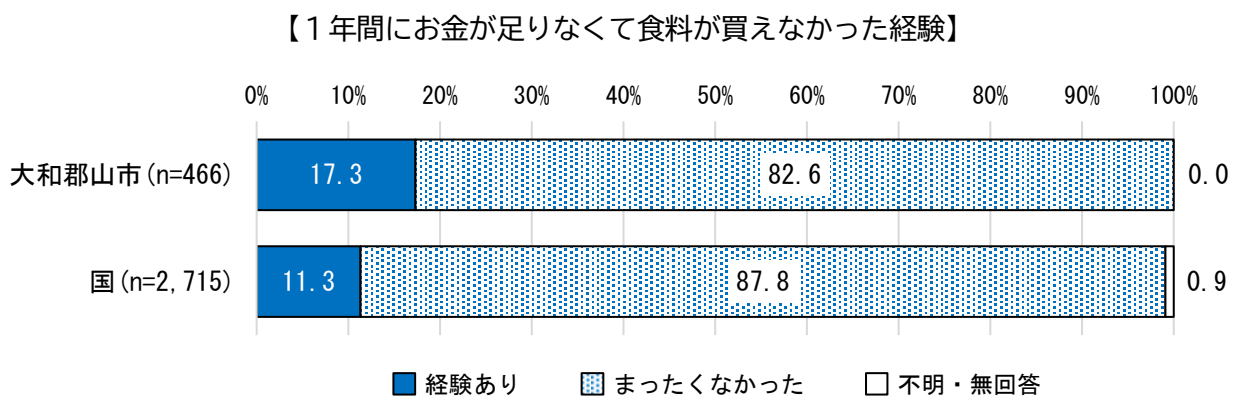


※厚生労働省が実施している国民生活基礎調査における相対的貧困率の算出方法に基づいています。
 ※不明・無回答を除く。

② 1年間にお金が足りなくて家族が必要とする食料が買えなかった経験

<単数回答>（保護者）

保護者に1年間にお金が足りなくて食料が買えなかった経験を尋ねたところ、全体では「経験あり」は17.3%で、国より6.0ポイント多くなっています。

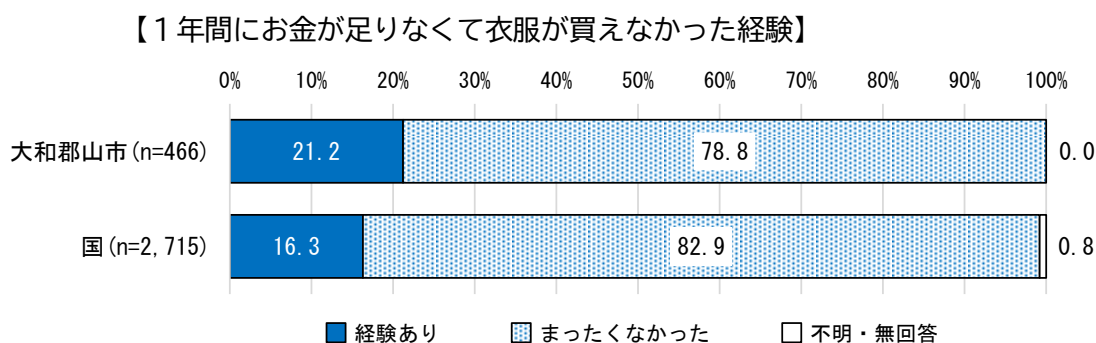


※「経験あり」は「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の計。

③ 1年間にお金が足りなくて家族が必要とする衣服が買えなかった経験

<単数回答>（保護者）

保護者に1年間にお金が足りなくて衣服が買えなかった経験を尋ねたところ、全体では「経験あり」は21.2%で、国より4.9ポイント多くなっています。



※「経験あり」は「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の計。

④ お子さんは将来、現実的に見てどの学校に進学すると思うか <単数回答>（保護者）

保護者にお子さんの将来の進学先を尋ねたところ、全体では「中学、高校、大学」が55.4%で最も高く、次いで「まだわからない」が12.2%となっています。

世帯収入別でみると、どの層も「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」が最も高くなっていますが、貧困層は30%未満と低くなっています。

【世帯の状況別 子どもの将来の進学先】

	合計	中学	中学、 高校	中学、 高校、 専門学校	中学、 5年制の高等 専門学校	中学、 高校、 短大	中学、 高校（または5 年制の高等 専門学校）、 大学	中学、 高校（または5 年制の高等 専門学校）、 大学、 大学院	その他	まだ わからない	不明・ 無回答
全体	466	0.2	10.9	10.7	1.5	2.4	55.4	5.4	0.9	12.2	0.4
その他層	221	0.5	5.9	5.9	2.7	1.8	66.1	6.8	0.0	10.4	0.0
準貧困層	167	0.0	13.2	13.2	0.6	3.0	51.5	4.2	1.2	12.6	0.6
貧困層	52	0.0	23.1	25.0	0.0	3.8	28.8	1.9	1.9	13.5	1.9

⑤ 学校の授業がわからないことがあるか <単数回答> (子ども)

子どもに学校の授業がわからないことがあるかについてみると、全体では「だいたいわかる」が42.8%で最も高く、次いで「教科によってはわからないことがある」が24.4%となっています。

【世帯の状況別 学校の授業の理解度】

	合計	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	不明・無回答
全体	446	21.1	42.8	24.4	4.5	0.9	6.3
その他層	211	26.1	42.2	22.7	2.8	0.5	5.7
準貧困層	156	15.4	45.5	23.7	6.4	1.3	7.7
貧困層	49	10.2	44.9	28.6	8.2	2.0	6.1

⑥ 将来、どの学校に進学したいか <単数回答> (子ども)

子どもに将来の進学先の希望についてみると、全体では「中学、高校、大学」が29.6%で最も高く、次いで「まだわからない」が26.7%となっています。

世帯収入別でみると、「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」は貧困層で10%台と、ほかの層より低くなっています。

【世帯の状況別 進学希望】

	合計	中学	中学、高校	中学、高校、専門学校	中学、5年制の高等専門学校	中学、高校、短大	中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学	中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学、大学院	その他	まだわからない	不明・無回答
全体	446	0.9	14.6	12.6	1.1	2.5	29.6	6.7	0.0	26.7	5.4
その他層	211	0.5	8.5	10.9	2.4	2.8	34.1	9.0	0.0	26.5	5.2
準貧困層	156	0.0	17.9	13.5	0.0	2.6	28.8	3.8	0.0	27.6	5.8
貧困層	49	2.0	26.5	16.3	0.0	2.0	12.2	6.1	0.0	30.6	4.1

⑥で「まだわからない」以外を選んだ方

⑥-1 将来、どの学校に進学したいと思うかの理由

<「とくに理由はない」以外は複数回答> (子ども)

進学先を希望する理由についてみると、全体では「希望する学校や職業があるから」が46.9%と最も高く、次いで「とくに理由はない」が25.1%となっています。

【世帯の状況別 どの学校に進学したいと思うかの理由】

	合計	希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩や友達がそうしているから	家にお金がないと思うから	早く働く必要があるから	その他	とくに理由はない	不明・無回答
全体	303	46.9	16.2	15.2	7.9	6.6	2.0	2.3	3.6	25.1	2.0
その他層	144	51.4	18.8	13.9	9.0	8.3	1.4	2.1	2.8	23.6	1.4
準貧困層	104	47.1	11.5	15.4	7.7	4.8	1.0	2.9	3.8	24.0	2.9
貧困層	32	34.4	15.6	21.9	6.3	9.4	9.4	3.1	9.4	25.0	3.1

⑦ 週にどのくらい食事をしているか <単数回答> (子ども)

a) 朝食

朝食の摂取状況についてみると、全体では「毎日食べる」が84.1%で最も高く、次いで「週5～6日」が8.3%となっています。

世帯収入別でみると、「毎日食べる（週7日）」はどの層も最も多くなっていますが、貧困層は70%未満となっています。

【世帯の状況別 朝食の摂取状況】

	合計	毎日食べる（週7日）	週5～6日	週3～4日	週1～2日、ほとんど食べない	不明・無回答
全体	446	84.1	8.3	2.0	3.8	1.8
その他層	211	91.5	4.7	0.9	1.4	1.4
準貧困層	156	78.8	11.5	3.2	5.1	1.3
貧困層	49	69.4	16.3	4.1	8.2	2.0

b) 夕食

夕食の摂取状況についてみると、全体では「毎日食べる」が96.6%で最も高く、次いで「週5～6日」が0.9%となっています。

【世帯の状況別 夕食の摂取状況】

	合計	毎日食べる (週7日)	週5～6日	週3～4日	週1～2 日、ほとん ど食べない	不明・無回 答
全体	446	96.6	0.9	0.0	0.4	2.0
その他層	211	97.6	0.5	0.0	0.5	1.4
準貧困層	156	97.4	0.6	0.0	0.0	1.9
貧困層	49	93.9	4.1	0.0	0.0	2.0

c) 夏休みや冬休みなどの期間の昼食

長期休暇期間の昼食の摂取状況についてみると、全体では「毎日食べる」が89.5%で最も高く、次いで「週5～6日」が6.5%となっています。

【世帯の状況別 夏休みや冬休みなどの期間の昼食の摂取状況】

	合計	毎日食べる (週7日)	週5～6日	週3～4日	週1～2 日、ほとん ど食べない	不明・無回 答
全体	446	89.5	6.5	1.8	0.2	2.0
その他層	211	91.5	5.2	1.4	0.5	1.4
準貧困層	156	90.4	7.7	0.6	0.0	1.3
貧困層	49	83.7	8.2	4.1	0.0	4.1

⑧ 友だちと比べて、家の手伝いをする時間が多いと思うか <単数回答> (子ども)

家の手伝いをする時間についてみると、全体では「普通だと思う」が41.3%で最も高く、次いで「少ないと思う」が32.5%となっています。

【世帯の状況別 手伝いをする時間の状況】

	合計	とても多 いと思う	多いと思 う	普通だと思 う	少ないと思 う	手伝いは していな い	不明・無回 答
全体	446	4.0	9.6	41.3	32.5	10.1	2.5
その他層	211	4.7	5.7	46.9	29.4	10.4	2.8
準貧困層	156	2.6	14.7	35.9	34.6	10.9	1.3
貧困層	49	2.0	14.3	38.8	32.7	10.2	2.0

⑨ 病気の家族の面倒をみる時間 <単数回答> (子ども)

病気の家族の面倒をみる時間は、全体では「病気で面倒を見る家族はいない」が72.6%で最も高く、次いで「少ないと思う」が9.9%となっています。

世帯収入別でみると、「病気で面倒を見る家族はいない」はその他層で79.1%と、ほかの世帯より10ポイント以上高くなっています。

【世帯の状況別 病気の家族の面倒をみる時間】

	合計	とても多いと思う	多いと思う	普通だと思う	少ないと思う	病気の家族はいるが面倒は見えない	病気で面倒を見る家族はいない	不明・無回答
全体	446	1.3	1.6	9.0	9.9	3.6	72.6	2.0
その他層	211	0.0	0.9	6.2	9.0	3.3	79.1	1.4
準貧困層	156	3.8	1.9	11.5	9.6	3.2	68.6	1.3
貧困層	49	0.0	4.1	10.2	16.3	6.1	61.2	2.0

⑩ こども食堂の利用状況 <単数回答> (子ども)

こども食堂の利用状況について、全体では「利用したことはない（今後利用したいかどうか分からない）」が27.8%で最も高く、次いで「利用したことはない（今後も利用したいと思わない）」が24.2%となっています。

世帯収入別でみると、貧困層は「利用したことがある」が32.7%で最も高く、ほかの世帯より10ポイント以上高くなっています。

【世帯の状況別 こども食堂の利用状況】

	合計	利用したことがある	利用したことはない（あれば利用したいと思う）	利用したことはない（今後も利用したいと思わない）	利用したことはない（今後利用したいかどうか分からない）	不明・無回答
全体	446	19.1	21.7	24.2	27.8	7.2
その他層	211	13.7	20.4	31.3	28.9	5.7
準貧困層	156	20.5	25.0	18.6	26.3	9.6
貧困層	49	32.7	20.4	16.3	24.5	6.1

※設問は「(自分や友人の家以外で) タごはんを無料か、安く食べることができる場所 (こども食堂など) を利用したことがあるか」

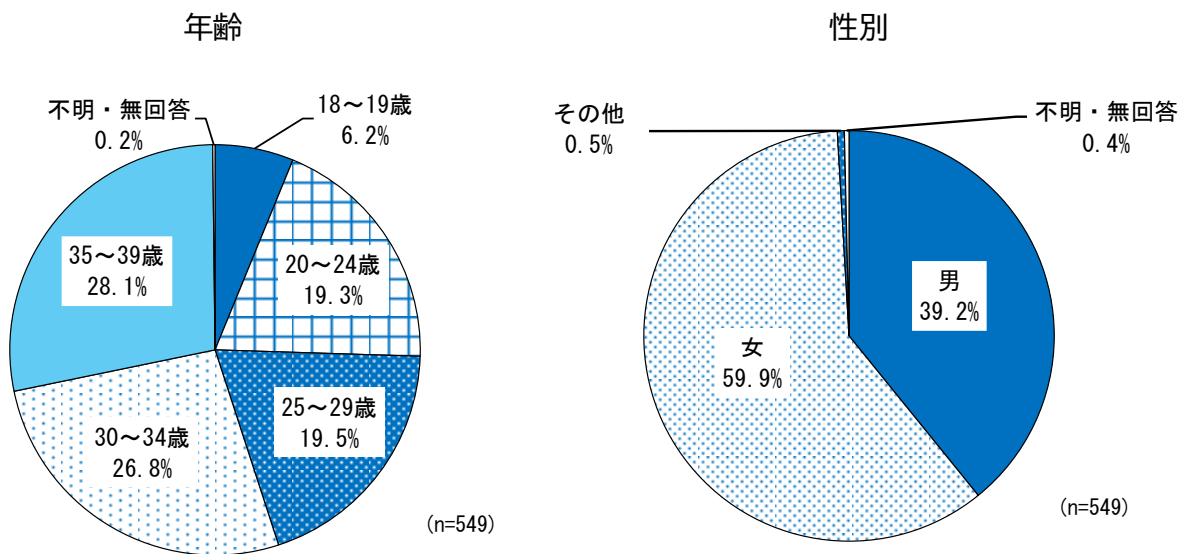
(4) 若者調査の結果

※「国」は令和4年度に内閣府が実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年4月1日現在 15～39歳の方）」の結果をさします。

① 年齢（令和6年7月1日現在）、性別 <単数回答>

回答者の年齢は、「35～39歳」が28.1%で最も高く、次いで「30～34歳」が26.8%となっています。

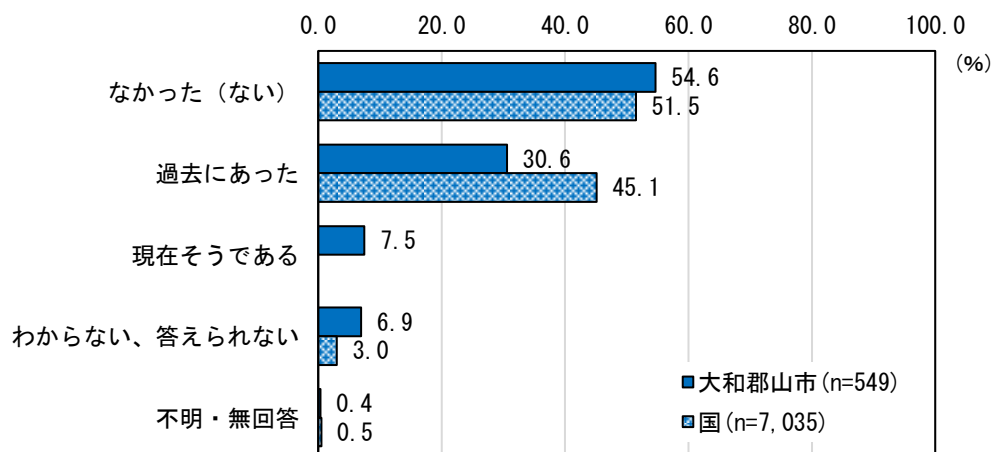
回答者の性別は、男性が39.2%、女性が59.9%となっています。



※「その他」は「その他（どちらともいえない・わからない・答えたくない）」

② 今まで（現在含む）、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験の有無 <単数回答>

今まで（現在含む）に、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験は、「なかった」が54.6%で最も高く、次いで「過去にあった」が30.6%となっています。

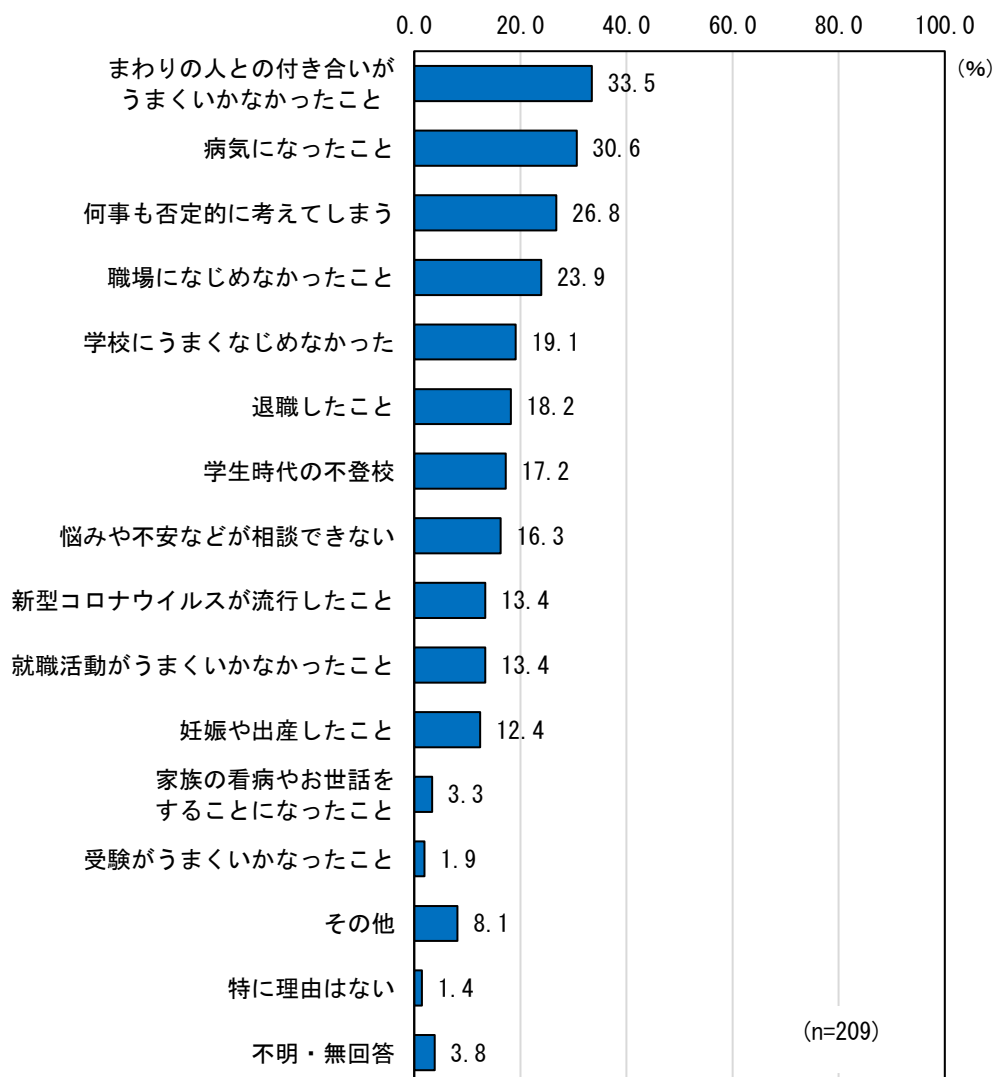


※「過去にあった」は国では「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」の合計
 ※「なかった（ない）」は国では「どちらかといえば、なかった（ない）」と「なかった（ない）」の合計

②で「過去にあった」または「現在そうである」を選んだ方

②-1 そうした問題を経験した、または現在経験している主な原因 <複数回答>

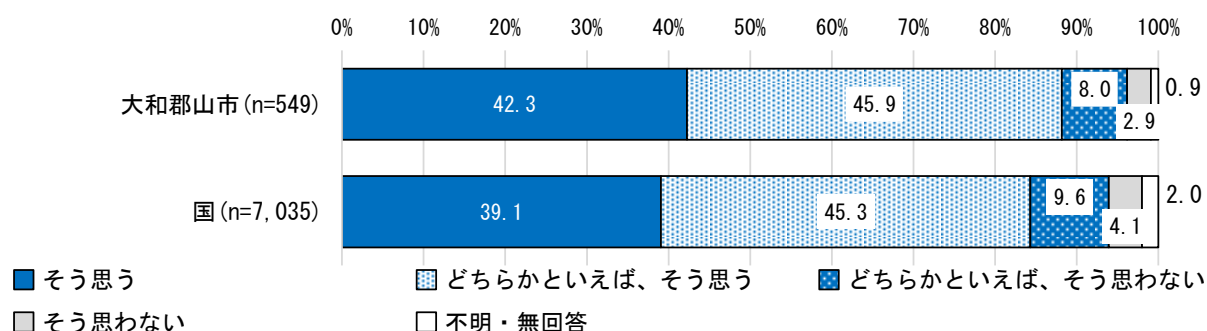
そうした問題を経験した、または現在経験している主な原因についてみると、「まわりの人との付き合いがうまくいかなかったこと」が33.5%と最も高く、次いで「病気になったこと」が30.6%となっています。



③ 幸せだと思うか <単数回答>

幸せだと思うか尋ねたところ、「どちらかといえば、そう思う」が45.9%と最も高く、次いで「そう思う」が42.3%となっています。

国と比較すると、大きな差はみられません。



④ 就労状況 <単数回答> ※学生以外

就労状況は、「正規の社員・職員・従業員」が61.0%で最も高く、次いで「非正規職員（パート、アルバイト、派遣、嘱託など）」が19.7%となっています。

幸福感別にみると、「幸せだと思わない」人では、「無職（仕事を探している）」が10.9%と、「幸せだと思う」人より8.2ポイント多くなっています。

【幸福感別 就労状況】

	合計	正規の社員・職員・従業員	非正規職員（パート、アルバイト、派遣、嘱託など）	会社などの役員	自営業・自由業	家族従業者・内職	その他の仕事	専業主婦・主夫	家事手伝い	無職（仕事を探している）	無職（仕事を探していない）	不明・無回答
全体	467	61.0	19.7	0.6	3.6	0.6	1.3	5.6	0.6	3.6	1.9	1.3
幸せだと思う	408	62.3	19.4	0.7	3.9	0.7	1.0	6.4	0.7	2.7	1.2	1.0
幸せだと思わない	55	54.5	21.8	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	10.9	7.3	3.6

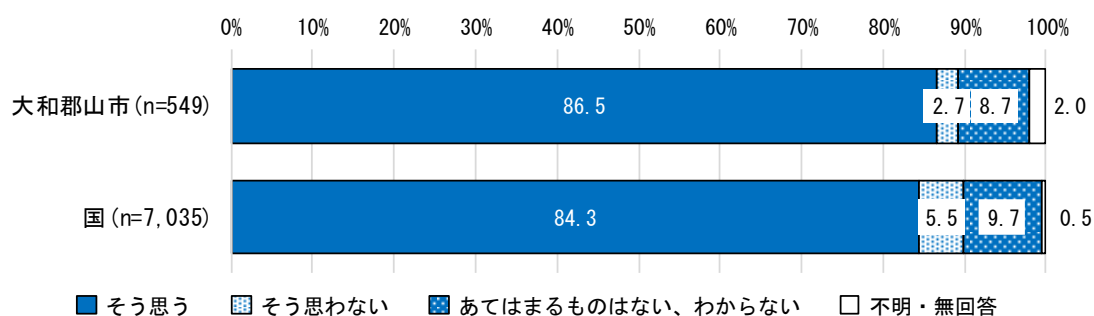
⑤ 次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所）になっているか <単数回答>

※「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

※「そう思わない」は「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計

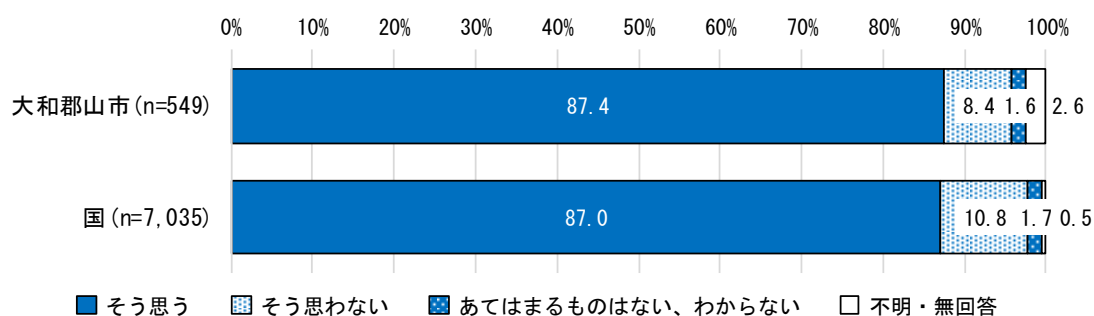
1) 自分の部屋

自分の部屋についてみると、「そう思う」が86.5%で最も高くなっています。
国と比較すると、大きな差はみられません。



2) 家庭(実家や親戚の家を含む)

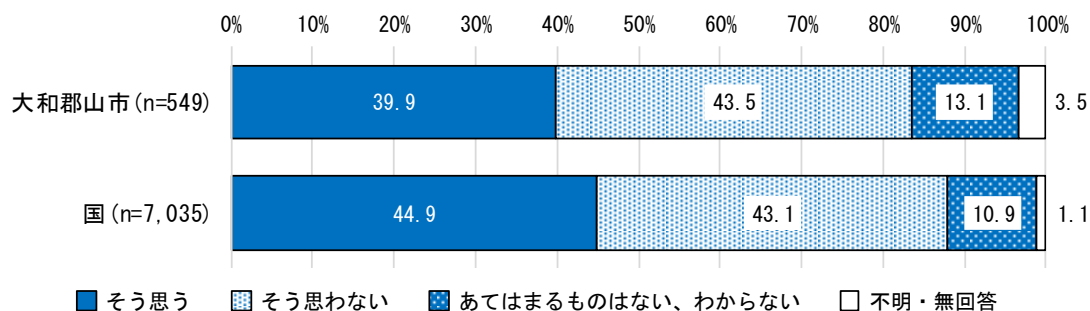
家庭(実家や親戚の家を含む)についてみると、「そう思う」が87.4%で最も高くなっています。
国と比較すると、大きな差はみられません。



3) 学校(卒業した学校を含む)

学校(卒業した学校を含む)についてみると、「そう思わない」が43.5%で最も高くなっています。

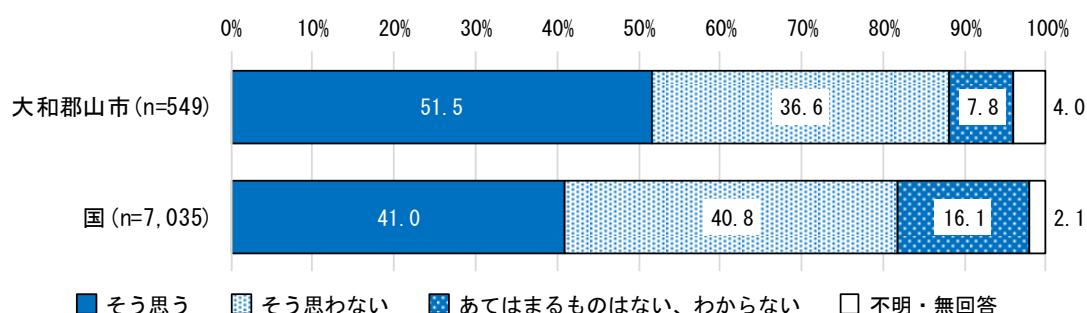
国と比較すると、大きな差はみられません。



4) 職場(アルバイト先や過去の職場を含む)

職場(アルバイト先や過去の職場を含む)についてみると、「そう思う」が51.5%で最も高くなっています。

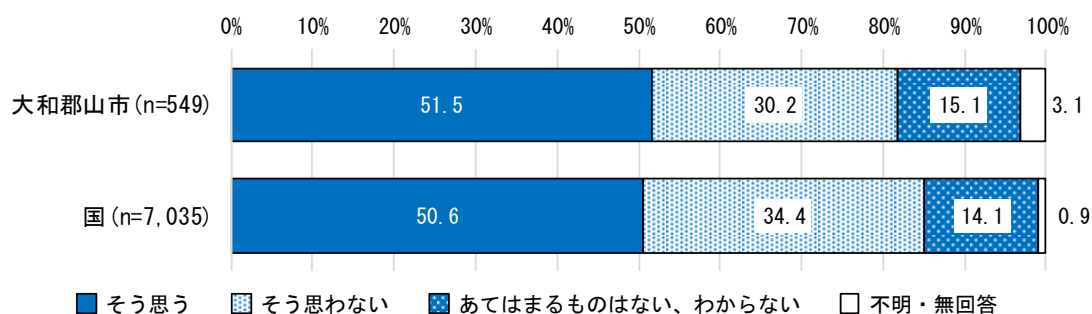
国と比較すると、「そう思う」が国よりも10.5ポイント高くなっています。



5) 地域(図書館・公民館・公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など)

地域(図書館・公民館・公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など)についてみると、「そう思う」が51.5%で最も高くなっています。

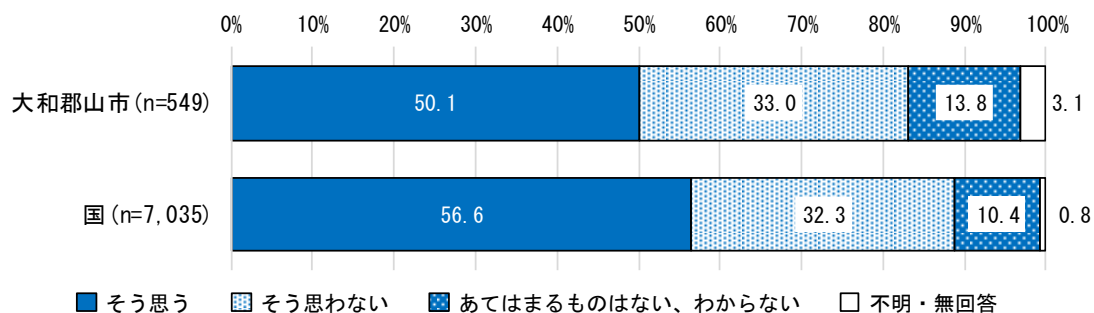
国と比較すると、大きな差はみられません。



6) インターネット空間(SNS、YouTube やオンラインゲームなど)

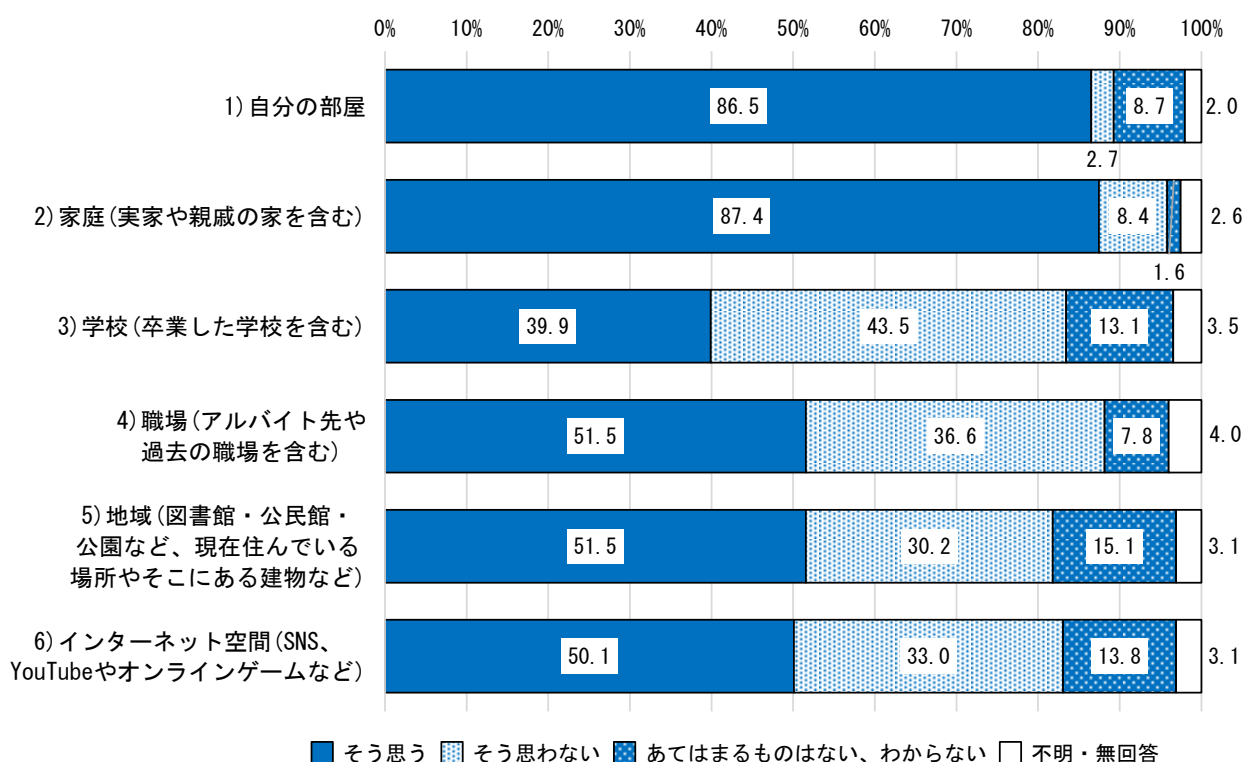
インターネット空間(SNS、YouTube やオンラインゲームなど)についてみると、「そう思う」が50.1%で最も高くなっています。

国と比較すると、大きな差はみられません。



1)～6) が居場所になっているかについて、「そう思う」は「家庭」が87.4%で最も高く、次いで「自分の部屋」が86.5%となっています。

「そう思わない」は「学校」が43.5%で最も高く、次いで「職場」が36.6%となっています。



幸福感別にみると、“そう思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）”は、「6）インターネット空間」を除きすべての項目で幸せだと思う人のほうが高くなっています。

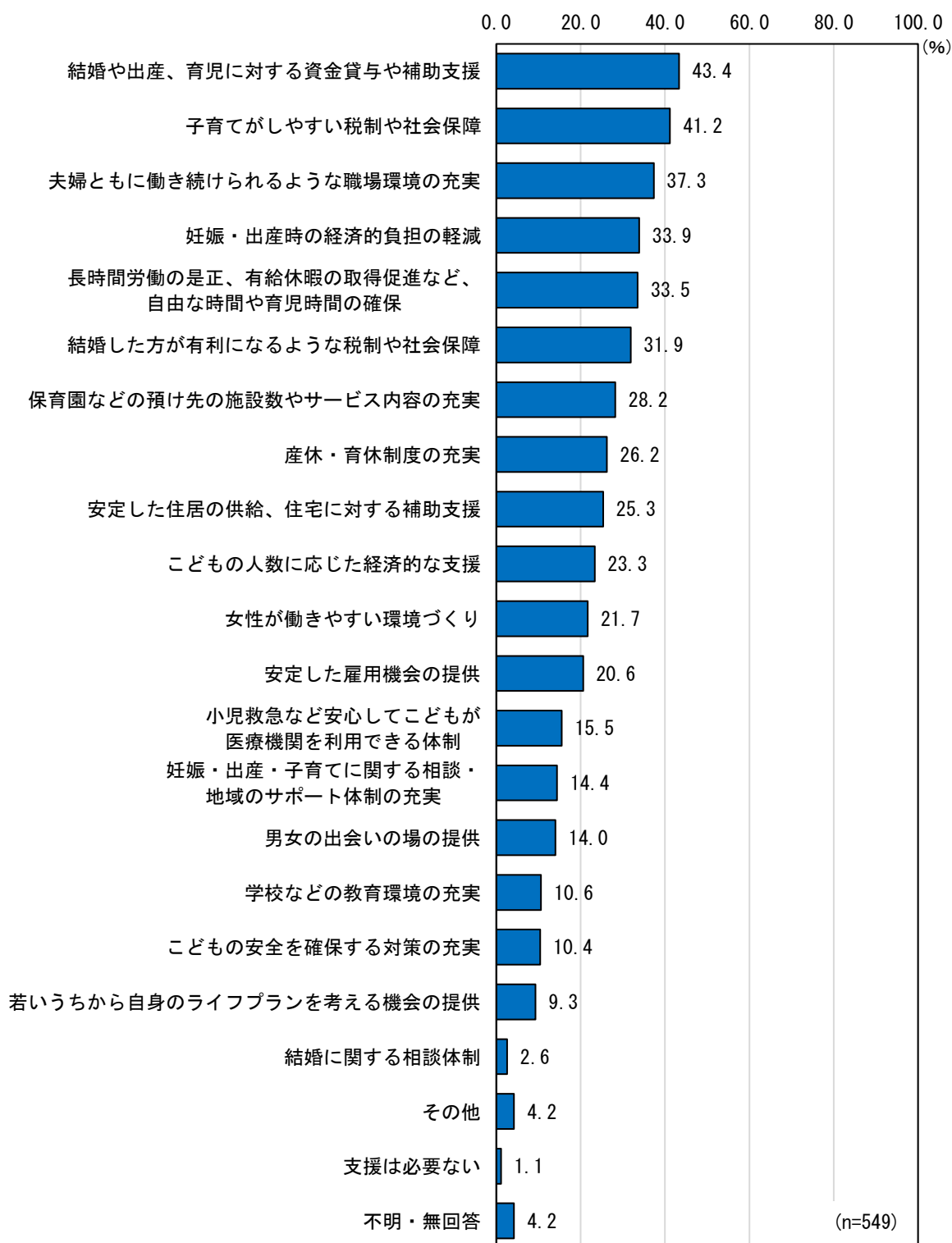
また、幸せだと思わない人は「2）家庭」「3）学校」「4）職場」「5）地域」において、幸せだと思う人より“そう思わない（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の計）”が10ポイント以上高くなっています。

【幸福感別 居場所の状況】

		そう 思う	ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	ど ち ら か と い え ば そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い	い あ て は ま る も の は な い、 わ か ら な い	不 明・ 無 回 答	【別掲】	
								そ う 思 う	そ う 思 わ な い
幸せだと 思う人 (n=484)	1)自分の部屋	67.8	20.0	0.4	1.4	8.9	1.4	87.8	1.8
	2)家庭	58.5	32.2	4.5	1.0	1.7	2.1	90.7	5.5
	3)学校	14.5	27.9	17.1	24.6	13.4	2.5	42.4	41.7
	4)職場	12.6	42.4	18.2	16.5	6.8	3.5	55.0	34.7
	5)地域	10.7	43.2	14.9	13.8	14.9	2.5	53.9	28.7
	6)インターネット空間	16.7	32.6	16.1	17.1	14.9	2.5	49.3	33.2
幸せだと 思わない人 (n=60)	1)自分の部屋	53.3	26.7	5.0	5.0	6.7	3.3	80.0	10.0
	2)家庭	23.3	40.0	11.7	20.0	1.7	3.3	63.3	31.7
	3)学校	6.7	15.0	11.7	48.3	10.0	8.3	21.7	60.0
	4)職場	1.7	25.0	15.0	40.0	13.3	5.0	26.7	55.0
	5)地域	5.0	28.3	6.7	38.3	16.7	5.0	33.3	45.0
	6)インターネット空間	21.7	35.0	16.7	16.7	5.0	5.0	56.7	33.4

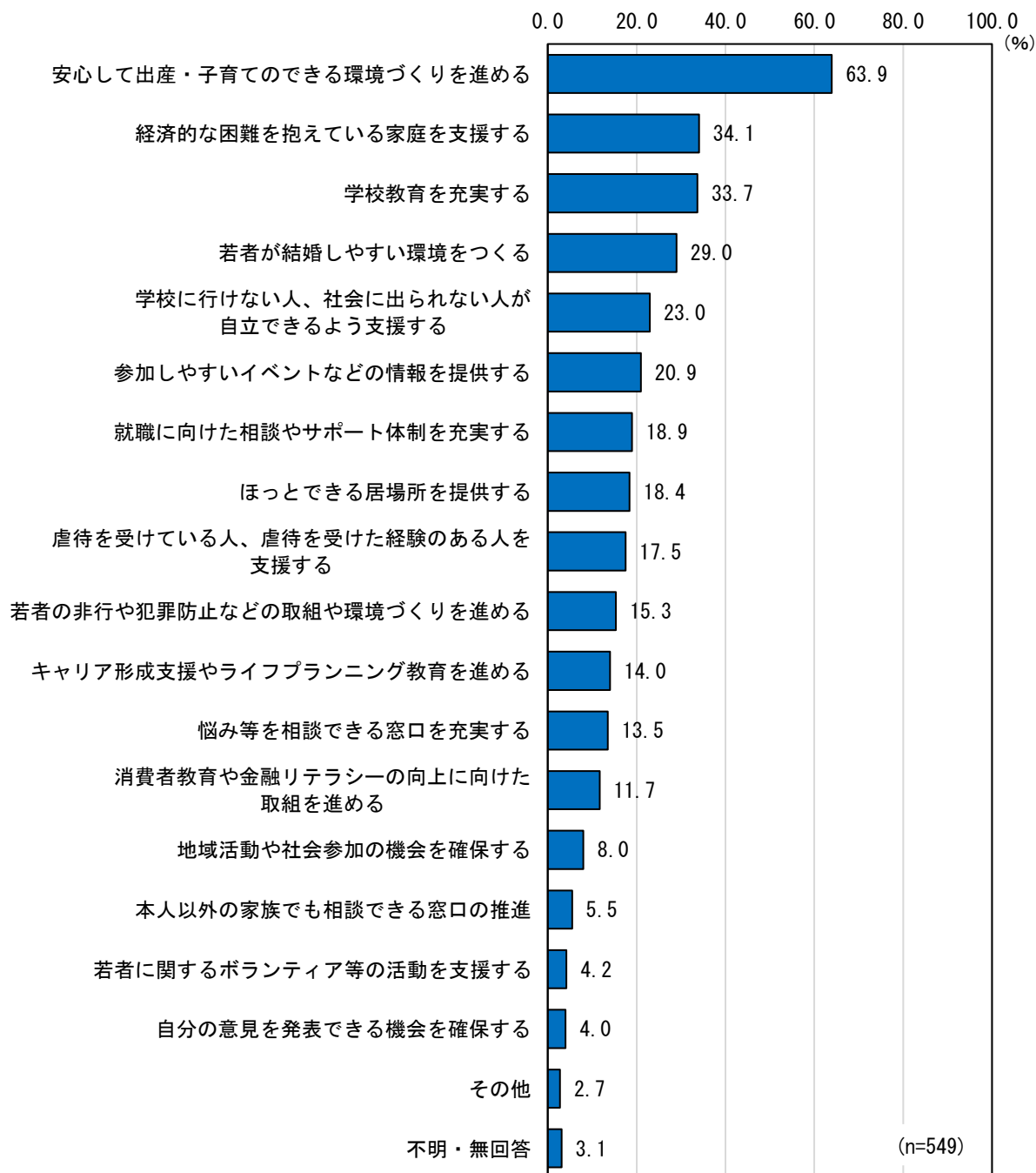
⑥ 結婚や出産、子育てしやすいと思える環境をつくるにはどのようなサポートがあれば良いと考えるか <複数回答（5つまで）>

結婚や出産、子育てしやすいと思える環境をつくるためのサポートについてみると、「結婚や出産、育児に対する資金貸与や援助支援」が43.4%で最も高く、次いで「子育てがしやすい税制や社会保障」が41.2%となっています。



⑦ 大和郡山市が取り組む若者の施策に望むもの <複数回答（5つまで）>

若者の施策に望むものについてみると、「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」が63.9%で最も高く、次いで「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が34.1%となっています。



■ 関係者意見聴取の結果

本計画の策定にあたって、子育て支援事業に関わるみなさんや子育て当事者のみなさんから、現場で感じる子育てニーズや、本市のこども・若者政策のあるべき将来像についてご意見をお伺いしました。今後、本市が実施する各種事業の企画・立案にあたっての参考資料として活用します。

学童保育所支援員 意見聴取結果

日 時：令和6年10月22日（火）9：00～10：00

会 場：城址会館（放課後児童クラブ代表者会議内で実施）

参加者数：9名

主なご意見

- *スクールカウンセラーをはじめとするカウンセリングの充実。児童・保護者はもとより、支援者も気軽に利用できるサービスの充実を。
- *小学校給食の無償化・負担軽減
- *地域における中学・高校生の居場所・活躍の場づくり。
- *こども食堂や地域での居場所の充実。こどもは楽しく、保護者も安心な場所。
- *大学生（特に教育者をめざす）のためのシェアハウス。学生同士で助け合いながら生活して、経済的負担の軽減を。さらには地域への愛着を育む機会として。
- *地域でこどもを見守る様々な支援者が、気軽に相談・情報共有できる窓口、体制づくり。警察や児相、市役所などの窓口は敷居が高い。
- *かつての寺子屋のような、地域のサロンのような機能としての寺社の活用。
- *一時預かりの料金負担軽減、小学校3～4年生まで対象のサービスがほしい。
- *病児保育の充実、経済的負担のハードルを下げる。
- *地域の有志による学校サポーターの導入。
- *すべての児童の放課後の活動をカバーする賠償保険制度。

子育て中の保護者のみなさん（子育て支援関連施設の整備にかかる市民意見交換会にて）

日 時：第1回 令和6年8月25日（日） 10：30～12：00

第2回 令和6年11月24日（日） 10：00～12：00

会 場：市役所交流棟 交流ホール

参加者数：【第1回】パパチーム3名、ママチーム5名

【第2回】パパチーム3名、ママチーム6名（父母それぞれ分かれて議論）

主なご意見（子育て支援に関連するもの）

【パパチーム】

○子育ての悩み・困りごと

- *まちなかのバリアフリー未整備。ベビーカーが通りにくい。
- *気軽に参加できる子育てに関する講座の開催。
- *子育てのアドバイスブックがあれば。簡単なことだと相談しづらい。
- *いわゆる「奈良府民」（＝大阪・京都へ通勤する人）が、子育てを通じて地域に関われる環境がほしい。
- *保護者会運営である学童保育所の負担が大きい。

○遊び場に関すること

- *公園等の遊び場に父親が少なく、交流がない。
- *父も入りやすい、オープンで敷居の低い遊び場施設がほしい。

【ママチーム】

○子育ての悩み・困りごと

- *親自身の体調不良時、こどもを見るのがつらい。
- *いわゆる「相談窓口」よりも気軽に話せる場がほしい。
- *こどもが迷惑をかけていないか心配になり、常に周囲に謝っている気がする。
- *親子で出かける場所が大型商業施設になりがち。

○遊び場に関すること

- *遊べる公園が少ない。
- *特に夏場の遊び場に困る。
- *ボール遊び禁止の公園が多く、遊びが制限されている。

○子育て支援サービスについて

- *民間の一時預かりは料金が高い。
- *一時預かりサービスは、事前申請などが必要で利用のハードルが高い。
- *ごく短時間（例えば1時間）買い物などのために預かってくれる場がほしい。
- *ママ同士のつながりを作れる場がほしい。
- *パパのための育児教室を。



こどもサポートセンター・親子たんとん広場 意見聴取結果

日 時：令和6年11月24日（日）9：20～10：00

会 場：市役所

参加者数：各代表者1名ずつ（各団体の意見を集約）

主なご意見

- *保健センターの立地が悪く、母子保健の相談窓口が心理的に遠くなっている印象。最近では自動車を運転しない親も多いので、市役所周辺など、交通の便がよい場所に相談できる窓口があればと感じる。
- *保健師や助産師、管理栄養士などの専門職が常駐し、かつ気軽に相談できる子育て広場の設置。また、スマートフォンやパソコンからのオンライン相談など、様々な形で相談できる体制が必要だと感じる。
- *小学校低学年の児童の土曜日の過ごし方に課題を感じる。学童保育で対応できない場合があるが、一方で、こどもサポートセンターでの預かりは、未就学児と同じ空間での保育となるため運用上困難を感じる。
- *こどもサポートセンターが実施する送迎サービスについて、ニーズは高い。一方で提供できる会員の確保や保険料の負担等、サービス維持のためには課題が多い。特に第2子出産時における第1子の保育所等からの送迎について、ニーズは高い。産後ケア事業と組み合わせて実施することはできないか。
- *こどもサポートセンターでの、病後児の取り扱いについて難しさを感じる。病後児の保育について、より使いやすいものがあれば。
- *認定こども園への転換が進んでいるが、幼稚園のよさもあるのではないか。
- *産後ケアの施設が市内には少なく、利用しにくい。出産直後に母子がゆっくり過ごせる場所が市内にあればと感じる。

■ 第二期計画の実施状況

第二期計画の施策ごとに、本市の計画期間中の主な取り組みと成果、今後強化が必要な取り組みを考察します。

1. 子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進

(1) 子どもの人権の尊重

①人権教育・保育への取り組みの推進	【主な取り組みと成果】 ○公立保育園及び認定こども園の全保育者に対して定期的に人権研修を行うとともに、外部研修などへ参加を実施しています。 ○児童に対しては小・中学校の道徳教育における「心の教育」や様々な体験活動を実施しました。また、道徳が教科化されたことに伴い、学ぶ機会が増えています。 【今後強化が必要な取り組み】 ○保育者や教職員が人権について学ぶ機会の充実に取り組む必要があります。 ○小・中学校の道徳教育の向上に向け、職員研修等による情報共有や他部署間でのさらなる連携が必要となります。
②子どもの人権啓発の推進	【主な取り組みと成果】 ○ジュニアリーダー研修会、シニアリーダー研修会等において人権啓発の講座を実施しました。 ○小・中学生が主体的に人権を尊重する力を培えるよう、子ども人権フォーラムを市内すべての中学校区で実施しました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○人権講座の実施にあたっては、「セクシュアルマイノリティ」「こどもの貧困」「こどもの虐待」などの新たな人権課題についても普及・啓発に努める必要があります。 ○小・中学生をはじめ、すべての人が人権感覚を正しく身につけられる教育・講座等を実施していく必要があります。

(2) 児童虐待等防止への取り組みの推進

①児童虐待の予防・早期発見の推進	【主な取り組みと成果】 ○要保護児童対策地域協議会において、各機関との連携のもと、適切な見守りとケース管理を行っています。 ○こどもの虐待に対する理解を深めるため、オレンジリボンツリー作戦による啓発を実施するとともに、子育てガイドブックや広報「つながり」を通して相談機関の周知を図りました。 ○新たに「こども家庭センター」を設置し、児童・保護者及び妊産婦の総合的な窓口としての機能充実に努めています。 【今後強化が必要な取り組み】 ○様々な場や機会を活用し、こどもの虐待防止に向けた啓発活動に今後も取り組む必要があります。 ○こども家庭センターについては、今後さらなる相談機能、調整機能の強化に取り組む必要があります。
②家族間の暴力防止の推進	【主な取り組みと成果】 ○DV・女性相談、女性のための法律相談を実施するとともに、研修や指導を通じて相談員の資の向上を図りました。 ○DVに関する講習会や講演会を開催するとともに、学校においてDVやデートDVに関する教育を行いました。 ○DV被害者に対し、県中央こども家庭相談センターや警察など、様々な関係機関と連携し、必要な支援につないでいます。 【今後強化が必要な取り組み】 ○DV被害者に対して、早急に適切な対応ができるよう、引き続き相談員の資の向上に努めるとともに、分野を超えた多機関での連携強化に取り組む必要があります。

(3) 子どもの安全の確保

①子どもを犯罪等から守るための活動の推進	【主な取り組みと成果】 ○小学校の下校時間に合わせたパトロールの実施、「子ども 110 番の家」の協力者の確保、青少年指導員による街頭指導の実施、市民安全メールを通じた不審者情報の発信、防犯ブザーの所持促進等を通じて、地域でこどもの安全を守る取り組みを推進しました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○こどもの安全を守るため、引き続き地域等と連携した見守り体制を強化していく必要があります。また、「子ども 110 番の家」の新規協力者の確保に努めるとともに、市民安全メールの登録者を増やす必要があります。
②子どもの事故防止対策の推進	【主な取り組みと成果】 ○こどもの事故防止に向けて、子育て教室や赤ちゃん訪問、育児相談、健診等の機会を通じて情報提供を行いました。 ○幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校において交通安全教室を実施し、交通安全に対する意識の向上を図りました。 ○自転車に同乗する幼児の安全確保のため、幼児 2 人同乗用自転車の購入費の補助金を交付しました。 ○誰もが安心できるまちづくりに向けて、カーブミラーやガードレール、区画線の設置など、交通事故を未然に防ぐ対策を継続的に実施しています。 【今後強化が必要な取り組み】 ○屋内外問わず、こどもの事故防止に向け、様々な場や機会を活用した周知・啓発が必要です。 ○幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金については、申請件数が減少していることから、事業のさらなる周知を図る必要があります。
③子どもの安全を守る地域環境の整備	【主な取り組みと成果】 ○公園内の施設や遊具の安全確認を行い、適切な維持管理、更新を行いました。 ○親子が安心して外出できるよう、誰でも自由におむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」の設置を促進するとともに、市内で開催されるイベント等に「赤ちゃんの駅」の無料貸し出しを実施しました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○「赤ちゃんの駅」認定施設や、イベント等での「赤ちゃんの駅」の設置が増えるよう、さらなる周知啓発に取り組む必要があります。



2. 子育て・親育ちができる環境づくり

(1) 母子保健の充実

①妊産婦への支援	【主な取り組みと成果】 ○令和5年度より伴走型相談支援を開始し、母子健康手帳の交付について予約制での専門職との面談や出産応援ギフトの配布を行いました。 ○妊婦健康診査への助成、妊婦歯の相談の実施、妊娠判定受診料補助事業、母子栄養食品給付事業、一般不妊治療・不育治療費助成事業、産後ケア事業などを通じて、妊産婦への支援を行っています。 【今後強化が必要な取り組み】 ○妊婦歯の相談については、乳幼児の相談が多く、妊産婦の相談が少ないため、事業のさらなる周知を図る必要があります。
②出産・育児相談の充実	【主な取り組みと成果】 ○保護者の育児不安、孤立化を防ぐため、心理判定員、保健師による発達相談や子育て相談、保健師、管理栄養士等による育児相談や訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）を実施しています。 ○健診の未受診者に対しては、受診勧奨と近況確認のアンケートを送付し、他機関とも連携しながら、未受診者の状況把握に努めています。 【今後強化が必要な取り組み】 ○各種相談支援にあたって、タブレットを使用した外国語対応を行っていますが、医療用語などは細かなニュアンスが伝わりにくいことがあるため、工夫が必要です。

③小児救急医療の充実	【主な取り組みと成果】 ○日曜・祝日の休日診療所の開院や2次医療圏における救急輪番体制の整備を行っています。 ○訪問事業や健診等でチラシを配布し、小児救急電話相談等の情報提供を行っています。 【今後強化が必要な取り組み】 ○適切に医療機関の受診ができるよう、引き続き、体制整備と情報提供に取り組むことが重要です。
④食育の推進	【主な取り組みと成果】 ○「ベジたベプラス」キャンペーンによる啓発や、イオンモール「大和郡山フェア」での食育ポスターの展示、また、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校・図書館等に食育月間ポスターを配布して、食育の推進に取り組みました。 ○本市で生産される野菜を利用したレシピの開発を大学やすこやか21推進委員等と共同で開発するなど、食育の重要性について、広く周知しました。 ○学校給食では、毎月2～4回「大和郡山の日」に市内産の野菜を使った献立を提供しています。また、6月の「食育の日」には「大和郡山カレー」を、11月には「大和郡山うどん」を継続して提供しています。 【今後強化が必要な取り組み】 ○「ベジたベプラス」の推進とともに、減塩、適正体重の維持、毎日の朝食摂取、共食などの課題改善に向けて取り組む必要があります。
⑤思春期保健対策の充実	【主な取り組みと成果】 ○青少年センターでの青少年悩み相談や保健センターでの電話相談等を通じて、思春期の相談支援に取り組んでいます。 【今後強化が必要な取り組み】 ○社会情勢の変化やSNSの普及など、子どもを取り巻く環境のめまぐるしい変化に対応できるよう、引き続き、きめ細かな相談支援等に取り組むことが重要です。



(2) 子育て家庭への支援

①子育てに関する 相談・支援体制の 充実	【主な取り組みと成果】 ○認定こども園4園の地域子育て支援センターにおいて、特色ある子育てに関するサービスを提供するとともに、子育て相談の充実を図り、困りごとやニーズの把握を行いました。 ○家庭教育に関する学びや相談ができるよう、幼稚園、小・中学校において家庭教育学級を実施しており、近年学級数は増加傾向にあります。 ○令和5年度より市役所交流棟に新たな「つどいの場（親子たんどん広場みりお〜の）」を開設するとともに、土曜日の開催を開始し、すべての曜日に市内いずれかの会場で利用が可能となりました。 ○子育て教室において、離乳食の開始の話や、ふれあい・あそびの紹介を行いました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○より多くの人々が、地域子育て支援センターを気軽に利用できるよう、体制の整備と周知を図る必要があります。 ○家庭教育学級について、幼稚園の園児が年々減少していることから、幼稚園と小・中学校の連携について検討する必要があります。 ○子育て教室での講義内容や保護者同士の交流等の検討を進めていく必要があります。
②障害のある子ども がいる家庭への 支援の充実	【主な取り組みと成果】 ○児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害福祉サービスの提供をはじめ、各種手当の給付や児童発達支援利用助成等を通じて、障害のある子どもとその家庭への支援を行いました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○児童発達支援、放課後等デイサービスの利用は年々増加していることから、各種サービスの確保に努めつつ、必要な支援につないでいく必要があります。
③ひとり親家庭への 支援の充実	【主な取り組みと成果】 ○自立支援教育訓練給付制度、高等職業訓練促進給付制度、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業、母子・父子自立支援員による相談事業、ひとり親家庭等医療費の助成を行いました。 ○広報「つながり」等において児童扶養手当の普及を行いました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○引き続き、各種支援の実施と、広報「つながり」や市ホームページ、市公式LINE等を活用した制度の普及啓発に取り組んでいくことが重要です。

④生活上の困難を抱える家庭への支援の充実	【主な取り組みと成果】 ○奈良県の制度では対応できない外国人家庭の児童生徒（来日から2年以上経過）に対し、日本語指導講師を派遣しました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○対応できる言語や人材の確保などの課題に対応するため、学校等との連携を強化する必要があります。
⑤子育てに対する経済的支援	【主な取り組みと成果】 ○児童手当の支給を行うとともに、広報「つながり」等で制度の普及に努めました。また、子ども医療費の助成を通じた経済的な負担軽減に取り組みました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○引き続き、手当の支給、医療費の助成を行うとともに、制度の普及・啓発が必要です。

（３）家族で支え合うワーク・ライフ・バランスの推進

①父親の育児・家事への参加促進	【主な取り組みと成果】 ○ママパパクラスを開催し、父親の育児・家事への参加促進を図りました。令和５・６年度には、沐浴編の参加希望者が定員を超えたため、追加開催しました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○引き続き、事業を継続し、父親の育児・家事への参加促進を図ることが重要です。
②子育てと両立できる就労環境づくりの啓発促進	【主な取り組みと成果】 ○チラシの配布等を通じて、労働者や企業に向けた育児休業制度や介護休業制度、長時間労働の是正に関する啓発を行いました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○より多くの対象に周知ができるよう、広報手段の拡充を図る必要があります。
③若い世代への子育て意識の醸成	【主な取り組みと成果】 ○中高生を対象に、乳幼児とのふれあい体験・保育体験を実施しました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○引き続き、中高生を対象とした乳幼児とのふれあい体験・保育体験を実施し、若い世代への子育て意識の醸成を図ります。

3. 子育て家庭を支える地域の支援環境づくり

(1) 多様な保育の充実

①保育環境の整備	【主な取り組みと成果】 ○公立幼稚園・保育園の統合、民間幼稚園・保育園の移行等により、令和2年度から令和3年度にかけて、幼保連携型認定こども園を7園設置しました。 ○保育士、保育教諭の研修等を通じて、質の向上に取り組むとともに、広報「つながり」やハローワーク、市公式LINE等の様々な機会を利用して保育士の確保に努めました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○保育ニーズの高まりに対応できるよう、保育士の質の向上と確保に向けてより一層取り組んでいく必要があります。
②多様なニーズに対応した保育の充実	【主な取り組みと成果】 ○認可保育施設の建て替え整備や保育士確保施策を実施し、受け入れ児童が増加しました。 ○一時預かり実施園を増やすとともに、従来の病後児保育に加え、新たに病児対応型保育施設を整備しました。 ○心身の発達が阻害されている児童や外国人児童など、なんらかの支援を必要とするこどもが通う園に対し、家庭支援推進保育士を配置するなど、支援体制の充実を図りました。また、上記の保護者に対し、声掛けや家庭訪問を行うなど、様々な支援に取り組んでいます。 【今後強化が必要な取り組み】 ○待機児童は減少したものの、解消には至っていないため、引き続き保育士の確保等に向けて取り組む必要があります。

(2) 地域での子育て支援の推進

①地域で担う子育て支援体制の充実	【主な取り組みと成果】 ○認定こども園4園の地域子育て支援センターにおいて、特色ある子育てに関するサービスを提供しました。また、子育て相談の充実を図り、困りごとやニーズの把握を行いました。【再掲】 ○こどもサポートセンターにおいて、地域での子育ての助け合いを支援し、細かな託児ニーズに対応しました。 ○母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）、育児相談などの機会にチラシ等を配布しているほか、SNSでの情報発信を行いました。 ○幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放や親子たんどん広場の育児相談等を通じて、地域における子育て機能の強化を図りました。 ○ブックスタート事業の実施や「だっこでおはなし会」「おはなし講座」の開催を通じて、こどもの読書活動を推進しました。 ○令和5年度に子ども読書活動推進連絡会を開催し、子育て世代に関する事業の情報交換を行いました。また、「こども推し本リスト」を選定・作成し、市内小中学校の全児童・全生徒に配布しました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○親子たんどんひろばについては、保健師や栄養士等による専門的な育児相談の充実、保護者がつながりを深められるサロン機能の充実を図る必要があります。 ○こどもの読書活動の推進にあたっては、参加人数の減少を踏まえ、周知方法や参加しやすい日程について検討する必要があります。
②子育て支援の地域連携・ネットワーク形成の推進	【主な取り組みと成果】 ○要保護児童対策地域協議会の代表者会議や主任児童委員の定例会等において、児童虐待や擁護相談の状況を共有しました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○関係各課による子育て世代に関する事業の情報交換の実施について、今後検討が必要です。

4. 豊かな感性を育てる教育の推進

(1) 特色ある教育の創造

①就学前教育の充実	【主な取り組みと成果】 ○保育園での園庭開放や、認定こども園への子育て支援室の設置を通じて、子育て支援に取り組みました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○引き続き、事業を継続するとともに、こどもや保護者がどのような場を必要としているのか、ニーズの把握に努める必要があります。
②地域社会での協働による学校教育の充実	【主な取り組みと成果】 ○特別支援教育支援員や学校支援ボランティアを活用し、教育環境の充実に図りました。 ○毎年1～2名の学生チューターが活躍し、郡山北小学校・郡山中学校分教室「ASU」に在籍する児童生徒の支援に取り組みました。 ○小・中学校の希望に応じて、奈良工業高等専門学校の教官等を授業に派遣しました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○特別支援教育支援員等の待遇の改善や、学生チューターの確保に取り組む必要があります。 ○奈良工業高等専門学校の教官等の派遣について、これまで活用実績がない学校への積極的な周知と活用促進に取り組む必要があります。
③子どもの教育相談・支援体制の充実	【主な取り組みと成果】 ○不登校状態にある市内小・中学校に在籍する児童生徒を支援するため、不登校対策総合プログラムを推進し、「ASU」「ASUカウンセリングステーション」を設置しました。令和5年度からは文部科学省の認可を受け、郡山北小学校・郡山中学校の分教室となりました。 ○特別支援学級にかかる研修会を定期的に実施し、指導力の向上に努めました。 ○各校にスクールカウンセラーを配置し、継続的なカウンセリングを行いました。スクールカウンセラーによる相談実施回数は年々増えています。 【今後強化が必要な取り組み】 ○通級指導教室を全ての学校に設置できるよう、体制を整備する必要があります。 ○小学校においてスクールカウンセラーの需要が増えていることから、対応できる体制整備が求められます。

(2) 子どもの居場所づくりの推進

①子どもの活動の場の整備	【主な取り組みと成果】 ○11 小学校区すべてにおいて、公立民営の学童保育所（放課後児童クラブ）による支援を実施しました。 ○令和6年度より市内全小学校において、放課後子ども教室を行い、放課後のこどもたちの居場所づくりを行いました。 ○学童保育所について、児童数の増加に対応できるよう令和3年度に4支援単位、令和4年度に3支援単位を新設しました。 ○学童保育所と放課後子ども教室の連携を深め、体制を整備し、学童保育所の利用者も放課後子ども教室に参加することができました。 ○こどもの安全な遊び場の確保に向けて、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設の開放を行いました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○公立民営の学童保育所は、多くが保護者会運営となっていることから、保護者の負担軽減に係る取り組みが必要となっています。 ○放課後子ども教室については、ボランティアスタッフの確保を強化する必要があります。 ○学童保育所と放課後子ども教室については実施頻度に差があることから、引き続き体制の検討を図る必要があります。 ○学校体育施設の開放にあたっては、施設破損やマナートラブルもみられるため、注意事項を遵守してもらえるよう取り組む必要があります。
②社会体験学習の充実	【主な取り組みと成果】 ○地域の方々の協力を得て、小学2年生で「まち探検」、小学5年生で「米作り体験」実施し、中学校では職場体験等を実施しました。 【今後強化が必要な取り組み】 ○様々な体験場所の確保に向けて、より地域の理解を求めていく必要があります。

大和郡山市子ども・子育て会議条例

平成25年 7 月11日

大和郡山市条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、大和郡山市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子育て会議に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する部会の委員がその職務を代理する。

(庶務)

第 9 条 子育て会議の庶務は、すこやか健康づくり部において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 11 月大和郡山市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略

附則(令和 3 年条例第 23 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年条例第 6 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

大和郡山市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分		氏 名	所 属
子どもの保護者		大木 尊裕	大和郡山市PTA連合協議会
		吉岡 孝二	公募委員
		藪田 純一	公募委員
		河口 佳世子	公募委員
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	保育園代表	細田 亜希子	大和郡山市公私立保育園園長会 (公立)
		○ 中村 泰子	大和郡山市公私立保育園園長会 (私立)
	幼稚園・小学校代表	奥田 明	大和郡山市校園長会
		鎌仲 眞由美	大和郡山市幼稚園園長会
	子育て支援事業代表	◎ 乾 由美子	大和郡山こどもサポートクラブ
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者		西田 外美江	前 奈良文化女子短期大学 幼児教育学科 講師
		☆ 渡辺 一城	天理大学人文学部社会福祉学科 教授
その他市長が適当と認める者		高原 俊治	大和郡山市主任児童部会 (主任児童委員)
		徳田 耕一	大和郡山市すこやか健康づくり部長

※◎＝会長、○＝副会長、☆＝こども計画策定部会長

策定経過

年 度	月 日	内 容
令和6年度	5月31日	第1回大和郡山市子ども・子育て会議 (1) 計画の概要および今後のスケジュールについて (2) その他
	7月12日～ 7月31日	子育て支援に関するアンケート調査 ○就学前児童調査 ○小学生児童調査 ○若者調査 ○小中学生調査 ○保護者調査
	8～9月	「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」(第二期)の実施状況調査(庁内)
	9月24日	第2回大和郡山市子ども・子育て会議 (1) こども計画策定に伴うアンケート調査の結果について (2) 大和郡山市こども計画の方向性について 「大和郡山市に住む子ども・若者がどうなってほしいか(基本理念)」をテーマに、2グループ(グループワーク形式)に分かれて、キーワードやアイデアを検討。
	9～10月	計画策定にあたって庁内関係各課との検討・調整
	11月3日	「こどもの意見聴取ワークショップ」開催
	11月19日	第3回大和郡山市子ども・子育て会議 (1) 大和郡山市こども計画の基本理念について (2) 大和郡山市こども計画素案について 素案について、グループワーク形式で議論。
	1月10日	第4回大和郡山市子ども・子育て会議 (1) 大和郡山市こども計画(案)について (2) 計画策定にかかる今後の日程について
	1月17日～ 2月17日	「大和郡山市こども計画(案)」について、パブリックコメントの実施
	3月27日	第5回大和郡山市子ども・子育て会議 (1) 大和郡山市こども計画の公表について

大和郡山市こども計画

発行年月：令和7年3月

発 行：大和郡山市

編 集：大和郡山市すこやか健康づくり部子育て支援課

住 所：〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4

電 話：0743-53-1151（代表）

F A X：0743-53-1049（代表）

本計画の
QRコード

